

矢部貞治における「共同体的衆民政」論の展開（二）
（総力戦の政治学）

波田永実

〈目次〉

矢部貞治における「共同体的衆民政」論の展開（一）国防国家の政治学

1 矢部貞治の政制改革構想

はじめに

（1） 齊藤内閣期の貴族院改革構想（政界との接触のきっかけとしての

- （2） 第一次近衛内閣期における議会制度改革問題——議会制度審議会と矢部貞治
（3） 矢部貞治と昭和研究会、第二次近衛内閣への政策提言

2 翼賛体制形成と矢部貞治

（1） 近衛新党運動から新体制へ

（2） 大政翼賛会の成立と矢部貞治

（以上、「流経法学」第二卷第二号）

矢部貞治における「共同体的衆民政」論の展開 (二) ～総力戦の政治学

3 国家総力戦と矢部貞治

(1) 国防国家と世界新秩序の構想

4 (2) アジア太平洋戦争期の矢部貞治

「共同体的衆民政」論と天皇制の歴史的地位

4 (1) ファシズム期における共同体論の政治的意味——「一つの国民代表論

「社会革命」としての「一君万民」論——天皇制における共同体と「民主主義」

5 矢部貞治における「戦中と戦後の間」

(以上、本号)

3 国家総力戦と矢部貞治

(1) 国防国家と世界新秩序の構想

—海軍省調査課での活動

矢部が海軍省嘱託に発令されたのは、一九四〇（昭和一五）年六月二六日のことであつた。矢部と海軍省との関係が出来るについては次のような事情があつた。

⋮（前略）⋮それが済んだら田中耕太郎先生が見えて、海軍大学で政治、経済、思想の将来を研究するのに嘱託を求めて居り、政治の方では僕と、それからアメリカの事については高木先生を推薦したから、

是非承諾してやつてくれとの事で、承諾して置いた。経済には永田清、大河内一男、板垣与一、思想には高山岩男、清水幾太郎を頼む予定の由。

(一九四〇年五月八日)

矢部は海軍大学の嘱託と田中から聴いているようであるが、実際には海軍省調査課のブレーン・トラストのいくつかに關係しながら活動して行くことになるのである。この海軍のブレーン・トラスト組織については、高木惣吉の存在が大きな意味を持つていて、高木は一九三七年から一九三九年にかけて海軍省官房（臨時）調査課長であつた頃から、調査課にブレーン・トラストを置く構想を持っていたという。そして高木の戦後の回想によれば、彼が海大教官兼任で調査課長に戻ってきた時この構想を實現に移したと述べているが、高木が調査課長に再び就任するのは一九四〇年一一月のことであり、『矢部貞治日記』の記述と矛盾する。

海軍省調査課関係の諸グループは『矢部貞治日記』その他の資料から判断すると一九四〇年五月以降、組織を整えつつ活動始めたと判断してよいであろう。

高木惣吉の『太平洋戦争と陸海軍の抗争』によれば、その組織とメンバーは次のようであつた⁽¹⁾。

- (一) 思想懇談会 安倍能成（一高校長）、岸田国士（劇作家）、関口泰（朝日新聞論説）、谷川徹三（幹事・法政大学）、富塚清（東大）、服部静夫（東大）、藤田嗣雄（東大）、和辻哲郎（東大）
- (二) 外交懇談会 伊藤正徳（時事新報）、稻畑勝治、神川彦松（東大）、三枝茂智（幹事・明大）、斎藤忠、高木八尺（東大）、田村幸策、松下正寿（立教）
- (三) 政治懇談会 岸本誠二郎、佐々弘雄（朝日新聞論説）、杉原荒太（外務省）、田中慎次郎（朝日新聞論

説)、田中次郎(東大)、細川盛貞、矢部貞治(幹事・東大)、湯川盛夫(外務省)

(四)

総合研究会 板垣与一(東京商大)、大河内一男(東大)、三枝茂智、高山岩男(京大)、谷川徹三、

武村忠雄(慶大)、永田清(慶大)、矢部貞治

(五)

直接連絡の嘱託 天川勇、大熊信行、大串兔代夫、加田哲二、清水澄、清水幾太郎、高木友三郎、田中耕太郎、中山伊知郎、本位田祥男、安岡正篤、蠟山政道等他

(六)

海軍省顧問 岡田文秀、竹内可吉、藤原銀次郎、藤原愛一郎、山崎巖等他

これによると、矢部は政治懇談会(幹事)と総合研究会に参加して活動している。矢部は一九四〇年一〇月以来は、昭和研究会については外交委員会にときたま参加するくらいで、新体制問題も大政翼賛会の成立と翌年三月の改組で一応矢部の役割は終つたと言つてよく、一九四〇年一〇月以降、矢部の活動の中心は海軍省調査課での活動に移つていった。

『海軍省史料』第一一巻、一二巻に収録されている「Z委員会」関係の資料がこれ等の懇談会についての海軍側の直接的資料であろうと思われる。ただ、何故Z委員会と名付けられたかははつきりしない。

「1130 Z委員会研究事項(歐洲戰爭後の國際情勢及び之に対する対策) (一) (二)ノ研究要領(腹案)」によれば、Z委員会の研究テーマは①歐洲戰爭後の國際情勢、②歐洲戰爭後ニ於テ帝國ノ執ルベキ外交的、思想的、經濟的諸方策、の二点になつてゐる。

そして、研究項目に関しては「嘱託ノ意見ヲ多ク参考トスルコトナルベシ。尚必要ニ応ジ嘱託以外ノ部外者ノ意見ヲ徵スルコトアルベシ。之ガ為資料ノ提出或ハ必要アル事項ニ対スル答申ヲ依頼シ又適宜講演ヲ依頼ス」とのべられ、その勤務に関しては「概ネ毎週一回各部門毎ニ嘱託ヲ調査課ニ參集セシメ意見ヲ徵ス、此ノ

際委員会幹事適宜調査課ニ參集スルヲ例トス 又概々毎月一回水交社ニ於テ嘱託ヲ中心トシテ小委員会委員（必要ニ応ジ右以外ノ委員其ノ他希望者ヲ加フ）參集夕食ヲ共ニシ座談的ニ意見を交換ス」とされている⁽²⁾。

また、「1146 Z委員会研究事項（歐洲戦争後の國際情勢及び之に対する対策）（案）・調査課長」に詳しい研究事項が列記されているので参照されたい。この中で、矢部に関係があると思われるのは、「一 政治関係 (三) 帝国政治機構ニ関スル事項」であろう。これは以下のような内容であった⁽³⁾。

- (イ) 欧洲戦争後ノ世界的政治情勢変化ノ東亜新秩序ニ及ボス影響
 - (ロ) 国家総力戦ノ見地ヨリスル帝国現政治機構ノ批判
 - 1 内閣制度
 - 2 議会制度
 - 3 企画機関
 - 4 国民組織ノ問題
 - 5 其ノ他
- (ハ) 全体主義的政治機構ト帝国国体
 - (ニ) 国防国家ノ体制
 - (ホ) 今後実現すべき帝国ノ新政治機構

これらの中のいくつかについては、矢部は海軍省に研究成果を提出している。

矢部が海軍省と関係し、その政策決定に参与しようとしたことについては、先に述べたように大政翼賛会の

政治的結末が矢部の主觀的意図と異なつていたことと関係していると考えられる。先に一九四一年一月二一日に海軍省調査課で高木惣吉との間で、「高木大佐の話では、大政翼賛会に望みを囑するといふことはもう出来ない。何とか他に政治力を結集する方法はあるまいかとの事。僕もこれでほと／＼弱つてゐる旨を論じたが、とにかく、佐々、田中両氏と三人で近日会はうと約して別れた。」（一九四一年一月二一日）と言う話が交わされたことは前述の通りである。矢部が海軍省関係の活動に集中して行くことは、近衛が具体的な政治的支持勢力を背景に持つていなかつたことも、翼賛体制の「現実的帰結」の大きいなる原因であつた事を考えれば、矢部は今度は海軍という現実的「政治力」を背景に、政策を実際的裏付けをもつて遂行しようとしたのではないか、と思われるるのである。

この翼賛会に代わる新たな政治力結集の問題は一九四一年一月二四日、改めて話し合われた。

海軍から高木大佐と扇大佐、こちらから佐々弘雄と田中慎次郎の両氏と僕。当面の問題としての政治力結集の問題を論ずる。主として佐々氏の提案を聴いた。佐々氏の考へでは、政治力の結集目標は、支那事変の処理と、日米戦の出来るだけの回避でなければならず、そのためには日支事変に対し批判的立場にあるものの結集が第一だとし、その具体策は、皇道派関係と海軍の提携の他にはないといふに在る。佐々氏の頭にるのは、皇道派の柳川、小畠俊四郎を中心とし、陸軍の塚田參謀長や、山下奉文や、統制派系ではあるが梅津、それに東亜連盟の板垣、石原の糾合が先だといふにある。この主脳が合致すれば他の議員関係などは一週間で出来るし、東建聯も末次と他のものとは分れてゐるし、橋欣でも中野でも腹を据ゑて談判すればわけはないといふに在る。名目は近衛支援といふことでもいゝといふ。

大体の筋は異論ないが、下部の組織を余りに軽視してゐることゝ、人物の評価に於て正確さが判らぬと

いふことゝ、佐々氏特有の夢を少し戒めてこれを支持しなければなるまい。

（一九四一年一月二四日）

矢部が記しているように、佐々自身が皇道派、觀念右翼寄りの思想の持ち主であり、当時の政治権力を実質的に握っていた陸軍主流派（統制派的色彩が強い）に対する、反対勢力の結集と言う点において、陸軍の反主流派の総結集を図り、それと海軍の提携によつて政局の転換を図らんとする構想であつたが、吳越同舟の觀があり「主体」の問題を無視していること、「下部の組織を余りに輕視してゐること」と、肝心の海軍側がどのように考へてゐるか定かでないこと⁽⁴⁾、等の問題点が指摘されよう。しかし、この皇道派と海軍の提携という構想は、一九四一年九月の段階において、「末次内閣構想」として再び浮上してくることになるが、その原型と言つてよいであろう。

「帰つて床に入つてからも政治力結集の問題でとつおいつ眠られず、曉まで展転反側す」（一月二四日）と日記に記している。

この日の話は、一月二七日岡軍務局長も交えて、高木、矢部、佐々で改めて話し合われている。しかし、軍政の中心たる軍務局長が如何なる反応を示したかについては日記には記されていない⁽⁵⁾。

一月三一日にも海軍省で三枝茂智の外交論を聞いた後で討論になたが、矢部は「僕は相当率直に、支那事変の急速処理と、対米戦を出来るだけ回避するやう、政治力の結集の必要を力説。ドイツ第五列の動向に注視すべきことを説く。」（一月三一日）と述べている。

では以下、順を追つて矢部の海軍での仕事の内容を検討しておこう。

矢部が海軍省との関係で最初にまとめた体系的な文書は『世界的動乱と帝国国防国家体制』である。

朝十時海軍省に行く。話は新体制の中核体の問題であつたが、あとで、調査課長から、国防国家体制の必要とその方策について相当長いものを書いてくれないか、それに基づいて段々と内容を充実して一つの指導書にしたいとのことで快諾した。

(一九四〇年九月一二日)

この原稿は一〇月三日に海軍省に提出されている。筆者が参照したものは、矢部の手元に残され、戦後矢部家から憲政記念館に寄託されたもので、マル秘の印が押され、

海調研究資料A第一号 昭和十五年九月二六日

矢部囑託述

世界的動乱と帝国国防国家体制

海軍省調査課

と書かれ、次の頁の（備考）のところに

本稿前半ハ日独伊三国同盟調印前起草サレタルモノニシテ獨国ノ態度ニ就キテハ現在ノ状況ニ即セザル部分アルモ其ノ併印刷セリ

昭和十五年十月四日

海軍省調査課

と書かれている⁽⁶⁾。日記の記述から判断して、一〇月三日までに何度かに分けて提出されたものと想像される。その構成は次のようになつていて。

一、世界新秩序の方向

- (1) 欧洲の世界支配の動搖
- (2) 絶対主義的民族國家原理の問題
- (3) 帝国主義の問題
- (4) 英帝国の運命

二、東亜新秩序の建設とその阻害物

三、現代国防国家の根本前提

- (1) 二十世紀国家の一般的要請
- (2) 現代の戦争及国防の特質

四、帝国国防国家体制の方向

- (1) 大東亜共栄圏
- (2) 政治体制
- (3) 経済体制
- (4) 文化、教育体制

まず第一に、矢部の世界情勢認識が最も端的に表れているのは「一、世界新秩序の方向」である。ここでヴエルサイユ体制に集大成された旧秩序は①欧洲の世界支配の伝統、②絶対主権的民族国家の原理、③帝国主義の原理、④大英帝国の存在、の四点に基盤を置いたものであるが、それらの全面的崩壊が進みつつあるとする。ここで注目すべきは、「世界新秩序」内容として、

各民族の文化、個性、生存の厚く尊重せらるべきことは勿論ながら、恰も国家内に於て絶対的個人主義が克服せられざるを得ざるし如く、国際間に於ても、自己民族の萬能利己主義や、凡ての民族の絶対主義的権力欲求、乃至機械的平等主義は、克服せられざるを得ぬ。個人間に於て、機械的なる自由平等主義に代り、指導者原理が認められざるを得ざるに至れる如く、民族間に於ても、先に見たる如き大地域単位の中に於て、実力ある優秀民族の道義的指導に、弱小諸民族が信頼して協同するところの、諸民族協同体制が必然なのである。

と述べている点である⁽⁷⁾。国内政治の方法論をそのまま国際関係に適用しようという点が特徴である。そして、矢部の議論は、こうした「優秀民族の道義的指導」を認める点と、次のような「帝国主義そのものの揚棄が必然となる」⁽⁸⁾という議論の結合にある。

矢部はヴエルサイユ体制を「帝国主義そのものを克服して成立せるものではなく、遂にそれを強化し、世界分割の不正を拡大して成立せるものであつた」⁽⁹⁾とする以上、それに代わる「新秩序」が「反帝国主義」的論理であることは一見必然的にも思える⁽¹⁰⁾。

新秩序は、人類資源を公平なる世界的配分を根本原理とし、大地域単位を以て、諸民族の共存共榮を可能ならしむるものでなければならぬ。かかる大地域共存圏は、特に現代の戦争乃至国防の特徴よりして絶対的必然性を持つ。

しかもその大地域共存圏は「帝国主義の上には断じて成立し能はぬ」とし、「ここに諸民族の經濟協同体が端的に要請される」とする⁽¹¹⁾。

「帝国主義」に代わる「世界新秩序」の実体は「大地域共存圏」という概念で表される。その時それが、日本を中心とする「東亜新秩序」を念頭に置いていたことはいうまでもない。矢部の議論の第一の特徴は、「大地域共存圏」という概念を「帝国主義」から切り離すことにあつたといつてよい。矢部の「世界新秩序」についての認識は次のようなものであつた⁽¹²⁾。

之要、世界の新秩序は、歐洲を中心として考へられた抽象的世界主義より、世界各地域の独自性自主性の尊重へ、機械的な民族自決主義や自己民族の萬能主義より、指導的民族を中心とする諸民族協同主義へ、帝国主義による世界の分割搾取より、大地域經濟共存圏の確立へ、而して歐洲の一体化と英帝国の分解への方向に在ることも認識しなければならぬ。これらの凡ゆる意味に於て、東亜新秩序の建設は即ち世界新秩序建設の礎石をなすことことが理解されなければならぬ。

しかし「指導的民族」の国が帝国主義でないことは証明されていない。

次に「二、東亜新秩序の建設とその阻害物」⁽¹³⁾のところで、明治維新以来の日本の外交の根本的政策原理を

「国土国民の『安全』の保障と、人種的民族的『平等』の獲得」という二点に置いてきたとし、「安全」は、①尊王討幕、②朝鮮の保全、③満州・支那の保全、という形で表れ、「平等」は①不平等条約の改正、②人種平等の原則の確立、③政治的・経済的・文化的に欧米の植民地のごとく取り扱われてきた東亜諸民族解放のための努力、というように発展してきた、と主張する。とりわけ、「満州支那の保全なくして日本の保全はない」というのである¹⁴。

では、かかる関係にあるはずの日本と中国の提携を阻害してきたものは何であつたのかという問題については、どの様に答えるのであろうか¹⁵。

然るに日支の提携を阻止したものは、常に支那側の「以夷制夷」政策であり、それに乗じて為された歐米の干渉政策であつた。而してかかる日支の紛争原因を突きつめて考へると、結局その根源は、日支ともにその古き文明の上に眠れる間に欧米列強の東洋侵略が行はれ、日本は直ちに進んで欧米の文物を攝取して之に比肩せんことを努力せしに反し、支那は急速に欧米の半植民地に化せられた歴史的悲劇に在る。日本が日支提携、東亞保全を欲求しつつ、而も他方では欧米帝国主義国との間に伍して支那へ進出せざるを得ざりし矛盾の如き、人種平等を要求しつつ、而も支那に対しても不平等条約を享受せし矛盾の如き、更是世界情勢に促されて国防上経済上の必要よりする日本の大陸政策が、漸く半植民地状態より脱却せんとする支那民族主義と相剋せざるを得ざりし如き、すべてかかる歴史的悲劇の表現に他ならぬ。

この様に述べて、東亞の保全が日支の提携なくしては不可能であること、そしてその提携がこれらの諸矛盾の根源の克服なくしては達成できないとし、次のように述べる¹⁶。

即ちそれは欧米の半植民地状態よりの支那の解放を要求し、そのことは又帝国主義そのものの揚棄なくしては不可能のことである。この故に今欧米帝国主義を排除してそのあとに日本の帝国主義が代わるといふことに依つては、到底東亞の新秩序は成立し得ぬ。この意味で満州建国のイデオロギーに独占資本主義の拒否が含まれ、東亞新秩序の声明にも帝国主義の排斥が示唆されたのは意味が深いのである。それに依つて始めて旧秩序をなせるヴエルサイユ体制及びワシントン体制の克服が基礎付けられるのである。

矢部はワシントン条約体制を「現実政策上英米の協同謀略により、大戦中の日本の進出に対し『呑めるものを吐かす』ために謀られたもので、かつ将来の日本の発展を桎梏の中に抑制せんとの企図に出たものに他ならぬ」と評価する。

では日本がワシントン条約を何故容認したのかという問題について矢部は、「その根本的なものは日本経済の英米依存性に在つた」ことを認めている。そして「この同じ事情が、現在も亦東亞新秩序の建設を阻害しつつある最も重要なもののものである」とする⁽¹⁷⁾。

そしてさらに次のように述べている⁽¹⁸⁾。

ここに日本経済の根幹的なデイレムマがある。このデイレムマを克服し得るものは即ち大陸の資源に他ならぬ。大陸が日本帝国の生命線たるのは、単に軍事上ののみならずこの意味に於てもである。ここに東亞|経済協同体制の絶対的要請がある。而も日滿支の経済協同のみにては必ずしも未だアウタルキーを保障せず、ここに又更に蘭印を含む南洋が、大東亞共存圏の中に含まれるべき不可欠の重要性を有する所以があるのである

のである。

この様に見えてくると、矢部の国際新秩序論のキイ概念である「大地域共存圏」論は「アジア・モンロー主義」の典型的表現に他ならないことは明かである。しかも、日満支に蘭印を含めた「東アジア+南アジア」という形でアウタルキーを構想しているのである。この意味において矢部の議論は「大東亜共栄圏論」の原型と言つてもよいであろう。矢部はこのことを率直に「英米が何時いても経済的に日本を牽制し得ると考へる現状そのものの中にこそ、東亜新秩序建設の要請も在るのである」⁽¹⁹⁾と述べている。

そして「日本は、歐洲戦争の結末の如何に拘らず、戦後に於て益々その勢力を増大すべき地位にある米国とソ聯に挟まれて存在する。遅かれ早かれ太平洋に於ける決勝戦の戦はるべきことは、今より之を覺悟せざるを得ぬ。：（中略）：所謂高度国防国家体制確立の喫緊の要請が、ここに存するのである」⁽²⁰⁾と述べ、高度国防国家の必然性を主張するのである。

では次に「三、現代国防国家の根本的前提」の内容を検討してみよう。内容は（1）二十世紀国家の一般的要請、（2）現代の戦争及国防の特質（試論）の二部に分かれている。（1）の内容は、これまで矢部が展開してきた現代における国家の歴史的段階についての議論から「共同体的衆民政論」が導き出された論理と同様である。したがつて、二十世紀国家にいたるまでは省略する。矢部は二十世紀国家の一般的要請を次のようにまとめている⁽²¹⁾。

要之、二十世紀国家の一般的要請を約言すれば、経済の自由放任や、経済による政治の歪曲を排して、経済に対する政治の優位を確立することである。権力の分立ではなくその集中強化である。牽制と均衡、

対立と闘争ではなく統合と協同である。「国家権力よりの自由」ではなく、国家生活への内的自發的参与による協同である。機械的な自由平等ではなく人格的指導者の原理である。抽象的な市民の個人主義ではなく、国家共同体の一員としての職分による奉公である。而してその形態は、自由主義的な議会政治、独立的な政党政治ではなく、国民的基礎に立つ執行権の集中強化と、自由放任、営利主義による経済ではなく、国家公益を指導原理とし、職能団体組織による統制経済乃至計画経済なのである。

これが矢部の言う「世界一般の趨勢の概観」⁽²²⁾である。

では日本の場合はどのように考えられているのであろうか。矢部はここで興味深い議論を展開している。すなわち、「国体法の絶対的独自性は勿論ながら、その政体法の部分には、矢張り当時の歐洲の自由主義的立憲政治より攝取せられとものがあることを否定し得ず」⁽²³⁾と述べているのである。そして、その「政体法」の部分で「現代二十世紀國家一般の要請する上記の如き趨向、特に国民と結合せる集中的執行機構と、公益主義による計画乃至統制経済体制への趨向は必然的である」⁽²⁴⁾とするのである。そしてこうしたことが「これ正しく一君万民の日本政治の根本原理」であり、「国防国家の要請とも合致する」というのである⁽²⁵⁾。ただし、「国体法」・「政体法」の概念についての説明はない。

では次に「(2) 現代の戦争及国防の特質（試論）」を見てみよう。矢部の国防国家についての定義は次のようなものである⁽²⁶⁾。

所謂国防国家といふのは、諸国家間の矛盾不均衡、諸民族の生命力の相剋等による國際情勢の緊迫を背景とし、現代の戦争及国防の総力戦たる特質に鑑み、起り得べき凡ゆる攻防戦につき準備を整へた国家を

いふものと解する。現代のかかる国防国家の要請は…（中略）…上記の如き二十世紀国家の内在的要請と合致し、更にそれを絶対的要請にまで高めるものである。

この様に述べた後、現代の戦争と国防の特質を「総力戦」と規定し、それを不可避ならしめるものとして、①現代戦の高度の機械化・特に飛行機戦術の発達、②経済戦における全物質・全人員の総動員と高度な計画性、③大地域国防圏・経済圏の必然、④思想戦ないし軍事と政治経済・文化との高度な緊密性、等を挙げてゐる⁽²⁷⁾。これ等は特に矢部に独特の考え方ではない。むしろ、国防国家論の一般論である。矢部がこの「高度国防国家論」に理論的「寄与」をしたと考えられるのは、現代戦の特質と現代政治の趨勢を結合したことであろう⁽²⁸⁾。

一般的法則として、戦争技術に於ける人員数の重要性は政治を衆民的ならしめ、特別の機械技術の優越は政治を寡頭的ならしめることが認められるが、現代戦に於ては、その高度の機械化により寡頭的政治が必然であるとともに、他面人員数の重大性も亦圧倒的なる故に、単なる専制政治ではあり得ないのである。この点からも亦、国防国家の体制が、国民大衆の基礎に立ちつつしかも集中強化せられた寡頭政治の姿を探るべきことが必然となる。国民大衆の訓練と、優れた指導者の養成が、同時に重要なことである。

矢部は現代戦の特質から現代政治が「専制」的にはなりえず、「衆民」的なわちデモクラティックなものになり、さらに政治の寡頭制化が進むというのである。この点にこそ矢部政治学の著しい特徴があると考えるのである。

では、具体的に日本がどの様な方向に進むべきだと考えていたかを「四、帝国国防国家体制の方向」の内容

を見ながら検討してみよう。

その第一の「(1) 大東亜共存圏」の初めの部分において、矢部は「特に理念上異民族に対する皇国固有の精神を、ナチス的民族主義と混同せざることを要する」として、ナチス民族理論に対し、「かくの如きは、常に道義を以て八紘を被ひ、異民族をも一視同仁を以て同胞と觀ずる皇国の伝統精神とは根本的に異なるのである。萬邦をして各々そのところを得しむることこそ世界新秩序の目標でなければならず、それは自己民族の萬能制覇主義では不可能のことである」⁽²⁹⁾と述べている。

では、矢部のいう「世界新秩序」という窮屈目標に到達する現実の方策をどの様に考えていたのであろうか。矢部はそれを(一)大東亜共同防衛、(二)経済的結合、(三)政治文化の結合、という三点から述べている。各々注目される論点を挙げていくと次のようになる。

まず(一)においては、「英米に対する強硬体制を整へるため」に「外交的活動により、日独伊三国同盟の含意を生かして、ソ聯との間には諸懸案特に国境の全般的確定に関し交渉を進め」ることを主張している。さらに、ソ聯が中近東に出ることを容認する見返りとして、日本が英米と紛争状態になつた時はソ聯はこれを妨害しない、という「相互中立協定」が考慮に値すること、そのためには①ソ聯が欲する南方資源を日本が仲介すること、②ドイツの対ソ圧力を利用すること、③ソ聯の援蒋行為を弱める代償として支那辺境地域について協定を作ること、等が検討に値する政策であるとする⁽³⁰⁾。

また対中國政策として注目すべきは、「対英米関係の如何によつては、対蒋作戦の停止、全面和平も必要となるべく、充全の準備を要する」としている点である。矢部は対米戦争回避のための政治力結集を模索しながら、他方では対米戦争不可避論に傾きつつあつたといつてよいであろう。これ以降、日米関係がさらに悪化していくわけであるが、矢部は益々対米戦争不可避論者になつて行くのである。この点で、矢部が海軍との関係

をより深いものにして行き、海軍の政策決定に一定の関与をして行くことには必然性があったというべきであろう。

次に（二）であるが、これも「大東亜新秩序の要請そのものが英米依存よりの脱却要請を根源とする以上、そのための国防国家体制としては、英米依存を前提とすることは出来ぬのみならず、逆に英米よりの凡ゆる経済的圧迫を予期しなければならぬ」⁽³¹⁾ということから必然的に導き出される。（三）については割愛する。

この様に見てくると、対英米戦争の可能性を前提としながら、アウタルキーの必然性と必要性を強調しているところに特徴がある。

「（2）政治体制」は基本的にはこれまで矢部が展開してきた共同体的衆民政論の趣旨と同様であるが、注目すべき点は、ドイツ、イタリアの全体主義について「外に対しては異民族の蔑視による自己民族の制覇主義であり、内に対しては個人の人格自律を全的に否定する権力的專制主義である」とし、それに対しても日本の場合は「凡ゆる異民族も亦一視同仁の同胞であり、一億の蒼生庶しく 陛下の赤子であり、統治とは『しらす』ことであり、一党的独裁、一派の專制は断じて許されないのである」⁽³²⁾とし、さらに次のように述べている⁽³³⁾。

執行権の集中強化と言つても、それは断じて独裁專制ではなく、常に唯輔弼の強化に他ならず、国民の政治參與といふも、それは断じて国民主権の如き原理に依らず、常に萬民翼賛の義に他ならぬ。日本に於ては即ち、諸大臣の輔弼も議会の協賛も、常に萬民翼賛を基礎として、承認必謹の大義に統合歸一するのである。

また帝国憲法の改正が困難なことから、「この故に政治体制の革新を言ふも、それは常に憲法の埒内に於て

許される範囲に限られるのである」⁽³⁴⁾として、この点でもドイツ・イタリアとの相違を強調するのである。

こうして、「帝国国防国家の政治体制」にとつては「如何なる制度改革よりも根本的に重要なことは朝野官民を問はず絶対的中心帰一の国体の本義に自覚を新たにすることにある」⁽³⁵⁾と言うのである。この様に見てくると、矢部の「日本主義」への傾斜が益々強くなっていることが判る。こうした方向での政治体制革新の具体策は次のようなものであった⁽³⁶⁾。

(一) 統帥と国勢の調和。高度国防国家に適合すべき統帥部内の刷新のことはここで問題とせぬが、現代国防及び戦争の本質からみて政戦両略の完全な調整が必要。この点で大本営連絡会議の活用、大本営に國務大臣が参与するの可否、国防會議の可否等が考慮せらるべきである。

(二) 内閣制度の改革。内閣が政治の主導的推進機関とならねばならぬから、その総合力強化をする。総理の地位を太政官的のものとすることは憲法上疑義があるが、特定事項に関する指揮命令権の強化は先例もあり必要である。特に重要なのは、國務大臣が徒らに日常の行政事務に没頭して、総合的な国策の企画統合の機能を損ぜられることなきようになると、内閣の国策についての企画統合力を強化するため強力なブレーン・トラストを設置すべきことである。

また陸海軍の協力統合について「之は適切なる方法により確保する必要がある」⁽³⁷⁾としてはいるが、具体的にどのような形で陸海軍の協調をはかるかについての具体的な方法についての言及はない。

次に重要な問題として、(五) の議会制度の改革がある。この問題に対する矢部の考え方は明確である⁽³⁸⁾。

国防国家の政治体制に於ては、議会がその中枢を占めることは許されぬ。議会の機能は、国策の主動的企画推進機関たる内閣に対し、政策、法案、予算の審議を通じて、国民の輿望を代表し、各区各部面の利益を均整統合しつつ、建設的批判を以て之に協力するにある。

こうした方向での議会制度の改革の具体案としては次のようなことを考えていた。

まず貴族院改革としては、①議員数を三百名とし、華族議員、勅撰議員、職能議員（新設）を各百名とすること、②華族議員に関しては華族制度改革を前提とすること、③公侯爵議員の世襲を廃すること、④職能議員は經濟、文化職能組織の推薦により勅任すること、⑤多額納税議員及び学士員会員議員を廃止すること、⑥各種議員に任期制を設けること。

次に衆議院改革については、特に選挙制度改革を考えていた。すなわち、①選挙年齢の低下（二三歳案）、②大選挙区制の採用、③議員定数の減少（三百名程度）、④選挙費用の制限ないし買収行為の取締りの強化、⑤出来得る限り選挙運動取締り法規を簡素化すること、⑥連座制を徹底すること、⑦混同開票制の採用、⑧選挙公営主義の拡充、⑨各選挙区において適当の方法により候補者推薦機関を組織し定員の一倍半程度のものをその中から知事が指名するような制度の採用（個人立候補の余地を残す）⁽³⁹⁾。

貴族院改革については、公侯爵議員の世襲廃止や多額納税議員の廃止などは矢部の年来の考えであり、また職能議員の導入も矢部の貴族院改革の特徴である。衆議院の問題については、何と言つても⑨の内容が注目されよう。基本的には、こうした考え方は、選挙肅正運動の中から出てきて、形はこのままではないにしろ、翼賛選挙の先駆け的主張になつてゐることが注目されるところである。

また国民組織については、「国防国家に於ける経済政策及び文化思想政策の企画遂行に高度の計画性と官民

の協同を保障するため、凡ゆる産業経済部門と文化部門に、全国的職能組織を要する」とのべ、この職能組織が「現代総力戦の国防国家体制にとつて根幹的重要性を持つ」としつつも、こうした職能組織が「最高国家意思を決定すべきものではなく、政治機関に従属して之に奉仕協力すべき」ことを協調するのである⁽⁴⁰⁾。そして国民運動としては「これは大体現に考慮されつつある大政翼賛運動の方式が正しい」⁽⁴¹⁾とする。ここにおいても、大政翼賛会を政治力として評価しようとすると矢部の立場がはつきりと出ている。

(3) の経済体制はあえて（試論）と断わりがついている。矢部は「『体制』の問題は、寧ろ政策決定の方式乃至統制組織の問題に關聯するのであって、この点に於ける国防経済体制の主要問題は、既に論及せる経済職能組織の問題に帰着する。即ち経済各部門の企業単位を縦に組織化し、更に進んで之を統合する全国的組合組織の確立が不可欠である」と述べる⁽⁴²⁾。矢部の考え方は幾分「急進的」である。「併しかかる生産より配給、消費に及ぶ統制は、必然に企業經營そのものの統制を要求せざるを得ないのである」として、「何よりも資本所有よりの経営の分離」⁽⁴³⁾を主張するのである。こうした考え方は、初期の翼賛会指導部に特徴的な考え方で、このことが財界の翼賛会に対する警戒心を強くし、「翼賛会＝アカ」論の「根拠」にもなったのである。矢部は元々、資本主義の弊害を強く意識していたこともあり、国防国家体制の確立においてこうした、資本主義の修正的な主張が実現されなければならないと考えていたようである。なぜならば、資本主義（独占資本主義）に対応する政治システムが議会政治なのであるから、逆に言えば議会政治が改革されねばならないなら、当然資本主義も修正されねばならないと言うのが論理の必然だからである。

以上が『世界的動乱と帝国国防国家体制』の大体の概要である。この論稿は矢部の最初のまとまつた政策的提言として極めて重要な内容を持っている。その内容で特に重要と思われる点をもう一度まとめてみると、①「大地域共存圏」という概念の導入による「アジア・モンロー主義」の主張、②国防国家体制が「デモクラティツ

ク」な体制であることの主張、③職能代表制の導入の主張（本来ならば衆議院改革にからめて、地域代表に代わるものとして位置づけられるはずだが、貴族院改革の一環として実現が求められている点がこの議論の特徴である）、④「共同体的衆民政」概念の現実化としての「一君万民」システム＝「翼賛体制」と言う主張、⑤「資本と経営の分離」という修正資本主義的経済政策の主張、という諸点である。ここには「外にアジア・モンロー主義、内に社会国民主義」という矢部の理論的特徴が出ている。「アジアモンロー主義」については・が対応し、「社会国民主義」の内容としては、③⑤（社会）と②④（国民主義）が結合する点が特徴的である。矢部の議論で最も特徴的なことは、高度国防国家における政治体制がデモクラティックなものであるとしていることであろう。この場合のデモクラティックとは単に政治参加の問題として位置づけられているもので、現在のように何らかの政治的にポジティブな価値ないし意味を附与されて用いられているのではないことは明かである。この点で一九四〇年一二月六日の日記に興味深い記述がある。

海軍省から電話で急用で一寸来てくれとの事でタクシーで行つたら、今日の閣議で、選挙権を戸主にすることに決定し、兵役終了者は別に考慮することになつたがどうだとのこと、僕のは全面的な反対論だ。愚も亦大。

どうも近衛の弱体にもほと／＼愛想が尽きる。黒竜会あたりで家長選挙権を言ひ出し、新体制反対の倒閣運動があつたと言へば、もうこんなところで妥協をしてゐる。暗黒政治だ。弱体だ。然し仕方がないから夜は僕の意見を書き物にして、明日海軍に渡すつもりだ。

要するにかうして国民を差別し、拳銃一致の心を自ら破壊してゐる。只国民は益々議会に関心を失ふであらう。それでいゝとも言へる。

(一九四〇年一二月六日)

この矢部の意見というのが「海調研究資料A第四号 昭和十六年一月十七日 選挙権と家族主義問題」⁽⁴⁴⁾であると思われる。この中において矢部は、戦時の議会の存在理由として（A）ブレーン・トラスト作用、（B）民意表現作用、（C）安全弁作用、を挙げている。そして選挙権の縮小が不可な理由を次のように述べている。⁽⁴⁵⁾

（一）国民意思の反映として。成るべく多数国民の意思を反映せしむべく此点から見て選挙権は拡大すべきも縮小すべきでない。国民鬱屈の捌口安全辨としても亦然り。

（二）與へるものなき身代りとして。支那事変以来、国民は奪はれるもののみであつて、何ものも與へられてゐない。此の点で前述の如く、物資と関係なきものは努めて與へるべきである。

（A）名誉 （B）参政権その他の権利 （C）ドイツ式歡喜力行の歡楽、慰安など之である。…（中略）…

然るに日本の現在は、與へる所なくして取る事ばかり考て、既に與へて漸く慣熟せんとする参政権までも取上げんとするは権利と名誉の剥奪であり、協力一致を叫ぶ今日、何等の効なくして国民に不平、不満の念を増さしめるにすぎぬ

矢部の考え方は、国防国家構築のための総動員体制の実行は国民大衆の自発的な協力なくしては実現不可能であり、それ故、政治体制としては、必然的にデモクラティックなものにならざるを得ない、というものであった。つまり、総動員体制への協力^ハ義務に対し、政治的参加の拡大^ハ権利の拡張が対応すべきだというのである。こうした考え方は矢部に独特のものであり終始一貫していた。

また総合研究における「東亜新秩序論」についての執筆を依頼され引き受けている⁽⁴⁶⁾。（一九四一年三月一七日）

そして一九四一年四月二六日、「今までの『世界新秩序と国防国家体制』の総合研究を、海軍の方で削除加筆し乍ら一冊の本に印刷しようと思ふのだが、中々うまく行かないでの、結局一貫して僕にあれを土台にし乍ら書いてくれぬかとの事で、快諾した。」（々四月二六日）これが『帝国国防国家論』で五月二八日に完成している。

これで大きな重荷が一つ降りた。本を一冊書いたと同じだ。勿論海軍の総合研究会が基本ではあるが、この中で、既存の研究が土台になつたのは、国土計画の部分と経済体制の部分だけで、あとは世界新秩序、大東亜新秩序、国防国家論から、外交、政治、文化に至るまで皆僕が書いたものだ。海軍の方で全面的に採用するかどうかは知らぬが、相当の貢献と思はれなくてはなるまい。

（々五月二八日）

この『帝国国防国家論』はこの日記の記述が示すように、「国防国土計画」や経済体制の部分以外は、基本的に先の『世界的動乱と帝国国防国家体制』と同内容である。この「国防国土計画」は「朝早く起きて海軍省に行く。総合研究で、天川君の国防国土計画論といふもの。中々優秀だった」（二月二十四日）と日記に記しているように、天川勇の手になるものと推測される。「国土計画」という概念はナチス地政学からの「輸入」であつたが、企画院第一部を中心に検討が進められ、一九四〇年九月には「国土計画ニ関スル件」⁽⁴⁷⁾また経済政策については、総合研究に関係している経済関係の研究者は永田清と大河内一男であり、執筆者は彼等の内の

どちらか、あるいは両者の協同作業と思われる。

これ等の一連の研究の中で、矢部の日本の対アジア政策—世界新秩序構想が必然的に日米戦争を想定したものであつたことは、『世界的動乱と帝国国防国家体制』においても強調されていた問題であつた。しかし矢部の日米戦争に対する考え方はこの時期極めてアンビヴァレントなものであつた。いわゆる東亜新秩序がいずれ、最終的には日米戦争に行き着くであろうという「予想」は矢部にとって確実なものであつた。しかし、問題はそれが近い将来なのか、引き延ばせるものなのかは、重大な相違であつた。一九四一年一月三一日にも海軍省で三枝茂智の外交論を聞いた後の討論で矢部は「僕は相当率直に、支那事変の急速処理と、対米戦を出来るだけ回避するやう、政治力の結集の必要を力説」（一月三一日）と述べている。日米戦争不可避論を前提にしながら、それをできるだけ回避しようとする、こうした発想は一体どこからきたものなのであらうか。政治的考察からは日米戦争は不可避であるとの結論にならざるを得ない、しかし経済的考察から、また国防国家構築の観点からははできるだけ衝突を先送りしたほうがよい、これが調査課の綜合研究の全体的な発想であつたのではないかと思われる。そしてそれは、当時の海軍指導部の考え方と軌を一にする考え方であつたといつてよいであろう。この様に、矢部は海軍に対して国防国家構築のための具体案を提起し、また一歩現実政治の中に踏み込んでいった。

二 三国同盟の政治的意味と対米関係

新体制問題と同時平行的に進んでいたもう一つの重要な課題は三国同盟問題であつた。翼賛会の精動化を中心的話題であつた一九四一年一月三日の近衛との会談におけるもう一つの重要な話題であつた三国同盟問題について矢部は、「三国同盟の予想外れなど論じ、独伊と心中主義はいかぬのであくまで日本独自でなければなら

ぬこと、日米戦争は極力避けねばならぬと論じたら、どうもこの春が問題だと彼も言ひ、米国との戦争などは、独逸が負ける間際か、でなければ英國が敗れる間際でなくては、やれるものでないとの事であつた」⁽⁴⁸⁾という話を交わしている。矢部はここでも、日米戦争回避論を主張している。しかし矢部のこの議論は、伊藤隆氏が言うように、「三国同盟の締結を契機に日米関係は急速に悪化し、日米戦争の危険が現実のものとなつた段階で、『復古』派だけではなく『革新』派の中からも日米戦争を出来る限り避けなければならないという気運が生まれてきていた」⁽⁴⁹⁾というように理解してもよいのであろうか。先の『世界的動乱と帝国国防国家論』のところにおいても述べたが、矢部の日米戦争回避論は、日本の南方進出と中国大陸でのこれまでの日本の進出の基本的容認を内容とする大地域共存圏、そして三国同盟、という少なくとも二つの要素との関係で考えなければならない。前者をアメリカが容認するとは矢部も思つていなかつたであろう。であるからこそ、『世界的動乱と帝国国防国家論』における矢部の議論を筆者は日米戦争不可避論と評価したのである。矢部の議論は、「大地域共存圏」との関係で対米戦争が不可避であるならば、なるべくそれを先送りしたい、しかし三国同盟といふいわば他律的な条件から日米戦争に突入する愚だけは避けなければならない、これが矢部の考へではなかつたろうか。この時期の矢部などの日米戦争回避論を三国同盟との関係だけから評価するのは一面的であると考える。

一月三日の近衛との会談の時の「三国同盟の予想外れ」という言葉が具体的に何を指すのかいま一つはつきりしないが、矢部にとつて三国同盟が意味を持つとすれば、それによつてアメリカがヨーロッパと太平洋の二正面作戦がとれなくなるであろうという点とアメリカの牽制による援蔣政策の後退によつて日中戦争が早期に解決されるかもしれないという期待にあつたと考えられる。しかし、三国同盟は日中戦争の早期解決にはなんの役にも立たなかつたし、それがヨーロッパにおいても太平洋（中国も含む）においてもアメリカの手を縛る

ものではないことが、段々明らかになってきたことを「予想はずれ」といったのではないかと想像する。ただしこのことは日記に記述はない。また、この一月三日の近衛との談話から、『帝国国防国家論』までの五ヶ月以上にわたる日記に記述にも三国同盟問題での詳しい記載はまったくない。したがって、この間に矢部の三国同盟問題の評価が変わったとは考えにくい。

ここで日本にとつて三国同盟とは一体如何なる意味を持つていたのかという問題を海軍側の資料の分析を通して改めて考えてみたい。まず海軍側の主観的意図についてだが、第一に、これは明かに「南進論」の外交的表现であると考えてよいであろう。第二に、対米戦争の回避であろう。第三に、日中戦争「解決」¹¹蒋介石の屈服への期待であろう。

第二次近衛内閣が成立する三日前の七月一九日荻外荘において近衛、松岡、東條、吉田の四相による会談がもたれた。いわゆる荻窪会談である。ここにおける申合せ事項の「世界政策の根本方針」の第一には「世界情勢の急変に対応し、且つ速かに東亜新秩序を形成するため、日独伊枢軸の強化を図り、東西互いに策應して諸般の重要な政策を行なう。しかし枢軸強化の方法や時機などについては、情勢に応じて機宜を失わないことを期す」と述べられている。この前掲『海軍省史料』第十巻には、荻窪会談と同じ日付の作成者不明の「対独伊方策ニ関スル所見」¹²と荻窪会談を承けて作成されたと思われる「日独伊提携強化ニ関スル件・總理、陸海外四相會議決定案」¹³が収録されている。前者と荻窪会談との関係ははつきりしないのだが、「一、日独伊近方策ノ要領」の（五）に「日支事変解決（蔣政権屈服）ニ対スル居中（ママ）調停及蘇国ノ援蒋行為禁絶ニ関シ対蘇申入（圧迫）要求」とあり、また（六）には「蘭印仏印ニ対スル帝国施策概要ヲ示シテ之ヲ承認協力セシム」と記している。特に（六）においては「本件ハ帝国ニ利益スル事項ヲ求ムルモノニシテ多少頭ヲ下グル傾向トナル虞アルベキモ交渉ノ切ツ掛トシテハ適當ノモノトスベシ又『東亜人ノ東亜』『東亜自主』『地域的国家群ノ

結成』等ヲ題目トシテ堂々我ガ要求ヲ提示シ彼ガ和蘭、仏國等ヨリ関係ヲ求メテ蘭印仏印等ニ発言權ヲ握ラン
トルコトヲ封ジ置クコト必要ナリト認ム」⁽⁵³⁾と述べている。対米関係については後述する。

後者は日付から言つて、内閣成立から二日経つてのものである。それから二日後に大東亜新秩序や国防国家体制の完成を内容とする「基本国策要綱」が決定された。史料原本には「總理、陸海外四相會議決定案」と書かれた下に「外務省案」という書き込みがある。

この資料には「別紙第一号 日独（伊）提携強化案」と「第二号 日独（伊）提携強化ニ関スル帝国ノ態度」が附され、独伊と個別的に折衝することが急務なのでこの二案つき「四相會議ニ於テ至急御詮議ノ上御決定相成様致度」⁽⁵⁴⁾と記されている。これらから外務省の三国同盟の個別交渉の案であると考えられる。この「別紙第一号」において、ヨーロッパにおけるドイツの歐洲新秩序を日本が認める代りにドイツが「日本ニ対シ支那満州ノミナラズ仏印、蘭印其他南洋地方ガ日本ノ生存圏内ニアルヲ認メ右地方ニ対スル日本ノ政治的指導又ハ協力ヲ容認シ且之ヲ支持ス」⁽⁵⁵⁾と述べられている。また「別紙第二号」において日中戦争に対する「独逸ノ和平斡旋等モ考慮セラレ」と述べられ、さらに「ソ聯モ加ヘル日独伊間ノ四国協定ノ如キハ帝国政府ノ意図ニ非ザルコト勿論ナリ」⁽⁵⁶⁾としている点が注目される。何れにしても、①蘭印への進出をドイツが認めること、②日中戦争の和平斡旋、は三国同盟に対する海軍・外務省の基本的要求＝期待であつたといつてよい。

ただ外務省は四国協定構想に対しては消極的であつたようだが、松岡外相もそうであつたかどうかははつきりしない。義井博「日独伊三国同盟と軍部」によれば、日独伊ソの四国協定締結により対米国交を回復し、それにより日中戦争の解決をはかることも三国同盟の目的の中になつたとしている。これはイギリスの援蔣政策への牽制として、ソ連を三国同盟に引き入れ、四国協定とするという構想であつた。⁽⁵⁷⁾しかしこの構想は三国同盟交渉の過程でリッペントロップが熱心に提議していたという事実、また締結交渉の際ドイツ側が四国連合

の構想を示していたという点⁽⁵⁸⁾などから考えて、日中戦争の状況打開と対米関係悪化に苦慮する日本側特にこの問題に対し消極的な海軍を三国同盟に賛成しやすくなるためにドイツ側が用意した「アメ」という側面があつたのではないだろうかと想像する。

四国協定構想と日本側の「利害得失」を考えると、まず海軍は元々三国同盟には消極的であったが、ソ連を参加させることができればイギリスの援蔵政策を牽制できると考えられたこと、また、対米戦争回避の可能性がより高くなり、ドイツの協力も得やすくなり「南進論」に有利に作用する、これ等のことが海軍の三国同盟に関する政策転換の背景にあつたことは考えられよう。陸軍は元々三国同盟の第一の推進勢力であり、四国協定構想の導入で海軍の三国同盟に関する政策転換がおこなわれることは歓迎すべき事であった。近衛首相は自分が最初の内閣の失敗から泥沼化した日中戦争の解決に役立つ構想であれば受け入れるつもりであつたと想像される。松岡外相はその後の日ソ中立条約との関わりからも四国協定構想に対する基本的には反対ではなかつたと考えた方が合理的であろう。いいかえれば、日ソ中立条約は実現しなかつた四国協定構想の日本側からの補完策だったのではないかと考える。

ドイツが果して本気で四国協定構想を追求していたのかという問題について、そもそも第三帝国の外交路線には、親英反ソのヒトラー路線と反英親ソのリッペントロップ路線とがあつて、独ソ不可侵条約はリッペントロップ路線の、独ソ開戦はヒトラー路線の各々の成果であるという、ドイツの歴史家ヒルデブラントの説を紹介しながら、「したがつてドイツは、日本に対して謀略外交で接したのではなく、結果からいえば松岡外相がドイツ外交のこの二重性を看破できなかつたことになる」との考え方が出されている。⁽⁵⁹⁾この四国協定構想に對して、筆者はここで断定的な回答を出す能力はない。しかし、戦前の日本外交特に一九三〇年代以降の外交が、相手国の複雑な権力構造やそれに規定された外交路線の多元性などを考慮して方針を決定していたとはそ

そもそも考へられない。この当時の日本外交は、自己の主観的願望を相手の条件の中にかなり強引に投影して決定させていたと考える。つまり、日本の政治指導者にとって、ソ連を含む四国協定構想は、ドイツがそれにどういう意図をこめているか、あるいはどの様な権力構造の諸関係からそうした路線が出てくるのかを考えて決められるよりは、それを望む日本側の願望の投影に他ならないのである。この意味において、四国協定は幻影であり、三国同盟だけが残り、対米関係も悪化していくた、これが現実であった。

では次に三国同盟問題と日米関係について検討してみよう。まず先の「対獨伊方策ニ關スル所見」における、「二、日獨伊協定ノ対米蘇關係ニ及ボス影響」のところでは、

(口) 対日感情ハ更ニ悪化スベシ然レドモ本件ハ既ニ屢新聞等ニテ傳ヘラレ居ル所ナルヲ以テ彼ニ大シテ重大ナル衝撃トナルモノトハ考ヘラレズ
 (ハ) 対日全面禁輸

考慮セラレザルニ非ザルモ之ニヨリ帝国ノ対支交戦権発動ノ在支米國權益ニ対スル重大ナル損失ガ予想セラレ情況ニヨリテハ日米開戦ニ至ルコトヲ予想セラルルヲ以テ協定成立ヲ以テ直チニ發動スルモノトハ考ヘズ
 (二) 日獨伊協定（同盟）等ハ直接的ニ米國ノ權益毀損トナルコトニモ非ザルヲ以テ直チニ対日開戦トナルノ算ハ少カルベシ

と述べ、綜合判断として、

(二) 本協定ノ成立ハ対米衝動トナルモ之ヲ以テ直チニ開戦トナルモノト認メラレズ却ツテ一時ノ衝動鎮静後ハ帝国ノ外南洋方面進出ヲ予期スルノ念慮ヲ高メ之ガ実施ノ際ノ衝動ヲ少ナカラシメ破裂ニ至ラシメザル一方方法ナリトモ考へ得

と述べている⁽⁶⁰⁾。たしかに三国同盟締結が直ちに日米開戦に結びつくことはなかつたが、既に新聞に発表されている問題であるから大したショックではないであろうとか、そのショックから覚めた後は日本の南方進出に対する心の準備をさせるであろうといった考え方は、三国同盟をめぐるアメリカの対日政策を完全に読み誤つたものと言えよう。

一九四〇年四月二一日付の駐米堀内大使が有田外相に宛てた「蘭印問題ニ関スル件」⁽⁶¹⁾はアメリカが日本の対アジア政策をどの様に見ていたかを知る上で興味深い資料である。⁽⁶²⁾

最近日本ニ於テハ東亞「モンロー」主義ヲ主張シ居ルモ右ハ米ノ「モンロー」主義ト甚タシク相違セリ
米ノ「モンロー」主義ニ閔シテハ何レ日本側ニモ開陳シタキ考ナルカ之ハ政治的安全ヲ求ムルモノニシテ
米大陸ニ於テ米大陸以外ノ何レカノ国カ新ナル政府又ハ権力ヲ設定スルコトハ米大陸ノ安全ヲ害スルモノ
トシテ之ヲ容認セストノ趣旨ナリ然ルニ日本ノ東亞「モンロー」主義ハ独占的排他的、経済利益ヲ主張セ
ントスルモノナリヤニ解セラレ米トシテハ之ヲ黙認シ得サルモノナリ……

これはハル国務長官が特に満州事変以降顕著になつてきた日本の対アジア政策の特徴、「アジア・モンロー主義」を独占的排他的経済利益を主張しようとするものだとして、これを容認し難いと言つてゐるのである。

また同じく蘭印問題についても次のように述べている⁽⁶³⁾。

米側トシテハ日本カ支那ニ関シ門戸解放主義ノ維持ヲ屢々声明セラレタルニ拘ラス其ノ後事実ノ發展ヲ見ルニ満州ニテハ事実上米人ノ商売力不可能トナリ支那ノ占領地帯ニ於テモ同様ノ事態發展シツツアルニ鑑ミ蘭印ニ付テモ亦同様ノ不安ヲ感シ居レリ

満州事変依頼の外交的事実から蘭印問題に対しても信用できないと言つてはいる。これはかなりはつきりとした不信感の表明であろう。日本政府はこうしたアメリカの日本外交に対する不信感をかなり甘くみていた。アメリカは三国同盟締結前後に重慶政権に対してかなり巨額の借款を供与している。これは、三国同盟が蒋介石政権の屈服という形での和平の実現に寄与するという日本の希望にはむしろ反対の役割を果たしたことを意味する。しかし三国同盟が直ちに日米関係の決定的悪化を招いたと結論づけることはできないであろう。アメリカにとつては三国同盟よりも日本の南進問題のほうがより大きな意味をもつていたからである。

三 矢部貞治と南進論

三国同盟が締結されて後、日本の対外政策（対外進出）は北に向かうべきか、南に向かうべきか、という根本的な問題に対する海軍省調査課の興味深い資料が「海調研究資料A第三号　日本の発展についての地政学的考察」⁽⁶⁴⁾である。この「目次及摘要」は次の通りである⁽⁶⁵⁾。

一、地政学とは何か

第一次世界大戦の敗戦国獨逸は歐洲諸国の植民政策の矛盾を暴露して其の行詰りを指摘す

二、日本の発展方向

(一) 北方政策は北方民族に対する無意識的な抵抗

(二) 南進政策

東亞共榮圏の確立と言ふ言葉の内には歐洲民族と直接に対立し抗争することの必然性が自覚される

三、日本の南進政策は地政学的必然

地政学的必然性は地理的近接に依つてのみ與へられず民族的親近政が重要要素なり

四、日本と南洋との民族的親近政

民族的親近政とは人類学上の相似とは異なる。

歴史的な視点から理解されるものなり

往昔日本人の南方發展は政治的支配確保を第一とせず民族的親近を地盤とし共存共榮的関係を作り上げんとせり

五、歐洲人の植民政策

六、日本の南方發展に於て執るべき方策

七、東亞共榮圏の確立には歐米諸国との武力抗争を伴はざるを得ず

八、東亞共榮圏確立に際しての武力抗争は高度の総力戦

目次から想像されるように、この文書は南進論の立場から書かれたものである。北進政策については「北方

より進出して来て直接に日本に影響を及ぼさうとしてゐた異民族に対する無意識的な抵抗といふことができま
す。」として満州事変は多少ともこうした傾向を持ち、無意識的で本能的な抵抗であつて、「その意味では消極的
的な立場に立つ」とする⁽⁶⁶⁾。

それに対しても南進政策は「東亜共栄圏の確保といふ言葉には一層具体的な内容が入つてゐるのであります。
この場合には支那事変などの場合とは異なり、歐洲民族と直接に対立し抗争することの必然性が自覺されてゐる
のであります」⁽⁶⁷⁾と述べ、「三、日本の南進政策は地政学的必然」であるとする。この場合、地政学そのもの
あるいはその理解の仕方を問題にしなければならないのであるが、紙幅の関係上その問題は割愛し、日本の南
方進出が米英蘭のそれと異なると主張されているところの民族的親近性⁽⁶⁸⁾すなわち歴史的視点とは何かと言え
ば、平城天皇の皇子高丘親王や安倍仲磨からはじまって山田長政等のことを指すのである⁽⁶⁹⁾。これではいささ
かどころか大いに根拠薄弱と言わねばならない。地政学の導入がいかに付け焼き刃で非歴史的なものであつた
かが明かである。

問題は、こうした日本の南方進出と東亜共栄圏の確立には、歐米諸国との武力抗争が避けられないと認識し
ている点である。対米関係で重要なのは蘭印のゴムである。これを断たれることはアメリカにとつて致命的な
打撃になるので、日本が蘭印を東亜共栄圏に含めることは必然的にアメリカとの間に確執が生じることになる
とする⁽⁷⁰⁾。

もちろんこれが直ちに海軍それ自体の見解というわけではない。しかし、海軍はアメリカと抜き差しならな
い立場に立つことになる南方進出とりわけ蘭印問題で積極的立場をとるのである。しかも、矢部は以下に見る
ように、調査課の綜合研究会の中心メンバーとして、蘭印問題に深くかかわって行くことになるのである。以
下、調査課の資料を分析しながら、対米開戦前までの矢部の活動をあとづけて見よう。

矢部は海軍の調査課の嘱託で組織される研究会の内、政治懇談会と綜合研究会に参加し各々中心的な役割を果たしてきていた。

政治懇談会の発足の経緯については、矢部が高木惣吉調査課長から一九四〇年の一一月二九日に「海軍の考へをそれとなく、言論の指導的地位に在る人々に理解して貰ふため、適當な人を集めて時々会合でもやつてくれ」（一九四〇年一一月二九日）と頼まれ、機密費を二百万円渡され、まず、佐々弘雄に次のように相談した。

三国同盟後海軍が益々重要地位を占めるに至り優秀なブレーンをこれに結合するの必要を論じて、少數乍ら信頼出来るいゝ人の会合で海軍と意志の疎通を図りたいといふ趣旨を開陳、佐々氏の協力を求めたら直ぐ快諾してくれた。他のメンバーは中々思ふ人がいないので弱るが、田中二郎君の他に湯川盛夫、岸本誠二郎君などどうかといふことになった。一応海軍の意嚮を聞いてから決めよう。

（一二月五日）

第一回目の会合は、矢部のアレンジで一二月二〇日前記のメンバーの他に、朝日新聞政経部長の田中慎次郎を加えて、高木も参加して開かれた。矢部はその模様を次のように記している。

真面目で熱のあるいゝ会であった。佐々氏の時局解剖で色々百鬼夜行の現状を教へてくれた。東亜連盟の一つの政治的策動性を帶びてゐることを知らされ一寸考へた。

（一二月二〇日）

日記によると、政治懇談会は大体月一回のペースで翌年八回もたれている。ただ内容は日記の記述が比較的簡単なためと、討議内容が『海軍省史料』に収録されていないため、詳しくは分からぬ。政治懇談会は、その活動の内容を何か報告書のようなものにまとめたという記述も今のところ見あたらない。当初の海軍の考えを言論関係の主だったところに理解してもらうという目的も、朝日の政経部長のみでそれ以降特に参加者が拡大したとかの記載もない。いわば、海軍側との情報意見交換が主だった内容ではなかつたかとも想像される。次に綜合研究会について検討してみよう。これは一九四〇年一〇月二四日海軍の調査を如何にしたらしいかという問題について、次のような経緯で始まった。

僕は海洋国防国家といふ観点から必要な研究のシラバスを作つて、計画的に結論を考へて行く。この時々に共同研究をやつたり、他の人にも頼んだり、実地調査をやつたりして、逐次片付けて行く。そして情勢の変化に応じてそれを修正して行くといふ風にやれと主張。

(一〇月二四日)

こうした状況を承けて矢部は、「海軍省も軍務局を改組して体制を整へるらしい。僕の提言に基づいて共同研究を組織しようといふことになった」(一月四日)と述べている。この共同研究が綜合研究会となるのである。組織の初めから蘭印問題についての検討が一応の結論を得るまでの関係個所を日記からひろつてみると次のようになる。

(一九四〇年)

一月二二日..永田清、経済国防について、田中二郎初参加、「高木大佐から色々一般に知られてゐない話を聞く。」

一月二九日..矢部、国防国家体制の政治行政について

一月七日..報告者不明、経済の話

一二月一四日..天川、海洋国防からみた国土計画、「今日から大井大佐といふ人が参加」

一二月一九日..三枝、外交論批判、「それから一般に日本の対外政策に発展」

(一九四一年)

一月一六日..天川、「天川君の報告のあとで右翼団体をどうしてつぶすかといふやうな論題になり、政治論に走った」

一月二三日..共同研究

一月三一日..三枝、外交論、「僕は相当率直に、支那事変の急速処理と、対米戦を出来るだけ回避するや

う、政治力の結集の必要を力説。ドイツ第五列の動向に注視すべきことを説く。」

二月一九日..天川、国防国家論（この日の天川の報告と思われる昭和一六年二月十九日の日付の「国防國家ノ本質ト構造」が矢部文書には含まれている。）

二月二十四日..天川、国防国土計画論

三月一四日..内容不明

三月二十五日..三枝の外交政策を評論

四月一日..内容不明

四月二日..天川、国防国家論

- | | |
|-------|--|
| 四月四日 | …矢部の東亜新秩序論 |
| 四月一二日 | …永田、大河内、低物価問題と生産力問題 |
| 四月一九日 | …共同研究会、「又三百円呉れた。わけの分からぬ金だから困る。」 |
| 四月二六日 | …永田、大河内、国民生活の問題、『帝国国防國家論』のまとめを頼まれ引き受ける。 |
| 五月三日 | …矢部、政治力の問題 |
| 五月九日 | …三枝、日ソ中立条約論、「結果論的に大いに積極的南進を説くので、僕は真向から反対論を述べて置いた。」 |
| 五月一七日 | …板垣与一、南方から帰った報告 |
| 五月二三日 | …「軍令部の渡名喜中佐と板垣君を加へて蘭印対策を論ずる。」 |
| 五月三〇日 | …蘭印での華僑工作に従事し引き揚げを命じられた吉澄という人の話を聞く。「非常に実状に触れてゐて面白かった。」 |
| 六月六日 | …谷川徹三、教育論 |
| 六月一三日 | …内容不明 |
| 六月一四日 | …「今日は蘭印問題の討議についての相談が主であつた。」 |
| 六月二〇日 | …蘭印対策 |
| 六月二八日 | …蘭印問題 |
| 七月五日 | …「蘭印問題の綜合研究会」 |
| 七月九日 | …蘭印における武力政策問題 |
| 七月一二日 | …綜合研究会、「あとに大河内、板垣、天川の三君と僕が残りいつか横須賀に行つたときには僕 |

から天川君に言つたやうな、真に価値ある国防国家の理論を共同研究で建設しやう出はないかといふ話を今度は天川君が熱心に言い、大河内や板垣君も大賛成だといふので秋あたりから考へることにした。」

七月一六日 .. 「十二時まで南方問題をやつて正午からは霞ヶ関茶寮で海軍の三人と佐々氏の会談を世話をやる。二百万人の大動員、陸軍のみの考へで、海軍は知らず、内閣も知らず。これでソ連をやれば当然に米も出よう。海軍は陸軍に引きずられる。国内生産も皆駄目になる。内閣や内府や主腦部は自重論だらうが陸軍の少壮派が騒いでゐるらしい。これを抑へるかどうか、日本も今や巣頭に立つてゐる。松岡外相の暴論と内閣改造問題などにも触れた。：（中略）：南方対策に一応の大ざっぱな目鼻をつけて五時に解散。」

南方問題が一応の結論を得るまでの綜合研究会は以上のような内容と経過であった。これを見てもわかるように討議内容は多様である。しかし、最もまとまつたテーマは蘭印問題である。この問題にに関しては、『海軍省史料』の中に綜合研究会の蘭印問題関係の史料がかなり含まれており、矢部の発言も含まれているので、次にこれを検討して行こう。

『海軍省史料』第十三巻に収録されている蘭印問題関係の資料は次の通りである。

- ①六月二〇日 .. 「日蘭印会商善後策 板垣與一氏述」
- ②六月二八日 .. 「綜合研究会記事」⁽⁷¹⁾
- ③七月一日 .. 「蘭印問題」

- ④七月五日 .. 「綜合研究会（蘭印における平和政策）」
- ⑤七月九日 .. 「綜合研究会（蘭印における武力政策）」
- ⑥七月一二日 .. 「綜合研究会（蘭印統治策を中心として）」
- ⑦七月一六日 .. 「綜合研究会（蘭印問題）」

これらの中、七月二日は、矢部の指導教授であつた小野塚の夫人が亡くなつたため研究会には参加していないものと考えられる。そのためか『矢部貞治日記』に記載はない。それ以外の研究会にはすべて参加し報告の後の討論で矢部は積極的に発言している。ここでの議題は、日蘭印会商問題から始まって、武力政策いたるまで話し合われている。

①においては、日本の蘭印に対する主要な輸出品である綿製品輸出統制によつて圧力をかけようというのが報告者の板垣の考え方であつた。②は①の続きで、ここで矢部は次のように述べている⁽⁷⁾。

目標を経済的な面だけにおくなれば 経済的 requirement が容れられれば武力的解決をやる必要なしといふがこの面だけでは蘭印の問題はわからない。もう少し地政学的に考へなければならぬ。太平洋の運命を支配する国防の見地も考へに入れなければならない。

矢部のこうした意見にしたがつて、扇中佐は国防上、政治上、経済上の三部門に目標を以下のようにを分ける私案を提示する⁽⁷⁾。

- ・国防上の目標。終局の目標——蘭印が東亜の一因として日本の国防に協力する。終局的には占領。過渡期として中立。(日本の艦隊の近海通過を認め、根拠地提供や航空通信に他の特恵国以上に寄与すること等。)
- ・政治上の目標。共榮圏の一員たることを自覚し日本の指導に服する。武力によらざるを得まい。
- ・経済上の目標。東亜自給関係確立の精神に基づき資源開発、通商、貿易を配分させる。これも占領以外にできない。

何れにしても武力行使が前提になつてゐることは注目される点であるが、矢部は大体この考え方でよいと述べている⁽⁷⁴⁾。またこの後、原資料が一葉欠けているのでつながりがはつきりしないのだが、ヨーロッパにおける戦局の行方に関連して、ドイツが勝利した場合、蘭印に対して権利を主張してくることも考えられ、そのために既成事実を作つておく必要があるという意見が参加者の一人から出され、矢部はそれに対して根本目標とはなり得ないことを強く主張している。矢部の発言で注目されるのは、ドイツが出て来る場合は日本としてそれをチェックできないことはないが、英米が勝つ場合を想定すると日本が占領していふことは、第一次大戦後のシベリヤ出兵と同じ事に陥る危険性があると述べてゐる点である。これに対して大河内から、三国同盟を信じないのかと質問され、「信頼したところで終つたときにドイツが支配する、武力的に出て來ることは考へられる」と答えてゐる⁽⁷⁵⁾。こうした発言からも矢部が三国同盟あるいは、ドイツ・イタリアというファシズム諸国を根底からは信用していないことがわかる。こうした討議を承けて扇は次のように結論をまとめている⁽⁷⁶⁾。

端的に言へば私はこうありたいと思ふ姿を次の様に構想する。貿易関係は思ふ通りに行く。そして在留

日本人が發展して満州事變前の満州程度に日本がインフレンスを持ちうる状態になりエステートは一旦緩急あれば飛行場と予定されて居り通信も確保されてゐる。航空路も延びてゐて定期に往来がある。それでゐて何かの理由で未だシンガポールが此方の手に落ちてゐない。いざシンガポールをやると云ふ時に蘭印が今云つた状態であるのが最小限度の構想である。

海軍の立場からすれば、こうした状態が望ましいことは言うまでもないであろうが、これが最小限度だとすると、アメリカとの衝突は最早避け難いといつてもよい。

次に矢部が参加していない③七月二日の研究会では、この蘭印問題における「武力政策ト平和的政策トノ分歧点」が話会われている。この中で扇は国防上、經濟上の二点から問題を立てていて、それぞれは以下のようない内容である⁽⁷⁾。

一、国防上の見地より見たる場合

- (一) 英・米、殊に米国が南太平洋に戦略的展開を行つて、日本を国防上危殆に陥らしむる場合
- (二) 米国が沿海州方面に戦略的展開を行ひて、日本国防を危地に陥る、場合
- (三) 敵性国家として英・米・蘭・濠が実際的に活動を始め、蘭、濠に英米の戦略的展開が始まられる場合
- (四) 「タイ」に対して英國が大規模なる進駐を行ふ場合、これは相当考ふべき問題である。かくては蘭印への日本の進出は不可能となる。
- (五) 日本の泰、仏印よりの輸入が米の妨害により杜絶する如き場合

二、経済上の見地より見たる場合

- (二) 米が完全禁油を行ひ、又は資金凍結を行ひたる場合
- (二) 蘭印との通商に於て、日本の生存に必要不可欠の物資をも禁輸する場合
- (三) 日本人の企業、財産が敵性国家により蹂躪さる、場合

これを受けた討論の中で、板垣が国防上の危機はかなりはつきり顕現するが經濟上の危機の限界状況は如何に判断すべきかをたずねたのに対し、扇が「ストックその他に依りて判断すべきである」と答えているのは、日米開戦にふみきる時の事を考えて興味深い。⁽⁷⁸⁾

④の七月五日の研究会での矢部の発言は重要である。この日は、「平和政策の具体策」を話し合っているのだが、矢部は次のように述べている。⁽⁷⁹⁾

現段階ニ於テハ、純粹ナル平和的政策ハ最早行ヒ得ズト認メラル、如何ナル交渉ヲ行フニセヨ、ソレヲ容レザレバ日本ハ武力ヲ行使スベシトノ威圧ヲ背景ニシテ押サザレバ、以上ノ諸項目一ツトシテ実現シ得ザルベシ 故ニ武力政策ト平和政策トハ本質的差異ナシ 先方ガ我要求ヲ容ル、ヤ否ヤガ武力行使力平和政策カノ分岐点タルベシ然リトセバ、先方ガ何処迄譲歩スレバ武力ヲ行使セズシテ止ムカ、ソノ限界点ヲ明ニセザルベカラズ 以上ノ諸項目ノ悉クヲ提出シ、之レヲ悉クヲ容レザル限り武力ヲスルモノナリヤ、將又、ソノ一部ヲ重点ヲ置キテ見ルヤ何レカ扇中佐ノ御意見承リタシ

これ以降、「武力ヲ以テ威圧シツツノ交渉ニ非ザレバ不可ナル事ヲ再三強調サル」⁽⁸⁰⁾と矢部は武力を背景にし

た交渉を積極的に主張するようになるのである。矢部の考えでは平和政策と武力政策の相違は次のようにあつた⁽⁸¹⁾。

更ニ矢部教授ハ、総領事ガ最善ノ努力ヲナスハ勿論ノ事ナルモ、武力的準備ナクシテハ現段階に於テハ平和政策は無意味ナリ。武力的背景ニヨリ要求ヲツキツケ、先方ガ之ヲ容レバ平和政策デアリ、之ヲ容レザレバ武力政策トナルノミ。結局問題ノ中心ハ、我方ガ、武力行使ノ充分ノ準備アリヤイナヤ、先方ガ武力ニオサレテ要求ヲ容ル、ヤ否ヤノ点ニ存スルナリトシテ、武力ヲ除外セル平和政策ナキ事ヲ再三強調サル

矢部がいつ頃からこうした強硬な考え方を抱くようになったのかという点については日記の記述もなくはつきりしない。また先にも触れたが、この問題は直接対米関係に結びつく問題であり、なるべく対米開戦を先送りしようとしていた矢部の考え方にはらかの変化があつたと考えざるを得ない。しかし、後述のように、一九四一（昭和一六）年一〇月段階ではかなり「対米開戦やむなし」という考えに傾斜していたことを考えると、明示的には七月前後からこうした考え方への傾斜が始まっていたと考えてよいであろう。

⑤の七月九日の研究会では武力政策を探つた場合の諸方策が話し合われている。その統治政策において矢部は次のように述べている⁽⁸²⁾。

保護領ノ形トシテ統治シ、土人ノ中ニ輿望ヲ担フ者アレバ之ヲ立て、フォルクス・ラートヲ決定機関的ナモノニ高メ、軍事、外交ニツイテハ日本ガ宗主権ヲ持ツ事トシテハ如何

内容的ニハ半独立トナル故地位ハ向上スル訳ナリ アジア人ノ解放モ之ニヨリテ達成セラル 蘭印国内

問題ニツキテハ土人ノ主権ヲ認メツツ、日本人ノ顧問ニヨリ之ヲ指導スル

ディテールはともかく、基本的には「満州国」での経験を取り入れているようである。

⑥の七月一二日の研究会では板垣が蘭印の現行の統治組織について報告し、それを承けて蘭印問題に一応の結論を得た⑦七月一六日の研究会においては田中二郎から、蘭印を保護国とすること、「占領ノ始メニ於テハ植民的保護関係ヲ設定シ、平和恢復ノ暁ニハ半主権ヲ認メ、之ト条約ヲ結ビ、保護関係ヲ設定ス」⁽⁸³⁾という方針が報告されている。田中方針では総督を置くことになつてていたが、矢部はこれに対し、「日本ハ後見的役割ヲ果タスモノトシテ高等弁務官ノ方ガ宜シカラズヤ」と述べている。その理由として、総督が広範な権限をもつて行政をおこなえば領有となるというところにある。矢部のこうした意見は、高等弁務官方式ならば半独立を認めた形になり、「東亜共栄圏」や「八紘一宇」と矛盾しない点を考慮したものとのようである⁽⁸⁴⁾。

矢部の考えの中には後の東亜共栄圏思想につながる考え方がかなり強く意識されていた。扇は軍人らしくあまり早く独立権を与えることは不適当ではないかと矢部に質問したところ、矢部は「然シ初メヨリ占領ノ印象ヲ與ヘテハ土民ノ協力困難トナルベシ 土民ノ協力ヲ期待セントセバ、オランダノ統治ヨリ解放スベキヲ示スヲ要ス」⁽⁸⁵⁾と反論している。そして、「日本ハ大ナル明ナル道義的精神ヲ堅持スルヲ要ス」として、「要スルニオランダ統治當時ヨリモ、土民ノ民族的要求ヲ実現スル事ナリ」と述べる⁽⁸⁶⁾。こうした「道義的精神」が武力を背景にした進出と共存し、後者を合理化する。これは明かに東亜共栄圏思想の先駆である。

こうした矢部の武力進出路線は、日蘭印会商不調にともなう海軍の強硬方針と整合的であった。矢部は海軍を政治体制改革・国防国家建設の主体と考えていたので、彼自身が海軍の考え方と整合的であろうとしていたと考えても不自然ではない。ただ蘭印への武力進出はアメリカとの関係悪化を必然的にたらすことになり、

矢部がこれを境に対米強硬派に転じたことは間違いないようと思われる。このことが、この後如何なる意味を持つてくるかは改めて検討したい⁽⁸⁷⁾。

(2) アジア太平洋戦争期の矢部貞治

一 開戦を前にして

矢部が第二次近衛内閣の総辞職を知ったのは、七月一七日の朝刊であつた。「之は最近の龐大な動員と対ソ進撃論者の代表たる松岡外相追出のための芝居ではあるまいか。」（中略）「夕刻には果せるかな、大命近衛公に再降下の報」（一九四一年七月一七日）と感想を記している。そして、七月二十五日は後藤隆之助の紹介で陸軍の佐藤賢了の他池崎忠孝や尾崎秀実、湯川盛夫等と会食しながら情勢問題を話し合う会に出た後、湯川と今回の政変について話を交わしている。

あとで湯川君と少し歩いたので、政変の意味などを聴いて見ると、どうも佐々氏から得てゐる事情と大いに異なる。即ち佐々氏は、松岡がソ連打つべしといふ一派のロボットとなつてゐるに対し、近衛、平沼、柳川等は自重論で、それで松岡を追ひ出したのだといふ風に言ふのだが、湯川氏の話では、擊ソといふ点では皆が一致してゐるが、只平沼、柳川は米国と妥協せんとし、松岡は米との妥協を斥けるといふ点で不一致だつたといふ。併しソ聯を打つといひ乍ら如何にして英米と妥協し得るのか？又仏印へ進駐せんとしつ、如何にして米と妥協するのか、今度の動員でも佐々氏は之は対ソだと言ひ、湯川君は仏印が目標だといふ。要するに何のことか判らぬ。ふら／＼と且複雑怪奇だ。

（七月二十五日）

松岡の問題については湯川の観察がほぼ正解で、閔特演については佐々の意見が妥当であろう。

松岡を外すための第二次近衛内閣の総辞職と第三次近衛内閣の成立という事実上の内閣改造は、六月から七月にかけての南方進出と対米関係、独ソ開戦等の諸条件との関係でどの様に考えたらよいのであろうか。

六月六日に大本営は「対南方施策要綱」を決定し仏印・タイに軍事基地を作ろうとし、六月一七日に日蘭印会商が不調に終り、武力南進の指向性は強まることになり、七月二日に御前会議で「情勢の推移に伴う帝国国策要綱」が決定された。これに先立つ六月二二日ドイツ軍はソ連に進攻、独ソ戦が開始された。この独ソ開戦以降、松岡は軍部以上に強硬に北進を主張し始めていた。

御前会議の決定に至るまでに、大本営政府連絡会議で六月二三日に策定された「状勢ノ推移ニ伴フ帝国国策要領」について連日審議が行なわれた。ここにおいても松岡は北進を強硬に主張し、軍部の南進論と鋭く対立した。結局松岡の北進のための南進反対論は軍部によつて押し切られた形で決着した⁽⁸⁸⁾。ところが七月二日の御前会議の結論は周知のように「南北並進」の方針を決定し、その具体化としての閔特演が発動される。この御前会議の決定はそれまでの政府及び軍部の間での討議の内容と結論にどの様に整合するのであろうか。松岡は南進に反対で、軍部は南進を主張する。この点に関しては松岡の意見は退けられる。しかし、ここで北進それが自体が否定されたのではなく、松岡が主張するような南進をやめて北進する、あるいは直ちに北進を開始する、ということが否定されたのであって、独ソ戦の推移如何では北進もあり得るというのが、軍部の考え方ではなかつたか。また御前会議においても出席者からソヴィエトを討つ好機ではないか、との意見も出されたことも関係しているかも知れない。しかし北進も準備されていたとすれば、松岡が内閣から追い出される理由は北進論が直接原因とは考えにくい。彼は南進が対米関係を悪化させると言つていたわけで、それはそれで「正

論」であった。こう考えてくると、七月一日の御前会議決定の「帝国国策要領」はただ対米関係を悪化させる役割を果たしたに過ぎないと言えるかも知れない。そして松岡の追い出しが、対米交渉の障害となつていると、言う点からのみ理解したほうがよいようである。なによりも、近衛が対米交渉を重視し、またアメリカ側が交渉相手として松岡を信用していなかつたことが大きな契機となつてゐる。

松岡「更迭」問題は以上のように理解できるとしても、「帝国国策要領」が日米関係に与えた影響は甚大であつた。矢部は戦後に書いた『近衛文麿』においてこの点について次のように書いている⁽⁸⁹⁾。

：（前略）：：というので、松岡の積極的な即時対ソ作戦論は斥けられ、独ソ戦の推移によつては、北方の武力解決も考へるが、差当つては介入しない態度を決めたのである。しかしその代わり、多少代償的な意味で、南方進出の態勢を強化するといふのである。当時の中心問題は、対ソ態度の決定であつて、「対英米戦を辞せず」は、単なる御題目に過ぎず、誰もそれを本気で考へたのではなかつた。

南方進出が北進の「多少代償的意味」であつたとは彼自身が参加していた海軍の綜合研究会の活動から言つても事実と合わないし、当時の中心問題は南進問題であつて、北進は独ソ開戦によつて急に現実味を帯びてきた問題であつた。また「対米戦を辞せず」が単なる御題目であつたことも事実に反する。矢部自身にとつてもそれまでの活動からして同様である。矢部自身が当時、「併しソ聯を打つといひ乍ら如何にして英米と妥協し得るのか？」又仏印へ進駐せんとしつゝ如何にして米と妥協するのか（一九四一年七月二十五日）と述べているではないか。これが当時としては正しい見方である。仮りに当時の為政者達に本当にこうした考へがあつたとしたら、「帝国国策要綱」は「政治的無責任」の歴史的文書であると言わねばなるまい。また矢部の「今度

の動員でも佐々氏は之は対ソだと言ひ、湯川君は仏印が目標だといふ。要するに何のことか判らぬ。ふらくと且複雑怪奇だ」（七月二二五日）という見方が、南進・北進併記の方針に対する率直な感想で、むしろこの日の矢部の日記は問題の所在をはつきりと言ひ当てているし、戦後段階での「弁明」をはつきり否定しているのである。このことをかなりはつきり発言しているのは『改造』の「戦争・政治・文化」という座談会においてである。矢部は次のように述べている⁽⁹⁰⁾。

率直に言へば、日本の所謂生活圏ですな。さういふ意味から言へば、蘭印といふものは、凡有る点から考へて日本の生活圏に入れておかないと、日本の生存が困難なことは明瞭だ。たゞそれを今武力に依つてやるかどうかが問題だと思ふのです。武力的にやるとなれば、当然アメリカ乃至イギリスと戦はねばならぬ。アメリカやイギリスが先手を打つて来ない場合にまで、日本の方が進んで彼処まで武力的に出て往くかどうかが問題だ。

さらに参加者の三木からその可能性はどうかときかれて、次のように答えている⁽⁹¹⁾。

極めて常識的な観察から云へば、もしイギリスか、アメリカが、蘭領東印度を保護するとか、保障占領するとか、保管するとか、になつたならば、日本としてはやはり行かざるを得ないだらう。其処まで向うが出て来なければ、恐らくこつちも行かないんだやないか、僕はかう思つてゐるのですけれど。そこで蘭領印度の問題が、ある意味では、日本が歐洲戦争に介入をするか否かの、一つのポイントだかう思ふ。

こうした蘭印問題を初めとした第三次近衛内閣成立をめぐる諸問題に他に、矢部は八月一日に近衛から「東亜新秩序」・「大東亜共栄圏」の内容に英米の絶対排除という意味があるかどうかという点について研究してくれと依頼されている。これは近衛が対米交渉に積極的であったことの現れであった。矢部も近衛の意図を次のように推察している。

近衛首相は、英米と協調して、仏印、蘭印、泰等の物資を活用することは何等大東亜共栄圏と矛盾するものではないといふことを主張したいらしい（政府が英米と妥協を企画してゐるといふ風説は確からしいことが判る）

そして、矢部は日中戦争開始以来の公文書を引用しながら次のような趣旨のことをまとめた。

- 一、純粹に法律的形式的な解釈論では、別に英米排除といふことは明示されてはゐない。
- 二、併し九国条約を前提とする限り、英米の要求とは矛盾する。併しこれも英米が九国条約の修正の余地を認める限り絶対的に相排するものではない
- 三、大東亜に拡大された場合も、その新秩序の内容は毫も明確にされてはゐないから、直ちに英米と矛盾するとは言へぬ。
- 四、併し政治的内容的に論すれば、新秩序は明かに英米の制覇打破を予想してゐる。大東亜から彼等の活動を絶対に排するわけではなくとも、少なくともその彼等の活動方式は在来とは異なる。

五、併しかゝる新秩序を一挙にして実現し得るや否やは日本の国力と世界状勢による。現情では日本の国力は不充分で、これを強行するのは危険だ。故に一時協調することも必要。但しそれは本質的に新秩序が英米との協調を認めてゐるからではなく。遺憾乍ら一步退くといふ意味に他ならず、将来を期する意味だ。

(八月二日)

蘭印問題では対米関係が悪化することも敢て辞さない考え方であつた矢部が、近衛の求めに応じてのものとはいえ、「併しかゝる新秩序を一挙にして実現し得るや否やは日本の国力と世界状勢による。現情では日本の国力は不充分で、これを強行するのは危険だ。故に一時協調することも必要」と記したことは、政府の対米交渉に若干の可能性を感じたからではないであろうか。この問題については、八月七日に海軍省で扇と高木の二人と対米交渉の可能性について意見を交わしている。

：（前略）…それから現下の状勢につき断じてゐる中海軍の意見も率直に語り、国内態勢や国力の点に懸念を話つことは海軍も同感であり、別に積極論のみではないといふこと、殊に北進論を抑へる方便として便宜的に南進する如きことを極力警戒してゐるといふことを語り、可成りフランクであつたので、僕も先日近衛総理から諮問を受けたことからの印象としては総理の考へももう一度対米協調の手を打つにあるらしいことを語り、大東亜新秩序の理念に誤りはないが、問題は国内体制と国力の如何にあるのであり、われ／＼はそれを適確に判断する地位には立つてゐないけれども、今突進するには色々の危懼をも感ぜざるを得ず、あくまで目的貫徹の態勢で南方に準備を集結すべきではあるが、その態勢で今一番大きな政治

的手段を打つべきであるとの考へを述べた。そしたら高木課長が来て、同じ様なことを述べたら、どんな詰問を受けたかと質すので、これは言ふまいと思つてゐたが、課長は明かな根拠を求めるので、在程度話してしまつた。：（中略）：高木大佐も対米和平の手を打つことは賛成だが、たゞ和平そのものが目的となつて、どんな条件でも之に服するといふ在來のやり方では困る。そのためにはあくまで一定の要求を達しなければやるといふことでなければならぬといふ意見であつた。

（八月七日、傍線引用者）

そして同じ日に後藤隆之助の会があり、参加者は後藤と矢部の他、渡辺大佐（総力戦研究所）、江藤夏雄（柳川国務大臣秘書官）、茂森唯士（柳川大使秘書）、松本重治、湯川盛夫であつた。この会の模様については次のように日記に記している。

色々話しが出たが、今日の連中では、先に述べたやうな僕の主張が一致して支持され、そのためには北進論はいけぬこと、支那は野戦体制を陣地体制に収縮するの必要といふ点でも一致した。国内体制特に総力戦指導の最高中枢たる陸海軍、政戦両略の合致の重要といふこと、それが現になつてゐないといふ点でも意見が一致したし、松本君は獨英和平といふことを心配してゐた。後藤氏に閑白を説得するやうエンカレッジして帰る。

（八月七日）

八月九日には「海軍関係の特別委員会」で、湯川盛夫の貿易関係の話と美濃部洋次の国内の経済関係の話

を聞いている。そして「要するに日本の国力、無理なところが非常に多い。」と感想を記している。(八月九日)ここで出てくる「特別委員会」とは「臨戦政治態勢の諸問題」という形でまとめられる研究で国土計画論(板垣)、臨戦経済体制案(永田)、臨戦政治体制案(矢部)という分担で、八月一四日から八月一八日までの間に軽井沢での共同討議でまとめられている⁽⁹²⁾(なおこの研究会には天川も参加している。大河内は病氣で欠席)。この「特別委員会」はメンバーからいって綜合研究会の「特別委員会」という性格であつたと考えられる。南方問題が一応の結論を得た後、綜合研究会ではこの案を基に討議が進められているからである。内容的にはこれまで述べてきたことを総まとめした様なものだが、特徴的なことは、対米開戦に踏み切るにせよ、妥協するにせよ、「何よりも進退一如の主体的政治態勢が絶対不可欠である」ことが特に強調されていることで、それは統帥の一元化と政戦両略の完全な調和が不可欠であるのだが、特に注目されるのは、機構の全面的改革には時間的余裕がないので、「総力戦指導の最高中枢」の「人的要素の刷新」をが必要なことを強調している点である⁽⁹³⁾。

この「最高中枢の人的要素の刷新」がこの時期の末次内閣構想につながると考えられるのである。末次内閣運動については『昭和十年代史断章』の第五章に詳しいので、それを参照されたいが、矢部は八月一七日に突然天川から末次工作を聞かされ、一〇月一七日の東條内閣成立まで集中的に擁立工作に関わるのである。

矢部の日記の記述から言えることは、この工作の中心が天川であり⁽⁹⁴⁾、高木も積極的に関与している様子がうかがえる(九月三日)。矢部もかなり積極的に取り組んでいる。彼は友人の古井善美の協力を得て、内務省から大達茂雄、山崎巖、坂千秋等を、その他岸信介も工作の対象としていた(九月四日)。そして実際に大達は末次に接触している。(九月一二日)

そして矢部は九月八日に海軍省で末次擁立に関する考え方を話しており、その要約を日記に記している。少々

長いが全文を挙げておこう。

一、客観的に見て三国同盟締結後の日本の方向を担つてゐるのは海軍であること、従つて海軍を背景とした政治力の必要は一貫して僕の説いて来たところであること、又総力戦指導の最高要點は政戦両略の一致であること、現在の特に臨戦時に於て不可欠のものは、必勝の信念と、決断実行力のある人物なること、この何れの見地より見るも末次大将は最も適任である。

一、末次大将に國勢の委せらるる如き状勢を導くには第一に内府の了解を得ることを要し、第二に重臣（前總理大臣）の同情を得るを要する。併しその前に末次大将の従来の取巻きを清算し、身辺を清淨にすることが前提であり、同時に海軍及びやがては陸軍に於て基礎工作を必要とすること。

一、海軍及び陸軍への基礎工作は私の関知するところでないからこれは大佐に任せ。身辺を清淨にしてあとに優秀なブレーンヲ付けることを必要とするが、それには二種がある。一は理論的なブレーン、二は実勢力的なブレーン、理論的なブレーンには例へば私とか、天川君とか、美濃部洋次とかを探る。大切なのは実際家だがこれには岸信介と大達を中心とし山崎巖、坂千秋等を適宜に用ひる。併しそれのみでは余りに官僚臭があるから、後藤隆之助を用ひ、且適當な代議士を物色する。

一、人の使ひ方には二つの型があり、一は中心人物が縦の関係のみで雑多な人を適宜に用ふるもので、横の連絡をとらぬもの、二は同志的結合を作り、その上に座するといふやり方、近衛公のやり方は一の型に属す。故に陣営といふものが無い。このやり方は中心人物がしつかりしてゐれば、縦横に駆使し得るが然らざるときは、却つて船頭多く、相衝突する意見が集まる故に筋金が通らぬ。併し公武合体的な目的にはよい。併し同志的陣営なくしては、果断と実行力は生まれぬから、末次大将の場合は、

二の型がよい。このブレーンの統轄には高木大佐が当たられるべし。

一、内府の諒解には、秘書官長松平侯を摑むがよい。これには説得役は皆で協力してやるとしても、先づ軍令部の大野大佐を用いるのが最上。それから重臣の中、かつて總理大臣を勤めた人々——清浦、岡田、広田、林、平沼、近衛等——の中、同情を得らるゝものは説得すべきも、多くは反末次ならん。この中、特に重要なのは近衛だ。近衛を説得するには、先づ後藤隆之助を用ひるのがよい。

一、末次大将が身辺を清掃して、人々の信を得るのは短時日では困難だが、客觀状勢は遲滞を許さぬ。そこでやゝ謀略的に考へれば、作戦行動を始めて然る後直ちに電撃的工作をやることが考へられる。

一、末次大将の名を早急に出せば、棚ざらしとなる恐れある故に最後の瞬間まで慎重にしなければならぬが、さればとて、名を出さねば、同志は獲得できぬ。そこで具体的に腹中に信を置き得る者には、率直にプランを明かして訴へることが必要である。

一、日本にては建前と内実とは相当の隔たりがある。従つて内実が如何に良くとも大義名分を以て排斥せらるゝ如きことを極力避けねばならぬ。故にせい／＼一人乃至三人の会合以外に屢々会合する等のことは避くべきだ。

一、いざそれが具体化する場合には宮中関係のことにて慎重な注意を要することがあるが、それはその時に言ふ。

(九月八日)

この様に述べた後、高木惣吉も矢部に「何れにも凡て同感で、人のことまで、一二を除いて（山崎、坂等）は殆ど不思議に一致してゐるとの事であつた。」と述べ、矢部の代議士は誰を使うかという質問には、中島知

久平を挙げている。これは中島と海軍との関係を考えれば当然とも思える人選である。また矢部は後藤隆之助とともに吉野伊之助を挙げたところこれにも高木は賛成している。後藤の説得と大達との連絡は矢部がやつてもよいと述べた点に付いては、後藤については末次にどう思っているかを聞いてみてからこと、大達はすでに末次にちよちよく会っているという答であつた。岸の問題については、すでに本位田の仲介ですでに会つており結果はよかつたらしいとの事であつた（九月八日）。

以上の事実からも、海軍省調査課を中心に末次の担ぎ出しの工作が進められていたことは事実であり、矢部はこれに相当深く関与していた。しかし、この末次内閣構想についてはいくつかの留保すべき問題がある。第一に、筆者にはこれを末次内閣構想に付いてはいくつかの留保すべき問題がある。故にそれは、海軍省調査課を中心とした「構想」に過ぎないと考えている。第二に、末次擁立に関わった人々の政治的文脈についてである。末次自身は「艦隊派」の重鎮で、思想的には観念右翼といつてよい人物である。これに対し、高木は米内光政、岡田啓介や井上成美の系統すなわち「条約派」に属すると考えられる。もちろんロンドン条約をめぐる両派の政治的スタンスをそれ以降も固定的にとらえ、常に対立的であつたと考へる理由も根拠もない。しかし、何故高木は末次を~~担~~ぐ気になつたのか、その政治的根拠が曖昧なのである。また、矢部はいうまでもなく国防国家建設・新しい政治体制を構築しようとしていたという点で、観念右翼とは対立的なはずであった。さらに、大達は新官僚派とは政治的立場を異にしており、より「自由主義」的であつた（古井善美的評価についてはここでは留保しておきたい）。そこに代表的統制官僚の岸までが入つてくる。この錯綜した政治的文脈をどう解きほぐしていくべきのであるうか。これが解けなければ末次擁立運動の政治的評価については明かにしたことにはならないのではないだろうか。今、これ等の点について明確に答えることはできない。しかし、いくつか考えられることがある。まず第一に、日記の九月三日に「尚九月下旬、十月上旬が

最も重大だといふこと、それは米国の態度が明かとなるといふ意味よりも、作戦上の必要から来るといふ事である。又、既に作戦を始めてからこの問題を解決すべきかこの問題を先にして後に作戦に入るべきかも既に熱心に考へられてゐるとの事だ」と記されている点から、高木は矢部に対し、日米交渉の経過や九月六日の「帝国國策要綱」となる海軍の方針について何程か話していることは想像される。矢部の末次内閣構想がちょうど九月中に集中している点もこれと関連していると考えられる。第二に、同じく九月三日の日記に高木は矢部に対し、近衛が近々退陣しそうな雰囲気であること、後継には近衛の延長的性格の内閣ができるようなことを述べた後、「ほんたうな革新的なものはその次ぐらいでない出ぬ。併しそのほんものることを考へるに、結局あちこち見渡して末次の他にはないと思ふ」と述べている。矢部も近衛内閣を本格的な革新的政権でとは評価していないという点では同感であつたろう。そして、第三に、南方進出が両者にとつては焦眉の課題で、しかもそれは対米関係の悪化場合によつては対米開戦をも覚悟しなければならない問題であった、という三点が大きな意味を持つてゐるようと思われる。

そして、高木と矢部がこの構想に積極的であった前提として、一月二十四日、二七日の会合に注目しなければならない。先にも述べたように矢部は翼賛会に失望した高木から一月二一日に政治力結集の方法を検討するよう依頼されて、二四日に矢部、佐々、田中慎二郎、高木、扇の間で話合いがもたれ、その席で佐々から「皇道派と海軍の提携」という構想が提起され、二七日には軍務局長を交えて話合いが行なわれている。陸軍との関係が今回どの様に考えられていたのか明かではないが、より緊急な事態の下で今度は、海軍が主体に変わつて強力な政治体制確立の必要性が浮上してきたと考えられる。

矢部は一〇月一五日の日記に近衛の対米メッセージからすでに五〇日余り過ぎてゐるがどうなつたか判らないが、首相周辺の動きが急であり、新聞の論調などからも「どうも近く状勢が展開するらしい」と記し、政局

と対米関係の風雲が急を告げていることを感じていた。

二 東條内閣期

近衛内閣の崩壊については「当然に予期せるところ。さてこれからだ」と記していたがしかし、実際に近衛内閣に代わって登場したのは東條内閣であった。この東條内閣について矢部は「どうもこの内閣は甚だパツとせず。短命らしい」（一〇月一九日）と感想を記し、その後今度の政変についての考え方を次のように記している。

今日海軍で会つた結果や、古井との話などで、今度の政変のことを察するに、海軍の工作は主として陸軍を対象として行なはれたとの事で、武藤を通じて東條を利用せんとしたものらしいが、見事に東條、武藤に利用されて背負投げを喰はされた形らしい。併し又考え方によれば、サーベルのまゝで陸軍に国務を任せたのは、陸軍の責任を明らかにさすためで、これは又東條・武藤が重臣にせおひ投げを喰はされてゐるとも見られる。：（中略）：

要するに別に何かを積極的にやらうといふ意味で、東條内閣が出来たのではなく、只近衛内閣を倒したといふ消極面だけらしく、外政も内政も別に定見はないらしい。

（一〇月二一日）

結果論から見れば、矢部の考えは見事に外れたわけだが、その理由は矢部が自律した自由な研究者としてではなく、海軍省調査課という「小さな窓」から政治の世界を見て、さらに末次内閣構想に強く囚われていたか

らに他ならない。そして、一〇月三一日の政治懇談会で佐々からかなり突っ込んだはなしを聞き、「東條内閣の生まれた経過から、その性格など、少しは見当が付て来た。但しどっちを向いてゐるかは依然判らぬ」（一〇月三一日）と記している。「どっちを向いてゐるか」とは東條内閣が南進論を探るのか、北進するのかという問題であると思われる⁽⁹⁵⁾。そして、矢部は東條政権について具体的評価を決めかねてゐる間に一二月八日を迎えたのではないであろうか。しかしそのことは矢部が対米開戦の近いことを全く知らなかつたということを意味しない。前後の脈絡から考えて矢部は作戦の詳細はともかく対米開戦の近いことは知つていたと考えてよいであろう。この時までには矢部は対米開戦止むなしと決意してゐたと思われる。一〇月六日には「前からの約束により赤堤町の沼野君の家を訪ね、いきなり彼が英米と妥協すべしと主張するので、これを批判して大議論になつた」ということがあり⁽⁹⁶⁾、一〇月八日にはそれまでかなり高く評価していた石原莞爾との会談で、石原の「絶対非戦論」を批判している。これ以降、東亜連盟運動に対しても否定的評価になつて行く。また、一月一三日には、大学で丸山真男とその非戦論をめぐつて議論している。これらのことからも、近衛内閣の崩壊と東條内閣の成立を境に、対米関係の打開には絶望的な感じになつて行つたと思われる。

さて、海軍省調査課の綜合研究会は矢部の提案で「二つの分科会に分割し、政治外交部会といふものをその一つの参謀本部の様にすること」（一月一〇日）とし、新に松下正寿を嘱託とし、これに大河内、矢部、高木、扇、天川がそのメンバーとなつた。そこで「決戦態勢の政治、外交、経済問題」を検討してゐる（一月二四日、二八日、一二月一日一二月二日）。これは伊藤氏の『昭和十年代史断章』によれば「決戦指導体制指導方策の重点」としてまとめられたようであるが、筆者が参照した『矢部貞治関係文書』では、「決戦政治態勢の重点」（矢部執筆）、「戦争体制下の帝国外交方策」（松下執筆）、「決戦体制下に於て緊急処理を必要とするべき経済方策」（大河内執筆）の三編で矢部が書いたと思われる「戦争指導の重点」は含まれていなかつたので

この部分は伊藤氏の『昭和十年代史断章』を参照しながら以下要点についてまとめてみよう⁽⁹⁷⁾。

「戦争指導の重点」において注目されるのは、「今次大戦は、英米的世紀秩序の矛盾に発する世界的決戦である」ということを最初に述べ、大東亜共栄圏の確立を主張しているのであるが、それが「確乎たる長期自給の不敗体制を築き、以て戦勝の基礎を確立す」ことが強調され、そのためには戦目標を限定して総力を結集し「電撃的効果を確保す」ことを主張している。この点に関して政治外交部会において「宣戦布告問題」が検討されていることは注目されてよい。

外交問題で、松下氏と僕は「宣戦布告」といふ形式に反対しあくまで、自存自衛戦といふ建前をとるべきとするのだが、扇中佐と大河内君は、国民の志氣を緊張させるため、「宣戦布告」が必要だといふので、大分論戦になつてゐる問題。

(一二月一日)

そして、一二月六日には「尚矢張り『対英米宣戦布告』といふ形式になるらしい。これは僕も松下氏も反対したのだが」と記しており、「迅速果敢に電撃的効果を確保」するという点と関係しているように思われる。

そして「決戦政治態勢の重点」においては、①陸海統帥と政戦両略の一致、②戦争目的の明確化、の二点が重要としているのだが、注目すべきは「参謀及び軍令部両総長と陸海軍部大臣との兼任」が真剣に考慮されるべきであると書いていることであり、矢部の手元に残っていたこの書類ではこの部分に手書きで線が引かれ、削除されている点である⁽⁹⁸⁾。

この問題は後に東條内閣の末期の一九四四年二月二一日に東條、嶋田の総長と大臣の兼任という形で実現す

るが、この時の日記には海軍省で「兼任は憲法違反ではないかなど、きかれた」と記しているのみで、特に詳しい記載はない。しかし、この時点では矢部が軍部大臣と統帥部総長の兼任が政戦両略の一致には不可欠と考えていたのである。次の「戦争目的の明確なる規定」については、自衛戦争という性質から「その目的は、軍事的及び経済的包囲陣の突破と死活的資源の確保にある」べきだとする⁽⁹⁹⁾。

次に「決戦政治態勢のために不可欠と考へられる機構上の要請」は次の通りである⁽¹⁰⁰⁾。

(イ)、決戦経済参謀本部（統制会の最高統制機関を含む）の確立

(ロ)、総理大臣の権限強化（経済統制法の国家総動員法への可及的一元化と、総理指示権の活用）

(ハ)、対南方政策統合のための中央組織の準備及び確立（南方統治方策の大綱計画、軍司令官及び民政長官の人選、南方派遣の専門調査団の人選等も、極秘裡に而も急速に準備を要する）

この様に述べた後、それを促す条件として（イ）国民運動・国民組織の急展開（国土防衛防空、物資の配給、統制の運営、国民の志氣の高揚、生産力低下の防止等のため必要。さらに翼賛会・産報の人的刷新、強力な実戦の展開、日用品の末端配給機構の確立）、（ロ）通常議会の決戦態勢強化（議会開会中も政府の活動が停止することを防ぐため）、（ハ）戦争目的についての国民教化、等が必要であるとする⁽¹⁰¹⁾。

次に松下の手による「決戦体制下の帝国外交方策」によれば、「本稿は日下ワシントンに於て行はれてをる日米会談の決裂を想定して起稿されたるものである」との書き出しで、戦争の名称を「大東亜防衛戦」または「大東亜自衛戦」という「特殊の名称を用ひ」ること。そしてその宣言書には

(イ) 今次の軍事行動は帝国の自存自衛のため止むを得ざる手段なること。

(ロ) 帝国の行動を妨害せず、又は妨害する意志無しと認むるものは凡て帝国の友邦と見なし、相協力して東亜の資源を開発すべきこと。

(ハ) 帝国の行動を妨害し、又は妨害する意志ありと認むるものは帝国に対し敵対行為をとるものと見做し、かかる意志又は行動の継続する限り帝国はそれを除去するに必要且つ有効なる手段をとるべきこと。

等と記されているのだが、この中で「戦争状態」又は「敵国」の名前を使わなかつたのは、それによつて日米間に自動的に「戦争状態」が発生し、それにより「『戦争状態』を条件とする米国国内諸法規の発生するを一応防ぎ彼の出方を監視せんとする趣意である」としている¹⁰²⁾。しかし「戦争状態」かどうかは「宣言」の内容如何ではなく「戦争状態」そのものが問題となるのであつて、このやり方は姑息というか策を弄し過ぎた態度といえよう。対米戦争開始以降の矢部の活動は、現実を直視しないで、自分達の理論的活動によつて、現実を好転させようと空しい努力を繰り返しているように思はれてならない。この「宣言」における、言葉の問題によつて「戦争状態」という現実を糊塗しようといふのはその端的な表れである。また「対米工作」における项で、「帝国が軍事行動を起したる以上、宣戦の形式の如何に拘らず日米の国交は全面的に断絶すべきは必定である。故に直接米国に対し外交工作をなす方法は考へられない」としつつ「帝国が大東亜を支配したる後は米国との国交を成るべく早く回復する必要があ」るとしていることは、一体何のために対米戦争が引き起こされたのかについての認識が欠如していると指摘されてもしかたがないように思われる。

そして「歴史的な時代の第一日」（一二月八日）を迎える。

十二時半のニュースでラヂオは「宣戦の大詔」の渙発を伝へ、既にマレー上陸作戦、ハワイの空襲、グアム、ダバオ、香港の攻撃、泰での英國軍との対戦を伝へてゐる。臨時議会の召集、空襲防備の下令等。暖い静かな春のような日がさんくと注ぎ山茶花の気品のある紅を見つ、聞く。ラヂオは何か他人事の如き感を誘ふが、これで我国の興亡の戦ひが愈々決戦に突入したのだと考へ、こゝにも何時敵の飛行機が空襲を試みるかも知れぬと思ふと寧ろ戦慄的である。

(一二月八日)

対米戦争が始まつて以降、矢部は以前にもまして熱心に海軍省調査課の研究・政策策定活動に関わつてゆくことになるのであるが、海軍省調査課関係では例の綜合部会を再編成した政治外交部会と政治懇談会が中心となる。政治懇談会の方はゾルゲ事件に關係して、メンバーの一人の田中慎次郎が検挙され、矢部は「政治懇談会の幹事としての責任もあることだし、常に気苦労のみ多くて嫌になつてゐたところだし、それに永いこと同じ顔振れでやるのは、同志的親密さは増すけれども、稍々マンネリズムにも陥る傾向があるので、この際再出発をした方がよいかとも考へ、幹事辞退を課長に申出る。」(一九四二年三月三〇日)ということがあり、その後扇から慰留され、結局「別に内容のある話でなくとも只飲む集りでも、それで充分目的は達してゐるので、何とか思い直してやつてくれぬかとの懇切な話しあつたので、僕も辞任を固執するわけにも行かず、それではもう少しメンバーの拡充を考慮してやつて見るといふことにした。」(四月四日)という経緯があつた。そして、大体月一回のペースで行なわれているが、特に何らかの政策的策定に関するような作業をしているようには思われない。政治懇談会は戦局の動向を海軍当局者から聞いたり、情報交換会的性格が強くなる。ただし、

細川盛貞が後に参加し、矢部の日記からは、一九四三（昭和一八）年末から、ラバウルをめぐる戦局とからめて東條内閣の更迭が話題になり、新内閣の首班に海軍の豊田副武が考えられている様子がうかがえる。そして東條内閣末期にはそれが高松宮を中心とした「反東條工作」⁽¹⁰³⁾につながって行くのである。

矢部の日記によれば一九四二年七月一七日の時点で細川を政治懇談会のメンバーに加える話が出ている。三月にブルゲ事件の関係でメンバーの一人の田中慎次郎が検挙されたこともあって、一度政治懇談会を止める話が出て、メンバーを少し入れ換えた形で続けることになり、細川が加わったという経過であるが、なぜ細川が加えられることになったのか、そのことに近衛の意志がどの様に反映していたか、また政治懇談会と高松宮をめぐる関係についても矢部の日記からは詳しい事情は不明である。しかし高松宮の求めに応じて近衛の女婿の細川が秘書となつたのは一九四三（昭和一八）年一〇月三〇日のことである。細川の政治懇談会参加は近衛との関係は推測できても、高松宮とのことは一年以上後のことになり、参加の時点での政治的理由とはなり得ない⁽¹⁰⁴⁾。また矢部が高松宮と関係ができるて来るのも同年一一月一六日以降のことであり、矢張り細川の参加にともなう、政治懇談会と高松宮との問題は、参加の時点では関係なかつたと思われる。

しかし何れにしても、日記の記述からは矢部の活動の中心が「政治外交部会」にあることがうかがえるのである。この政治外交部会の主要なテーマは「大東亜共栄圏」に関する政治的・法律的・経済的諸問題に関する検討立案である。矢部は「大東亜新秩序の政治的構図」について書いている。（一月一〇日、一月二四日）この「大東亜共栄圏」における「新たな政治形態」については、矢部、天川、大河内、永田、板垣等で検討が加えられている。これら一九四二年度前半の政治外交部会の活動については、前掲伊藤『昭和十年代史断章』一五六～一六二頁に紹介がすでになされているので詳しくはそれを参照されたいが、特に注目すべきは、「大東亜共栄圏」が欧米の帝国主義からの東亜民族の解放を主張し、そして、日本の指導性を認めつつ広域圏の形成

を構想している点である。これは全く「大東亜共栄圏」思想に他ならない。矢部は第三次近衛内閣の末期辺りから対米開戦やむなしとの考えに変わって行つたことは前述のとおりであり、真珠湾以降は海軍省調査課の研究会を中心的に運営しながら「大東亜共栄圏」の具体案づくりにむしろ積極的に関与して行く事になるのである。この他、当時問題になつていていた大東亜省設置に関する企画院案について矢部は、日記からは理由は直接うかがえないが、反対意見を岡軍務局長に具申している（八月一〇日）。

戦局はミッドウェー海戦とガダルカナル撤退を境に悪化して行くことは周知の通りであるが、国内政治レベルではこれが決戦体制確立を大義名分とした内閣更迭問題としてたちあらわれて来ることになる。近衛の意を体して細川が秘書として高松宮の側近となつたことで、矢部の主宰する海軍省調査課の政治懇談会はその政治的策源地の一つとなるのである。矢部の日記にははつきりと出てこないのだが、政治懇談会で内閣更迭について初めて話が出たのは、一九四三年一二月一九日のことであった⁽¹⁶⁾。ここでは「主として東條内閣の施策の下に於ては、遂に何物も為し得ざる段階に到達せること」が話題に出て、島田海相の更迭が事態打開の合理的な方法として検討されている。これは東條内閣更迭の工作として後に岡田啓介のラインから実際に取り組まれている事から考えて注目してよい。ただこの段階では海相更迭が東條内閣更迭に直接つながるものと意識されていたかどうかは定かではない。

そして、東條内閣更迭の際の海軍側の次期首班後者は豊田副武が考えられていたようである（一二月一九日）。この動きは一九四四（昭和一九）年になつても続いていたようで、必ずしも首班というわけではなく、島田海相更迭の際の海相候補としても考慮されていた。そして、岡田啓介を通じて豊田海相——米内軍事参議官（米内の現役復帰が条件）という構想が考えられていた。矢部もこの一連の動きに關係している⁽¹⁶⁾。しかしこの構想は、聯合艦隊司令長官の古賀峯一が戦死し、その後任に豊田が補せられたことで事実上失敗している⁽¹⁶⁾。こ

の豊田をめぐる人事問題は、それが首相候補者としてのものなのか、海相候補者としてのもののかは随分話がちがうと思うのだが、その点がはつきりしない。また、この構想が調査課周辺だけの動きなのか、もつと具体的で広範な動きだったのかはつきりしない。この点については末次内閣構想と似かよっている。

矢部の日記にはこの政治懇談会の他、政治外交部会に関する記述が多く、彼が如何にこの研究会に努力を傾注していたかが判るのだが、「大東亜共栄圏」論の理論的骨子を作つたこと、またいくつかの理論的作業をまとめた事等に関しては充分検討に値する作業であるといえようが、評価については留保すべき点がある。といふのは、第二次近衛内閣成立から大政翼賛会改組までの期間については、矢部らブレーン達の活動は政治機構や運動、ひいては政局の行方にまで大きな影響を与える、また与える可能性があつた。故に矢部の動向は注目する必要があつたのである。しかし、日米開戦後の活動は、軍事的展開という現実を「大東亜共栄圏」論で理論的に後づけ、補完するという役割を果たしたに過ぎないのでないのではないか。

東條内閣末期までの矢部の活動を知るために日記から関係個所を抜き出してみると次のようになる。

(一九四一年)

一二月二一日：「扇中佐から戦況を聴き、陸海軍の分担区域の大体を聞いて、色々と感想と注意を談じ合つた。」

一二月一八日：「南方の問題で又急を要する仕事が沢山出て来て、この次の日曜に朝からやることにしだ。」

一二月二一日：「南方問題の緊急問題を討議する。」、矢部が扇に南方関係の有能な専門家を「白紙」で留保するよう提案

一二月二三日…東大総長と扇中佐との話合いに立ち会う、「大体南方資源調査会の各学部の専門家の表を作つて頂いて、それを嘱託にし、将来、海軍の徵用予定者として、陸軍に独占されるのをチェックすることに決した。」

一二月二六日…政治懇談会（矢部、佐々、田中慎、岸本、湯川、高木）特に内容無し、
一二月三〇日…政治経済部会（矢部、松下、天川、扇、青山中佐）

（一九四二年）

一月五日 … 「蘭印を如何にしてその資源施設の損傷を少なくして、我が手に收めるかを研究する。僕は甘い考へで平和的な手を打つことに反対した。」

一月八日 … 嘱託の件で総長が提出したりストの中で、東畑精一に特高が黒星を付けてきた点について扇の相談を受ける。大東亜新秩序に内容を与えたとの依頼を受け、天川と一緒に研究することにする。

一月九日 … 「天川君と、大東亜諸邦の構成問題を研究。」

一月一〇日 … 「大本營から声明すべき大東亜戦争の目的についての声明文案を練り、次いで、大東亜共同構図を問題にし昨日やつた僕の案を説明。一同無条件賛成であった。」

一月一七日 … 前回のテーマの蒸し直し

一月一八日 … 国防国家論の根本的改訂を検討

一月二四日 … 矢部の書いた「大東亜新秩序の政治的構図」の再検討

二月七日 … 内容不明

二月一四日 … 欠席

二月二二日 .. 最近の内外状勢について

二月二八日 .. 内容不明

三月七日 .. 雜談

三月一四日 .. 板垣の民族政策の報告

三月二〇日 .. 「海軍関係の永田、大河内、板垣、天川の四君と、海軍の大東亜建設二四についての合宿研究をやるため熱海の玉の井別館で暮らした。」

三月二八日 .. 「研究会は大東亜の建設問題について談ず。」、「天川君の話といふのは、末次大将が、自分の修養のためにいゝ人の話を聞いて教育して貰ひたいと言つて居られるので、僕の名前を言つてあるので、会つてくれぬかとの事で、それは喜んでお目にかかるが、どうも僕一人でも心許ないから三四人の人を同志的に一緒にやつてはどうかと言ひ、色々相談の結果、大河内、湯川の両君と天川君とでまづ末次大将の話し相手となることを決め、近く会はうといふことにした。」

三月三〇日 .. 「先日から予て考へていたのだが、田中慎次郎氏の件については実質上は氣の毒な事件の一つに過ぎぬ思ふけれども、外形上はとにかく政治懇談会の幹事としての責任もあることだし、常に気苦労のみ多くて嫌になつてゐたところだし、それに永いこと同じ顔振れでやるのは、同志的親密さは増すけれども、稍々マンネリズムにも陥る傾向もあるので、この際再出発をした方がよいかとも考へ、幹事辞退を課長に申出る。」

四月四日 .. 「心配した連中が皆報告を書いて来れ、大東亜建設の大綱がとにかく出揃つたので、安心した。松下君の広域圏の法律構成論を聞いて批判し、昼食してニュースを見て帰る。」、

「帰る前に扇中佐が話したいといふので、例の政治懇談会の件であつた。中佐の話しへは、幹事としての責任云々は問題にならぬといふし、且近く高木大佐も南方へ転出し、あとは軍務二課長の石井大佐が兼任するらしく、色々海軍の背景のいゝ人を益々必要とするのに、折角一年余親密になり、同志的にやつて頂いた方々と離れるのは非常に心許ないといふこと、加之、別に内容のある話でなくとも只飲む集りでも、それで充分目的は達してゐるので、何とか思い直してやつてくれぬかとの懇切な話しであつたので、僕も辞任を固執するわけにも行かず、それではもう少しメムバーの拡充を考慮してやつて見るといふことにした。」

四月六日

..「六時水行社に行き、軍務局長招待の東大の嘱託教授の会に出席」

四月一日

..「われくの書いた報告をタイプにして、その中の所々を議論した。」

日米開戦以前の矢部は自らの理論的作業によつて「現実を造ろうとした」が、この時期の矢部は反対に「現実に使われている」といえば酷に過ぎるであろうか。

4 「共同体的衆民政」論と天皇制の歴史的位置

- (1) ファシズム期における共同体論の政治的意味——つの国民代表論
— 問題の所在

五・一五事件を直接的契機として「日本型」政党政治が崩壊し、挙国一致内閣が出現し、再び戦前期において政党政治が復活することはなかつた。挙国一致内閣は元老西園寺公望の政治的選択の主觀においてはモラトリアム内閣であつたと考えられる。五・一五事件などを引き起こした現状打破を目指す勢力は、政党政治そのものを否定したのだが、英米主導の国際秩序に対しても否定的であつた。西園寺は五・一五事件後の後継首班について、再び政党——すなわちこの場合は政友会——を指名することはできなかつた。理由は色々考へられるが、一つ言つておかなければならないのは、テロの恫喝が西園寺の政治的選択にかなりの影響を与えたであろうことである。西園寺は限られた選択肢の中から、英米主導の国際秩序を遵守するという原則を念頭において斎藤実を奏請したと考えられる。したがつて西園寺の主觀においては、斎藤内閣は基本的にモラトリアム内閣と意識されていたと考えられる。しかし、歴史的事実が示すように、斎藤内閣および次の岡田内閣の下で新官僚・革新官僚と呼ばれる政治勢力が抬頭し、「上からの統合」を推進する。それに日中戦争の勃発という条件が新たに重なつて、戦争遂行のための政治経済体制が半ば公然と半ばなし崩し的に形成されてゆく。

ここで問題とする大政翼賛会の政治的評価については、政党政治崩壊後の国民的統合の課題を日中戦争以降の総力戦体制形成の一環として実現しようとしたその意図と政治的結末の二つの点を重視しなければならないであろうが、筆者は一九三〇年代後半以降の社会構造の流動化の中に、矢部貞治の政治理論を通して翼賛会を位置づけてみようと試みるものである。

その際、重要な論点となるのは「国民代表」(これ以降は単に「代表」とのみ略記)と「共同体」の概念であり、両者を貫通する概念が「デモクラシー」である。これらについて矢部の書いたいくつかの論文については前述した通りである。ここではそれをもう一度整理しながら、この問題に示唆的な論点を提起している先学の業績に論及しつつ論を進めてゆきたい。ただし、ここで断わつておかなればならないのは、「デモクラシー」

の含意とその訳語についてである。矢部は師である小野塚喜平次の訳語にしたがつて、「衆民政」と呼び、吉野作造は周知のように「民本主義」と名付けた。通常は「民主主義」と訳されるこの概念をどう訳すかについては、各々「民主主義」と呼ばない理論的政治的理由がある。その最大の理由は当時の日本が「国民主権」ではなくかったという歴史的事実にあり、それ故、「民主主義」と強い関係を持つ「代表」概念は日本独特のバイアスがかかった状態で出現する。後で詳しくふれるが、例えば石田雄は日本の「代表」概念を「似而非『代表』(疑似ド・レプレゼンタチオン)」と規定している⁽¹⁰⁸⁾。石田の議論は日本の「代表」概念を考える際に極めて示唆的であるが、それが「似而非」であるというのは、欧米のそれにあるいは理念型に比して、という意味であることはいうまでもない。

本稿で「デモクラシー」あるいは「民主主義」という概念を用いるとき、理念型あるいは「戦後民主主義」的な含意を持たせては用いない。ここにおいては矢部の理解に従つて「デモクラシー」をあくまでも「政治参加」の問題としてとらえる。すなわち「デモクラシー」の「発展」あるいは「展開」とはその「政治参加」の歴史的各段階における在り方の問題と考える。したがつて日本の戦前期にも「デモクラシー」は存在したと考えるし、それを「戦後民主主義」との比較で「不十分性」だけを主張することは事の本質を見誤る危険があるとさへ言えるかも知れない。しかしこうした考え方を押し進めてゆくと、「デモクラシー」は「ファシズム」と第一義的に矛盾しないではないかという批判が当然ありうるであろう。それに対する筆者の答は「両者は即時的には矛盾しない」と考える。「ファシズム」と「ソーシャリズム」は「参加」という一点において極めて「デモクラティック」な政治体制であった。つまり、ファシズムやソーシャリズムは、資本主義の階級性によつて政治的に阻害され続けてきた多くの一般大衆に政治参加⁽¹⁰⁹⁾の道を開いたという点において、十九世紀的自由主義国家よりはるかに「デモクラティック」であった。筆者はこの問題を「総力戦体制期におけるデモクラシー」

問題」として考えてみたい。また「参加」なのか「動員」なのかという問題については「自発性」の契機を重視したい。

升味準之助は、第二次世界大戦中の英國の批評家のリードの「もし人にコミュニズムとデモクラシーの関係をきけば、コミニストなら、コミニズムはデモクラシーの極端な形態だというだろうし、反共主義者は、ロシアのコミニズムは全体主義の一種だというだろう。どちらの答も正しい。コミニズムは、デモクラシーの極端な形態であり、また全体主義的でもある。同時に、ファシズム型の全体主義国家もデモクラシーの極端な形態である。ロシア型の國家社会主義も、ドイツ型の国民社会主義も、イギリス型の民主社会主義も、口先ではいざれも民主的である。すなわち、それらはみな大衆心理の操作によつて民衆の同意をうる。実はみな多数の支配なのだ。」という言葉を引用しながら、「いいかえれば、デモクラシーの方程式のなかの、もつとも重要な不变数が、変数にかわり、それに好みのあたいを与えればデモクラシーを、どうにでも変化させることができ」⁽¹⁾と述べている。本稿では、この不变数、変数とは一体何であり、その値をどの様に与えていつたのかを考えてみたい。

総力戦体制期のデモクラシーは明かに一九世紀的デモクラシーとも、戦後デモクラシーとも異なる歴史的課題を持つた概念であろうと考える。こう考へることによつて、なぜファシズムが成立し得たのか、という問題に答えることができるのではないだろうか。

さて、石田雄は「日本の『代表』の展開過程」において、近代日本には公選の議会が存在していたのであるから、一応「代表」も存在していたというべきかも知れないにもかかわらず、何故それを「似而非『代表』」と呼ばなければならぬかについて次のように述べている⁽²⁾。

「代表」すなわち近代的意味でのそれは、立法機能を営む討論段階が中核的要素をなすものとのべたが、その変化は、単に制度上の公選議会の有無という形式的なものにとどまらず、さらに根深い基盤をもつて いる。すなわち、討論段階が、独自のものとして展開されうるのは、コンミュニティの即時的同一性が破 られた後に、「多様性 Vielheit としての人民に対する单一性 Einheit としての人民の支配」(Hermann Helle r, Die Souveranitat, 1927, s. 75) が要請される場合においてである。ところが、このような国民的同質性 の中での多様性が可能となるのは、西欧においては、ウェーバーもいうごとく、資本主義の成立による身 分代表の超克を前提としてのことである。：（中略）：しかるに身分議会の伝統もなく、近代国家制度の 形式的攝取の後にも、なお広汎に即時的同一性の上に安住した我国の如き場合には、第二段階の代表は 制度的外見としてはあらわれても、固有の機能を當るものとしての独自の存在理由をもたず、むしろ必要 に応じてコンミュニティ・レベルのシンボル機能と、第三段階の行政機能によつて補われ、あるいは代位 される可能性をもつていた。

本稿ではファシズム期を問題とするが、石田は「さかのぼつて翼賛会の成立根拠を本稿の觀点から探るなら ば、それは明らかに新たな社会状況の下での似而非「代表」の機能障害に対処しようとするものであつた」と して、一九四〇年八月二八日の翼賛会結成の第一回準備会における近衛首相の発言を引用しながら次のように 述べている。⁷³⁾

四年に一度の投票で「代表」の意識を充分に喚起しえない状態、すなわち潜在的大衆社会化状況におけ る大衆の政治からの遠心力（それは単に大衆社会化一般に伴う政治的無関心の増大というだけの意味では

なく、まさに前述したような似而非「代表」の基礎たる名望家秩序への不信感という形で顕著となる)に対する危惧であると同時に、他面では同じ状況下における多元的・機能的集団化をいかにして体制にくみ入れるかという関心である。

本稿の関心との関係で言えば、近代日本の「代表」が「似而非」であるかどうかを検討するのではなく、まさに「四年に一度の投票で『代表』の意識を充分に喚起しえない状態、すなわち潜在的大衆社会化状況における大衆の政治からの遠心力に対する危惧であると同時に、他面では同じ状況下における多元的・機能的集団化をいかにして体制にくみ入れるかという関心」がどの様に構想され、実現したのか、しなかつたのかが問題なのである。石田はそれを似而非「代表」の機能障害の克服という視点から分析しているのだが、正しくも指摘しているように、それが克服されるためには「似而非『代表』の『似而非』的性格の否定と、多元的集団化に固有の存在理由を認める必要としたが、それを実現する場合には、即時的同一性の温情につつまれた牧歌的統一は否定されざるを得ない」にもかかわらず、即時的同一性を否定しなかつたが故に、翼賛会が「政治結社」として自己を確立することはできなかつたと述べている⁽¹³⁾。

「四年に一度の投票で『代表』の意識を充分に喚起しえない状態、すなわち潜在的大衆社会化状況における大衆の政治からの遠心力に対する危惧であると同時に、他面では同じ状況下における多元的・機能的集団化をいかにして体制にくみ入れるかという関心」は当時の矢部の考え方そのものであつた。しかし石田は、即時的同一性の否定と多元的集団化に固有の存在理由を認めることなしには似而非「代表」は克服されないとしたが、矢部は少くとも前者を否定せずに「多元的・機能的集団化をいかにして体制にくみ入れるか」を考えていたのではないか。後者は職能制の導入という方法が構想された。

近衛新党運動期においては、新党路線をとる限り政治力の結集が第一義的課題であつて、「即時的同一性の否定」はいわば避けられない問題であった。しかし、この課題は「新党＝幕府論」という観念右翼からのイデオロギー攻撃と、既成政党の自主的解体という「予期せぬ事態」の中で、まず近衛が「日和り」、ついで矢部も路線修正する。ここにおいて新党構想は最終的に放棄され、次の段階において、「即時的同一性」を保持しながら「多元的＝機能的集団化をいかにして体制にくみ入れるか」という矛盾的課題に直面する。これが翼賛会成立以降の矢部の課題である。

では矢部はこの課題にどの様に対処しようとしたのであらうか。言い替えれば絶対的矛盾的要素をどの様に統一しようとしたのであらうか。矢部におけるキイ・ワードは「共同体的衆民政」論なのであるが、「即時的同一性」即ちこの場合政治的フィクションとしての「一君万民」論との関係が重要な論点となろう。

二 「代表」概念と共同体－「国民代表」概念をめぐる矢部貞治と宮沢俊義

矢部はすでに「代表の社会的基礎」において、「代表」が相当する社会関係について述べている。そこにおいて、ゲマインシャフトには「表現」という概念が対応し、ゲゼルシャフトには「代理」が対応し、中間形態に対応する概念が「代表」であるとする。この中間形態の措定が矢部の独自性なのであるが、それは「代表」概念の歴史的析出に関する矢部の理解が問題となる。先に述べたように、近代的な「代表」概念は、「国民的同質性の中での多様性が可能となる」ところの「資本主義の成立による身分代表の超克を前提」（ウェーバー）にしている。ところが矢部の議論の特徴は、西欧の初期の等族議会での「代表」は実は等族の選挙母体に拘束された「代理」であつて、それが「代表」となるのが「個々の選挙母体、等族、州等の分立を超えて存在する民族的政治的一体性が自覚される、に従」つての事であるとする¹⁴⁾。つまり矢部は「代表」概念を「民族的政

治的・一体性」と強く関連づけて理解しているのである。

矢部とほぼ同じ時期に「国民代表」に関する論稿を著わしているのが宮沢俊義である。この宮沢の「国民代表の概念」⁽¹³⁾は、矢部と全く正反対の結論に至っている点において、極めて興味深いものである。以下、この宮沢論文にもふれながら話を進めて行きたい。

「代表」と選挙者との関係について、石田はウエーバーの、被代表者は「選挙民によって選ばれた選挙民の主人であつて、その『下僕』ではない」にもかかわらず、まさにそのゆえに「合法的支配の特徴である抽象的（政治的・倫理的）規範への拘束という全般的な物象化 *allgemeine Versachlichung*」が行なわれる、という一節を引用している⁽¹⁴⁾。これに対して、矢部は次のように主張する⁽¹⁵⁾。

代表は即ち、一体的共同生活が始まより存在し、精神的紐帶が、過去より将来に亘る全成員を包括して、定まるともに、その中には成員個々人の分化と自我意識が明確に現はれ、理性と目的による共同生活の秩序とその発展が要請せらるゝ所の、社会關係に於て生れ、且必然となるところの原理である。かかる社会に於ては、共同体精神は常に存在し、一体的の意も亦必然的に前提さるゝけれども、その現実的具体的な意思内容は、凡ゆる成員の意思と人格を通じて、一体の中に「統合」せらるゝことに依つて定まるのである。

共同体に対応する「表現」と「代表」の概念的相違については矢部の理解は正確である。石田もこの論文において、戦後の著作からであるが、覧の学説に言及した矢部の学説を紹介している。なお戦後の著作では、この中間形態は「協成社会」と名づけられている⁽¹⁶⁾。

しかし問題は、「代理」と「代表」の関係で、矢部は「代理に於ける一体は選挙人の『共通』に立ち、代表に於ける一体は『統合』に拠る」と述べている⁽¹¹⁾。そして、エルザレムの代表理論を批判しながら、次のように述べている⁽¹²⁾。

代表さるゝのは、個人ではなくして国民一体なのである。寧ろ、政治的・一体としての民族の自覚に对抗して、頑強に之を阻止せる「閉鎖的共同体」が崩壊し、即ち個人化することに依て、初めて国家は、民族的一体の生活体となり、代表が初めて、その固有の意味を実現し得たのである。この意味に於て、誠に、個人自由主義の思想を俟つて、初めて「代表」制度が生まれたのである。

この論点はライブホルツに依拠しているようであるが⁽¹³⁾、共同体の解体から個人の歴史的析出、そして国民国家の成立というプロセスの中から「代表」概念が生まれたという理解それ自体は正しい。しかし、国民国家が即共同体的であるという証明はなされていない。矢部の理論だと、①共同体の崩壊→②個人の歴史的析出→③国家の民族的一体化、という理解になるが、本来は②から③の間に「市民社会」の成立という歴史的段階があつて、大雑把に言つて、そこにおいては「個人の原子化」が進み、「疎外」の問題が出て来る。それを止揚するものとして、「共同体」の再建が歴史的課題として登場して来るのだが、矢部の歴史理解の問題は、「閉鎖的共同体」の崩壊が即「国家の民族的一体化」につながるとかんがえたところにある。それは、幕藩体制の崩壊から近代天皇制国家の成立の過程で、近代市民社会の歴史的形成という課題が欠落した日本近代の歴史的過程の、その理論的反映であると考えてよいのかもしれない。こうした歴史過程の特殊性の下では、近代的政治システムと「国体論」は容易に「結合」し得るのである⁽¹⁴⁾。

私的な「代理」関係が統合的な「代表」原理を介して、本源的「表現」関係にまで、高めらるゝのである。「代表」の社会的基礎が共同体的となり、即ち表現関係に近づくに従ひ、それは「表現」原理に接し、社会的基礎が目的社会的となり、即ち独立関係に近づくに伴つて、それは私法人的「代理」の原理に接することとなるのである。

そして、ヘラーに依拠しながら、「雑多に分裂する個人意思を、共同体の一般意思に『統合』するのである。国民共同体は、代表によつて初めて、その活動の可能を得るのである。」⁽²²⁾と述べる。この様にみて來ると、矢部にとつて「代表」概念は「斯く在るべき」ものであり、すでに「斯く在る」ものと理解されていたわけではないことに注意すべきであろう。このことは政党政治についての矢部の考え方には端的に現われれる。⁽²³⁾

近代代議政に伴ふ所の政党政治の意味も亦、凡ゆる特殊意思と利益を携へて、国民の一般意思と共同利益の中に、統合せんとする機構として理解すべきである。

この様に政党政治の意義を位置づけているのだが、同時に「政党がかかる一般意思乃至共同善を目的とせずして、徒らに私利を追ふ私党となり、乃至は『永久的少数党』とも謂ふべきもの、如く、初めより特殊の立場を固執して、一体的統合の意思なきものが、代表原理と相容れざる所以をも、理解すべきである。」⁽²⁴⁾と政党政治の「分裂」的性格を批判している。さらに議会についても、「議会が国民代表の機関とされたところで、その実質的基礎が失はるれば、国民は他にその代表者を求めるであらう」⁽²⁵⁾とも指摘している。この様に見て來ると、矢部において「代表」概念が国民の共同体的統合の媒介的意味をもたされた概念であることが明かとな

る。矢部においては国民国家が「代表」概念によって「共同体」的に「統合」されなければならないと考えられていた。

そもそも、ゲセルシャフトとゲマインシャフトの中間形態に対応するのが「代表」であるとする点において、矢部の「代表」概念は独自のものであるのだが、この「代表」概念と「共同体」の結合が、彼の「共同体的衆民政」論の理論的前提となるのである。

矢部のこうした論理展開に対して、正反対の議論を展開をしていたのが宮沢である。結論から先に述べると宮沢は、「代表なる表象がひとへに唯名的なもので、その名の背後には何らの法律的実在が存しないこと、すなはちそれが全くのイデオロギーにすぎぬことを意味することにおいて、きわめて正当であるといはなくてはならぬ。」⁽¹²⁷⁾と述べている。宮沢は「国民代表」の概念を「近代の議会——少なくとも下院」の議員を「国民の代表」としている。そして、近代的意味における代表概念をそれ以前から区別するのは、近代におけるそれが「命令的委任」から自由であるという点にあるとする。⁽¹²⁸⁾さらに次のように述べている⁽¹²⁹⁾。

国民代表が何人からも独立であることの結果として、ここで代表されるのは、個々の国民ではなくて、全体としての国民であると考へられる。つまり全体としての国民と国民代表との関係がここに国民代表と呼ばれるものなのである。

宮沢はこう述べた後、この概念を一七世紀以降イギリスにおいて徐々に形成され、フランス革命の中で生まれたとして歴史的に吟味する。宮沢はそれが絶対君主制に反対することを認めつつ、同時にそれが「ルソー的民主主義に反対の意味を持つたことは注意を要する」⁽¹³⁰⁾と述べ、「代表政」と「民主政」を対立する

ものとし、「国民代表」は「國民主權主義の表現ではなく、反対にそれの論理的帰結である命令的委任の否定をその核心としていたのである」⁽¹³¹⁾と主張する。それが革命の主体＝ブルジョアジーの利益に合致したからというのがその理由である。⁽¹³²⁾

絶対君主政を倒して政治的支配を獲得した彼らは何よりその権力の保持を欲した。彼らは一般大衆による政治的統制の下に立つことを欲しなかつた。…………すべての市民が立法に参加する権利を持つとの人権宣言の堂々たる規定にもかかはらず、選挙法は制限制・等級制であった。国民は主権を持つとの宣言にもかかはらず、議員は国民から完全に独立であつた。かくの如き意味合いにおいて、議員が国民から完全に独立だといふことがまさに当時の国民代表概念の核心をなしたことが了解できる。

それならば、完全に独立な議員を以てなほ国民全体の代表者だと考へることに何の意味があるか。

しかしこうして生まれた国民代表の概念は「そのイデオロギー的性格を意識されることなしに近代人の常識になつた」⁽¹³³⁾とする。

さらにこうした国民代表の概念は、ランバートによつて否定され、法律学の分野では「国家機関」の概念にとって代わられる。しかし、ここにおいて、「議会」が「國家機関の概念を認めつつ、同時に民主的な概観を持つ伝統的な国民代表の概念を生かす」という問題を提起して、これをうまく解いたのがイエリネックの理論である、とする⁽¹³⁴⁾。しかし、宮沢はイエリネックを次のように批判する⁽¹³⁵⁾。

彼は国民——すなはち「代表者の選定の目的のために組織された一体」——が単に議員を選定するのみ

ならず、国民と議会・議員との間には代表関係・機関関係といふ継続的な結合関係があるといふ。しかし、その継続的な結合関係とは実定法的に何を意味するかといへば、それは国民が議員を選定するといふこと以外には何ものとも意味しない。国民は議員に命令的委任を与へることはできぬ。議員を罷免することもできぬ。議員は実定法上はその権能において国民から完全に独立である。

国民代表の概念をこの様に理解するならば、議員によつて国民が代表されると考えることはできないであろう。⁽¹³⁶⁾ 宮沢は、「議会のある国家において、若干の能動的市民とならんで政治者無権利者が存在することこそ現実の姿を示すものである。何れの国においても有権者の数は国民に一部分にすぎぬ。」⁽¹³⁷⁾ と述べ、「要するに、イエリネックの説明は現実に一致しない」⁽¹³⁸⁾ と結論づけるのである。

続いて宮沢は、日本の場合に触れ、「わが国の通説は法律学の概念として国民代表の概念を否定している。」⁽¹³⁹⁾ として、穂積八束の学説を紹介した後に、「かくの如き通説に反して国民代表の概念を法律学の概念として維持しようとせられる者に美濃部・佐々木両博士がある」⁽¹⁴⁰⁾ として、美濃部の説を紹介し、それを批判して次のように述べている⁽¹⁴¹⁾。

議会はここでは国民によつて選任せられるのでもなく、その訓令に拘束せられるのでもない。それだのに議会が法律上国民の一國家のではない——代表者だといふことに何の実定法的根拠があらうか。全くない、と私は考へる。

この様に述べて、「国民代表論者」のイデオロギー的性格を指摘し、それが「科学的態度ではない」と批判

するのである⁽⁴²⁾。

宮沢は国民代表概念に対するイエリネットの影響もランバート以降「法律学の概念としては凋落しつつあつた」が、ドイツの公法学会において、法実証主義が急激に衰え、「精神科学的方法」あるいは「目的論的方法」の名の下に「いちじるしく政治的な方法が支配的となつてきた」として、それを「科学的方法」に対して「神学的・形而上学的方法」と呼んだ⁽⁴³⁾。それは即ちナチス公法学を指すのであるが、その代表者としてケルロイターの議論を検討し、「いかにそれが極端にイデオロギー的性格を持つものであるかを指摘」⁽⁴⁴⁾している。ここでは紙幅の関係上、ケルロイターの議論を紹介することはしないが、宮沢の批判は次のようなものであった⁽⁴⁵⁾。

ケルロイターは、先にのべたやうに、代表者は「自ら国民と一体と感ずる」といふやうな主観的な標準で代表者をさうでない者から区別することにどういふ科学的な意味があらうか。彼は自由主義的な議会政治の下における議員や政府に対しては国民代表的性格を否認してゐる。それらは国民の代表者であるよりはむしろ私利益の代理人だといふのである。しかし、たとへばヴァイマル憲法の下における政党国家の議員又は政府が一部国民の私的利益の代理人であり、これに反してヒットラーが全国民の代表者であるといふことを、客観的に断定することができるであらうか。そのやうなことのできる筈がない。ケルロイターその他の人々がさうだと主張するだけの話である。ヒットラーのやうな独裁者を国民の代表者と呼ぶことを許すべき科学的な根拠は少しもない。その場合の国民の代表者とは單なる形容であり、又は擬制であるにすぎぬ。あたかも昔の專制君主が国民の代表であると呼ばれたやうに。

宮沢は「要するに、この種の国民代表の概念も現実との一致を欠く。従つてそれはイデオロギーであるとはいはなくてはならぬ。」⁽⁴⁶⁾と結論づける。宮沢のこの論文は、実はこうしたナチ的な国民代表論を批判することを目的としていたと言つてもよいであろう。なぜならば彼はかかる議論を「独裁政理論がその身に着けた一つの『民主的扮装』である」と批判するからである。⁽⁴⁷⁾

この種の論者は多く国民代表の概念を用ることによつて、その主張する独裁政的政治形態に民主政の仮面を与へようとする。彼らの反対するものは何であるか。それは自由主義である。そしてその表現としての議会政である。彼等によれば、自由主義・議会政は民主主義と根本的・原理的に性格を異にする。両者は正反対ですらある。だから、自由主義・議会政に対する反対は必ずしも民主主義に対する反対ではない。むしろそれは真正の民主主義のためにするものである。……（中略）……

しかし民主政は独裁政の反対概念である。独裁政を以て民主的なりと主張するは矛盾である。

この批判⁽⁴⁸⁾は直接的にはケルロイターやスメントの理論に向けられたものだが、矢部の民主主義論に対するアンチ・テーゼそのものであり、実は矢部を批判の対象と想定して書かれたものではないかと思われる程である。宮沢にとって民主主義の反対概念は独裁政であり、他方、矢部において民主主義の反対概念は専制であり、独裁政と民主主義は矛盾しないのである。

結局宮沢は、国民代表なる概念は「実定法的には單なる選任関係を意味するだけ」であり、フィクション以上の中ではなく、「純然たるイデオロギーであつて、法科学的概念としては成立しえないものである」と結論づける⁽⁴⁹⁾。

この結論は、この概念がケルゼンの言うように「一つの政治的目的に仕へる」ということを意味するである⁽¹⁵⁰⁾。しかし宮沢は、この概念が「唯名的」（ノミナル）なものであること⁽¹⁵¹⁾を論証しただけで、それ以上のことは何も述べてはいないのである。

この国民代表論に見られる宮沢と矢部との違いは「自由主義」派と「民主主義」派の相違いである。「国民代表」なる概念が「実定法的」には「無意味」で、かつノミナルな概念であることを「実証」することによつて、宮沢は何を言おうとしたのであろうか。「現実」を「解釈」することはしても、それに働きかけたり、それを変革することは、「公法学」の課題ではなく、現実に竿させば、師である美濃部のように理論体系に「矛盾」を生ずることになる。宮沢の論理を借りれば、美濃部は明治憲法の枠組の中で、君主の政治的権限を国家主権の中に位置づけることによりそれを相対化し、論理必然的に国民の政治的権利を明確化する、という「一つの政治目的に仕えた」と言えようし、そうすることによって天皇主権論を「ノミナル」なものにしようとした、とさえ言えるかも知れない。そこにこそ、美濃部理論のレーベン・デートルが存するのである。それを「法定法的」に否定することによって宮沢は、ファシズムを批判する視点を得ることができた。しかし、それは、階層的国家を前提にしていて他ならないが、矢部はまさに、独裁と民主主義の結合によつて、この階層性を「超克」せんとしたのである。この意味において、歴史的課題に対して「自由主義」派と「民主主義」派は背中合わせの関係に立つのである。

三 「共同体的衆民政」論と翼賛体制——「一君万民」論の歴史的位相

前項において「代表」概念として説明された内容は、矢部によつてそのまま「衆民政」⁽¹⁵²⁾の内容として説明される。

矢部は衆民政を次のように定義する⁽⁵³⁾。

衆民政そのものは、要するに、國家権力の行使を国家全成員の意思に依て決定せんとする政治組織である。即ちそれは、一方に於ては一体的国民共同体を、他方に於ては分化的個人を、共に同時的前提とし、一体共同体の意思と利益を、その成員たる凡ゆる分化的個人の自由なる意思と利益に基づいて決定し、凡ゆる分化的個人の意思と利益を、一体的共同体の意思と利益にまで統合せんとする組織である。

こうした「衆民政」觀はすなわち「共同体的衆民政」論に他ならない⁽⁵⁴⁾。

衆民政そのもの、理念は、決して単に個人自由のみではなく、萬人の自由の尊重にある。個人々格とともに全人の公共福利を、その最高原理とするのである。個人々格を統合して国民共同体を完成するが、同時に国民共同体の中に於てのみ個人々格の発展を認むるのである。自由的衆民政に忘れられてゐたこの国民の一体的共同体原理を再興し、大衆国家の上に新しい衆民政を建設するものこそ、「共同体的衆民政」の原理である。

矢部は当初政党政治、議会政治に理論的根拠を見出しつつ、「その実質的基礎が失はるれば、国民は他にその代表者求めるであらう」と述べていたが、日本における政党政治は矢部にとつて、「実質的基礎」はついに失われたのである。その理由は自由的衆民政は、結局「国民的共同体」を再建することはできなかつたし、さらなる「分裂状態」を作り出したに過ぎないと考えられたからである。したがつて、矢部が主張する「共同体

的衆民政」論は「自由的衆民政に忘れられてゐたこの国民の一體的共同体原理を再興し、大衆国家の上に新しい衆民政を建設するもの」として提示される。

それは直ちに翼賛体制を意味しない。まずそれは近衛新党として構想された。新党構想がとられた背景は、周知のようにまず第一に強力な政治力の結集という政治的課題があつた。しかし、近衛新党構想は主として観念右翼方面からのイデオロギー攻撃、すなわち政党は「部分利益」に過ぎないという批判に屈する形で放棄された。矢部もこの点には最終的に同意的であつた。自由主義政党政治の時代において、「部分」たる政党が選挙によつて多数をとり政権を委ねられたとき、「自党をそのまま国家全体として錯覚し、党利を以て公益を忘れ、公権を以て自党の勢力拡大に狂奔したことが、正しく政党政治没落の原因なることを思へば、新体制が如何にその意図に於て異なるものありとしても、現実の活動形態として、それに同じ方式を用ひることは、甚しく矛盾である。新体制は、特に近衛総理大臣の下に於て展開さる場合には、断じて『新党』運動ではあり得ぬ」⁽¹⁵⁵⁾という結論になつたのである。

また、矢部はここで問題となつてゐる第二次近衛内閣の成立の前の時期に、斎藤隆夫除名問題がもちあがつた第七五議会をめぐる討論会で、「もう一歩進んで、どうも選挙によつて国民の代表者を出すという風なことが、日本の国民性に合はんのじやないか」といふ氣がするんですけどね。」あるいは「私も議会政治を信頼して來たんですけれどね、どうも最近、政治家と國民といふものが内面的に結びつかんと、公定物価の維持さへ出来ないといふことは明かになつたんですね。ところが、それぢや政治家と國民が結びつくといふことは、一体たゞ選挙だけで結びつくのか、といふ問題ですね」と述べ、「僕等は、議会否認論者ではない、むしろ逆でせう。けれども、もう少し國民に有機的に結びつく何らかの方法が、日本では考慮の余地がないものか、といふことを真面目な意味で考へる」こう述べながら、「政治を推進させてゆくやうな勢力」を「もつと議会を含め

て大きな包括的な一つの国民運動みたいなもの」であるとするのである⁽⁵⁶⁾。しかし、この「国民運動」論は結局漠然とした「大政翼賛運動」という形でしか実現しなかった。

この様に「政党」を否定して、やむに「国民運動」論が実体を持たない状況下で、どの様にして分裂した「国民的意思」を統合できるのであろうか。矢部はそれを職能代表の導入に求めた。「国民組織」化との関係において「国防国家に於ける経済政策及び文化思想政策の企画遂行に高度の計画性と官民の協同を保障するため、凡ゆる産業経済部門と文化部門に、全国的職能組織を要」し、それは「現代総力戦の国防国家体制にとつて根幹的重要性を持つ」⁽⁵⁷⁾のものと位置づけられる。しかし、矢部は先の「代表の社会的基礎」において、職能代表制について「等族的經濟的国家論と相関連する」としつつ、次のように述べている⁽⁵⁸⁾。

「職能代表」が「公共の福利が最高の原理」(salus publica suprema lex)たることを忘れ、自らを、国民共同の福利は何かといふ質問に答ふるための、単なる手段として自覚するに甘んぜず、却て自己階級乃至職能の特殊利益と恣意を以て、自ら他に覇制を唱へんとするならば、…(前略)…職能代表論のイデオロギーの中には、真の国民意思と利益を表示せんとするものゝ他に、寧ろこの様な封建的等族的のそれと、プロレタリア独裁的な議会制度のそれとが、頑強に存在するのである。…(前略)…それは技術的専門的意見の表示機関たるの効用はあり得ても、根本的には、対立諸利益の「代理」的闘争であつて、決して政治的国民生活の「代表」原理の中には、入り得ないことを認めねばならぬ。

自由主義的政党政治・議会政治がもはや「国民共同体」の再建に寄与できないとするならば、職能団体を組織化する以外に具体的方法を見いだせなかつたのではないか。しかし同時に矢部は「代表の社会的基礎」で述

べた立場から、こうした職能組織が「最高国家意思を決定すべきものではなく、政治機関に従属して之に奉仕協力すべき」⁽¹⁵⁹⁾ことを強調する事を忘れない。

かくして、翼賛体制が成立するわけだが、前にも述べたように、矢部は翼賛会を積極的に評価しようとしていたという点において、他の近衛側近とは異なつたスタンスをとつていた。まず国民運動としては「これは大体現に考慮されつてある大政翼賛運動の方式が正しい」⁽¹⁶⁰⁾としているし、『矢部貞治日記』の一九四一年一月三日では「大政翼賛運動の方式は、政党政治も官僚政治も不信を蒙つた現段階では唯一の方式であるし、国体、憲法との関係から言つてもこれ以外の方法はないといふこと、近公組閣のいきさつからもこれ以外に行き途はなかつたのだ」と述べている⁽¹⁶¹⁾。

筆者は、自由主義的政党政治（天皇機関説が対応）が妥当性・適応性を喪失した歴史的状況において、ナチズム・ファシズム的方向とは別に、天皇主権論とも矛盾することなく「政治の復権」を目指すという意味において、これは新たなる「一君万民システム」の創造であろうと考えている。

先に「愚見の詳論」⁽¹⁶²⁾の内容を検討したが、そこにおいて「一国一党」論に対する批判の論点として、「輔翼の意思は多元的でも、聖断は唯一であることが国体政治の原理であると信ずる」と述べ、「多元的な輔翼の意思を、国家公益の目標に依つて誘導統合し、輔翼の中心となつて輔弼の責を完うするのが我が國での閣僚の責務であり、權力的に輔翼を独占化し、一国一党を結成することは、大いに戒慎を要するところである」⁽¹⁶³⁾と述べ、「天皇」のところでの「国家意思の一元化」を主張していることに注目した。そしてさらに『世界的動乱と帝國国防国家体制』において、日本の政治体制がナチズムやファシズムと異なる所以を「凡ゆる異民族も亦一視同仁の同胞であり、一億の蒼生庶しく 陛下の赤子であり、統治とは『しらす』ことであり、一党的独裁、一派の專制は断じて許されないのである」⁽¹⁶⁴⁾と特徴づけつつ次のように述べている⁽¹⁶⁵⁾。

執行権の集中強化と言つても、それは断じて独裁專制ではなく、常に唯輔弼の強化に他ならず、国民の政治參與といふも、それは断じて国民主權の如き原理に依らず、常に萬民翼賛の義に他ならぬ。日本に於ては即ち、諸大臣の輔弼も議会の協賛も、常に萬民翼賛を基礎として、承詔必謹の大義に統合帰一するのである。

この一見極めて復古的に思われる主張が、自由主義的な政党政治・議会政治に代わるものとしての翼賛体制についての矢部の理解なのである。すなわち、「共同体的衆民政」論が「一君万民」論と完全に重なり合うことになるのである。矢部にとって、自由主義的な政党政治・議会政治を否定するにしても、その代替としてナチズム、ファシズムは理論そのものとしては「国体」とは相容れない。社会主義は言うに及ばず、イギリス、アメリカの政治システムも採用できないという状況の中で、極めて時間的空間的近距離に「本源的共同体」を「発見」するのである。近代天皇制の「国体論」イデオロギーがそれである。そこには、すでに「一君万民」イデオロギーが先駆的に提示されている。かつてそれは議会政治の弁証に用いられもしたが、その弁証理論は「デモクラシー」にとつて代わられた。しかし、「デモクラシー」は政治理論としてはそれ自体、「国体明徴」運動以降、公に主張される事はなくったといつてよい。そしてその背景には世界的規模で、ブルジョア民主主義が政治システムとしては機能しなくなり、なんらかの自己変革を迫っていたという事情が存在する。その政治レベルでの主体的な最大要因は「大衆」の政治的登場である。米・英などはこの「マス・デモクラシー」状況への対応が各々一応成功し、政治体制の連続性を確保しつつ戦時体制へ移行して行つた。しかしあしばしば指摘されるように、日本の政党政治は「マス・デモクラシー」状況へうまく対応できず、その間隙をぬうように政

党政政治の理論的根拠に反対するような国家主義的主張が表れ、それと時を同じくするように官僚的統合が政党の支配にとって代わろうとする。

しかし、こうしたことがただちにファシズムに結びつくわけではない。通常、政党はその組織化と利益誘導によって「大衆社会化状況」に対応しようとする。しかし我国の政党政治の歴史は、これといささか趣を異にする。すなわち、生まれたばかりの政党は、藩閥官僚勢力との抗争の中でその力をつけて行くのであるが、原敬指導下の政友会の「我田引鉄」政策に典型的にみられるように、利益誘導型政治は政党の地方地盤拡大の手段としてその初期から専売特許となっていた。普選以降は、大量に出現した「當てにならない民意」を自党に誘導するため、「我田引鉄」政策は益々拡大される。それが、「利権の散布とたかりの構造」をさらに拡散していく。政党政治は我国においては大衆社会状況への適応の失敗と言うよりは、まず第一にその「金まみれ・汚職まみれ」の「私党」的体質を道徳的に非難される⁽⁶⁶⁾。なぜならば、普選が実施され大量の新有権者が出現しても、無産政党は既成政党の競争者たり得なかつたし、それ故既成政党は「従来のやり方」を全社会階層的に拡散させてゆくことで対応できたからである。しかも、この利益誘導の「全社会階層的な拡散」はフイクションであり、既成政党の「ブルジョア政党」的性格は容易に「透けて見える」ものであった。したがつて、経済恐慌等の要因により本来の支持基盤たるミドル・クラスの分解が進行し、いわんやそれ以下の社会的諸階層のアパシーの増大は、政党それ自体への「拒否」へと容易に向かう。ドイツやイタリアと異なつて、我国における「大衆社会化状況」への政治的回答が「政党の否定」であつた理由がここにある。さらにこの場合、我国の「議会」は明治天皇によつて「恩賜」された「翼賛機関」であつて、政党の存在を原理として前提していないう事実をあらためて想起する必要があろう。

(2) 「社会革命」としての「一君万民」論——天皇制における共同体と「民主主義」

—「大衆社会」論の歴史的地位

「大衆社会状況」の出現は社会生活、文化などあらゆる領域に大きな影響を与えた。ここで戦前期における「大衆社会状況」について、筆者の基本的考え方を説明しておきたい。いわゆる「大衆社会」が我国において本格的に成立するのは、第二次世界大戦のことであつて⁽¹⁶⁾、戦前のそれは大都市中心の現象で、農村の社会的流動化が部分的なものであつたという点において初発的段階であり、「『大衆社会的』状況」と呼ぶべきであろう。そして、戦前の我国の政治・社会体制は戦後のそれに比して、はるかにヒエラルヒッシュであり権威主義的であった。その根源たる天皇制は国家―社会関係のみならず、家族・個人のあらゆる次元に、ミクロ・コスモスのように実体化する。こういう社会の場合、起りうる社会の流動化は、実際は市民社会の未成熟の故に、本格的なものとはなり得ないにもかかわらず、社会の権威主義的・ヒエラルヒッシュな構造から逆に、社会的変動要因になり得るのではないか。つまり、流動化の実体あるいはその程度すなわち「大衆社会化」そのものよりも、旧社会諸関係と新に出現したあるいはしつつある新たな社会諸関係との「落差」の方が問題なのではないであろうか。この様に考えて来ると、戦前期における「『大衆社会的』状況」は、その実体以上に大きな影響力を持ち、その意味において十分に検討に値する問題であると考える。

ここでのいわゆる「大衆社会論争」を改めて検討することはしないが、その議論は、矢部の「共同体的衆民政」論を検討する際、きわめて興味深い視点を提供するであろう。例えば松下圭一は「私の大衆社会論の課題の一つは大衆デモクラシーという形態をとったファシズム成立の危機の状況究明である」とその問題意識を端的に述べている。近代天皇制社会を基盤に成立した日本のファシズム体制を「大衆デモクラシー」という形態をとつた」と言い切れるかどうかは後述に譲るとして、本稿の問題意識もまさにそこにあるのである⁽¹⁶⁾。松下は「日

本における大衆社会論の意義」において日本における大衆社会論の問題を次のように述べている⁽¹⁰⁾。

では日本の大衆社会の成立をどうとらえたらよいか。日本の大衆社会の成立は一応八・一五を起点とすることが出来ようが、その全面的成熟は朝鮮戦争、サンフランシスコ体制下の独占資本のたちなおりにおくことができるであろう。敗戦は旧天皇制の政治体制ならびにイデオロギーの強圧の瓦解、戦時における軍隊・工場への人口動員と、インフレによる中間諸階級の地位の没落ないし低下などを背景とする人口のプロレタリア化の増大、さらに労働運動の飛躍的抬頭をもたらしたが、このような条件をふまえて独占資本のたちなおりは、消費分化の洪水にしめされるような「大衆」化現象を出現せしめたのである。ことに自主的な国民的想像の未成熟は、現在個人の関心を私事へと矮小化してゆき、日本ではこの「大衆」化現象は倍加された条件のもとににあるといえる。

しかし大衆社会をうみだす独占資本はすでに戦前に成立し、それにともなつて人口のプロレタリア化が急速に進んでおり、戦争とインフレはこれに加速度をえたにすぎず、テクノロジカルな要因としてはすでに交通網の発達、円本の普及がみられ、さらにデパートや郊外サラリーマン住宅の開発もみられていた。ついで普選は大正一四年に実現されているのである。このような大衆社会への移行の三条件は、天皇制の政治的弾圧によつてそれがはらむ問題性を十分展開することができなかつたけれども、いわゆる帝国主義戦争たる太平洋戦争をまがりなりにも「全体戦争」として遂行したのはこれらの三条件があつたからこそである。すまわち生産・消費のマンモスのごとき統制・配給機構の成立、前線・銃後への人口の巨大な大量動員、マス・コミュニケーションの駆使と言論統制とともになつた国民精神総動員、翼賛政治運動といふかたで、天皇制ファシズムは、形態学的には天皇制「全体国家」として成立していったのである。この「全体戦争」こそが実に、戦後急速日本を大衆社会化する諸条件の成熟に拍車を加えていたのである。

この「全体戦争」の遺産のうえに大衆社会は成立する。

歴史のとらえ方としてはやや大づかみの感があるが、問題の所在は極めて明白に指摘している。いわゆる19世紀的デモクラシーの政治像は、理性の主体としての個人、階級としてのミドル・クラスを担い手として規定した。そこではまず、自由な立候補を前提に選挙戦が戦われ、議会における「自由な討論」を通して国家政策は予定調和的に形成される。そしてそれはミドル・クラスによつて選出された議会を基礎とした政府によつて執行され、それが「支配」となる。こうした国家——社会においては「国民」と「支配」の関係は「議会」を接点としながら基本的には矛盾なく完結する（治者と被治者の即時的同一性）。しかし、産業社会の発展は急速な人口の増加をもたらし、「大衆」を政治的に登場させ普通選挙制度が実現する。しかし、普選は結果的にこうした一九世紀的意味における議会政治の終焉をもたらす。すなわち、議会は政党の事前決定の登録機関に成り下がつたが、それは同時に、議会における自由な討論によつて政策決定がなされるという議会政治「本来」の在り方から、選挙における投票が事实上すべてを決定するという「人民投票」型への移行を意味したである。⁽⁴⁾

しかし我がの場合先にも述べたように、政党政治が道徳的レヴエルで否定されたために、「人民投票」型への移行はなされず、人民の政治的意思は「一君万民空間」の中に無前提に果てしなく拡散される。それは一方においては「政治の死滅」に他ならなかつたが、他方、新たな統合のシンボルとして「天皇」が改めて指定される。

「大衆社会」的状況に対して、わが国の政党政治・議会政治は有効に対処することに失敗し、官僚統制的契機の方が有力になるかに思われたが、実際に多元的かつ重層的な国民の意志を官僚的統制の契機のみによつ

て一元化できるはずもなかつた。そこに、「新体制問題」が出てくるのだが、当初それは強力な政治力の結集という課題とセットになつてゐたため、「近衛新党」構想として考えられた。しかし、「人民投票型」への移行はおろか、政党そのものが「部分利益」を代表してゐるにすぎないと批判されるに及んで、「一君万民翼賛型」へと移行して行く。

政治的ファイクションとしての「一君万民空間」は近代天皇制の成立とともにに存在する。

その「司祭者」はある時は藩閥官僚であり、ある時は政党であつた。その「教義」は前者の場合は「富国強兵」であり、後者の場合は「政治的民主主義」であつた。政治的実体として新に構築されようとした「一君万民空間」すなわち翼賛体制においては、象徴的には東條がその「司祭者」であり、「教義」は「聖戦」である。

矢部貞治が翼賛体制を最もよく弁証し得た政治学者であつたという私の評価は、彼が『大衆社会』的状況に対し、「一君万民」翼賛型を提示することによつて対処しようとした、という点に大きくかかわつている。ここで改めて矢部の政治理論を「『大衆社会』的状況」論的視点から再照射してみたい。

矢部が政党政治、議会政治の行詰りを指摘するのは、それらが「大衆国家の実現」という新たな事態に対応できないと考えたからに外ならることは、前述の通りである。例えば、「非常時は独裁政治を必要とするか」⁽¹⁷⁾において、この問題について次のように述べてゐる⁽¹⁸⁾。

封建的等族社会の崩壊により、凡ゆる伝統と習俗と権威と道徳を失つた、機械化平均化させられた大衆の文明の進展である。この大衆国家の中で、無組織無権威の膨大な大衆を組織化し、二十世紀的な錯雜極まる急テムポの社会生活に適応するためには、主知的合理主義的な十八世紀の道具は、役に立たない。第四階級大衆が参政権を獲得すればする程、組織は集中化せられざるを得ぬ。：（中略）：議会の本会議は、

唯委員会決議の登録場と化し、その委員会決議も、畢竟少数の政党領袖と専門官僚が、カーテンの裏で決定するのである。…（中略）…議会が大衆国家に順応を試みても、それには限界がある。この二者は根本において相軋轢する。大衆国家は、必然に一般投票的な執政形態に向ふのである。

矢部はさらに、「この様な大衆国家の集中的権力組織に浸透して、議会政治の意味を歪曲したものは、資本主義の独占化である」⁽¹⁷⁴⁾と主張する。それは具体的には次のような内容である⁽¹⁷⁵⁾。

それは、内にカルテル、トラストを以て身を堅め、大衆的統制組織として益々発展せる政党と新聞を掌握し、選挙、議会、官僚その他の凡ゆる門戸を通じて、國家権力の中に浸透し、外に向つては、就中軍需的重工業を介して軍隊と結び、武断的帝国主義として発動するのである。

これが矢部の「大衆国家」観である。また、「政治学最近の諸傾向」においては第一次大戦後の社会を次のように把握している⁽¹⁷⁶⁾。

現代、特に最近戦後の社会事象は、思想上に於ても、社会経済政治上の実相に於ても、すべて混迷動搖錯雜を極め、近代思想の根元たる個人主義合理主義相対主義の行詰り動搖、懷疑主義ディレッタンティズム物質主義の瀕漫特權貴族階級及中産階級の没落、経済組織の全世界化、資本家及労働者階級の国内的及国際的対立闘争、自動車と電話と飛行機、キネマとラヂオ、廣告と宣伝、義務教育とチャーナリズムの量の大衆文明の進軍、更にこれと相伴つて政治上には、国際関係の革新、君主政の崩壊大国家の分裂、小国

家の簇立、憲法の更新、統治の組織及職能の改造、参政権の急速なる拡大、国民統制の促進、衆民政乃至議会政の威信失墜、階級闘争戦術の尖鋭化、諸々の独裁政の出現等等、互に相関連し相矛盾する雑多の変転推移を見るのである。

これらはおそらく、ヨーロッパにおける状況を特に意識していると考えられ、全てが当時の日本に当てはまるとは言えないが、「量的大衆文明の進軍」が政治・経済・社会に与える影響の把握は戦後の大衆社会論者の先駆である、といつてよい。矢部はこうした「大衆国家」段階においては議会政治・政党政治に代わって、執行権の優位こそが必要であると説くのだが、ここには「大衆社会」の成立の要件としての諸要素がほとんど出そろっている。誤解を恐れずにあえて言えば、矢部こそ戦前期の「大衆社会論者」ではなかつたか。そして、それが構想されたとき、「必然に一般投票的な執政形態に向ふ」とされていた点が、近衛新党構想に照應するのである。次いでそれが、「一君万民＝翼賛」型に変わることになるのである。

矢部の場合、独裁政と民主主義は矛盾しないとされるが、それは「共同体的衆民政論」論が両者の間を媒介しているからである。その時、政党は部分利益の代表者として「共同体的」たり得ないことを理由に否定される。

日本におけるファシズム体制に対し、圧倒的多数の国民はこれを支持したことは疑いのないところである。それは、一九世紀的な自由主義体制、しかも矢部が指摘したように封建的勢力の残存が顕著なその下にあって、経済的には言うに及ばず政治的にも疎外され続けてきた多くの国民——すなわち、象徴的に言えば普選で新に選挙権を附与された人々——にとって、「共同体的民主主義」論すなわち「一君万民＝翼賛」体制は、そうした「『大衆社会』的状況」における疑似的なものにせよ「社会革命」論的意味を持つたのではなかつたか、

と考えるのである。言い替えれば、それは天皇制国家の編成原理が「大衆社会」的状況」と「総力戦」の時代において顕在化した「自己矛盾」に他ならなかつた。

そして「総力戦」は初発的段階であつた「『大衆社会』的状況」を否応なく進行させた。

例えば、天皇制社会秩序の柱の一つであつた家族主義は、総力戦の進行とともに総動員体制の中で空洞化されつゝあつた。家長であろうと長男であろうと戦場に動員された。また逆説的ではあるが国防婦人会等の活動や生産現場への動員によつて婦人の「社会進出」も家族主義の空洞化を進行させたであらう⁽¹⁷⁾。頭山満らが推進していた家父長選挙権などはこうした総力戦段階における家族主義の空洞化に対するプロ天皇制派（観念右翼あるいは反動派）からの危機意識の表明と考えられる。

松下圭一は「全体戦争」が「社会形態上の問題としては、共同体規制、家族制度に打撃をあたえ、戦後の社会状況を準備したものであつた」⁽¹⁸⁾とするが、矢部の場合は、端的に言つて「全体戦争」の中においてこそ「国民共同体」が再建されねばならない、と考えていた。なぜならば、「全体戦争」は国民の「平準化」（結果としての下のレベルでの平等化）を推進せざるをえないからである。それは矢部によれば「国家総力戦争」の性格による。ここにおいて、両者の向いている方向は逆である。矢部の次の発言を参照されたい⁽¹⁹⁾。

更に総力戦の主体となるといふ点から云つても、イギリスやアメリカのやうな資本主義文明で育つて來た国では、本当の国民共同体は成立つてをらない。総力戦は、国民共同体を前提にしなければ考へられない。唯資本の利益のためとか、財閥の利益のためとかいふことでは総力戦といふことになり得ない。日本の場合には、それは無比の国体のお蔭で全国民が打つて一丸となつてゐる。茲でこそ本当の総力戦になる。

二 総力戦の政治学——歴史のなかにおける政治と政治学

この「一君万民空間」においては、一方的な翼賛が存在するだけで、本質的に多元的な国民的意思を統合するための過程すなわち「政治」は本来的意味においては存在し得ない。ただ「一君万民空間」を破壊する方向においてのみ「政治」は存在し得る。しかし矢部は、そこに「総力戦」という媒介項を入れることによって、「政治の復権」を図ろうとするのである。^(脚)

私は、政治は、総力戦の要だ——といつも云ふんですけれど：（中略）…。

つまり先程から武力戦、政治戦、経済戦というふうに云はれますけれど、結局それを有機的な一つの総力戦力といふものに構成してゆく要は何かと言へば、つまりそれは政治力ですね。その政治力が強いか、弱いかといふことによつて総力戦力が發揮できるか、できないかといふことが決まる。

矢部はかつて、政党政治・議会政治に対する批判の中で、自由主義的政治体制においては、政治は経済に従属するが（独占資本主義段階ではそれが極限まで拡大される）、総力戦段階においては、逆に経済に対しても政治が優位を回復する、と主張した。

矢部は政治と経済の関係について、①政治が経済を統制する——古代・中世・重商主義、②両者の分離平行——勃興期資本主義時代、③経済が政治に優位——独占資本主義時代、という三類型を設定する。ここにおいて「議会政」が第二類型に対応する政治システムであることは言うまでもない。それは土地貴族に対する都市的・工業的な新興第三階級の政治的道具として確立され、国王・貴族といった専制的権力者の專恣を、成文憲法による自然権、自由権の保障、権力分割、牽制と均衡、国民代表者による議会の立法、司法の独立、行政の

「中立化」等々の自由主義的「法治国家」によつて防ぎつつ、他方「教養と財産」でもつて「政治能力」の資格要件とし、「国民」を第三階級で独占した⁽¹⁸⁾。この參政権の制限によつて「第四階級」すなわち圧倒的多数の「大衆」（プロレタリア・農民）を政治から締出し権力を独占してきた。これが矢部の勃興期資本主義時代についての政治と経済の関係に関する理解である。

しかし、独占資本主義の時代になると、前時代に政治に対して「放任」を要求した経済が、「保護」を要求し、さらに「奉仕」を命ずるに至る。こうして、経済は政治と道徳を「経済化」するまでに至る。労働は商品化され、過度の分業化は人間を「部分人」・「機械人」となしてしまう。これがハイマート喪失、生活共同体の崩壊、田園と農村の荒廃、等を招き、機械化・平均化された「大衆」を抱合する大商工業都市の簇生であるとする⁽¹⁸²⁾。ここには矢部の「『大衆社会』的状況」の把握の仕方が端的に示されている。矢部が「『大衆社会』的状況」を都市的レベルでとらえていたことは明かである⁽¹⁸³⁾。

かくて貧困の溝渠は益々大となり、一方には資本利子の巨大な集中が見られるに対し、他方では中産階級、中小商工業者、農民の層は萎微に向ひ、労働に依存する所謂プロレタリア群を増大せしめる。：（中略）：且資本主義が一度び當利のための市場経済として發展し發展し、不斷の再生産の過程に依てのみ存続するものとなれる以上、如何に独占化と合理化を試みても、生産過剰、恐慌、不景気等の脅威から、完全に解放されことはなく、不斷に内的自己崩壊の危険を感じざるを得ぬ。それが又階級的相剋を尖鋭化せしめ、帝国主義の闘争を激化せしめ、国内的にも国際的にも不安と相剋の姿を現出するのである。

この様な社会経済的発展に依て現出せしめられるのが、所謂「大衆國家」である。即ち権威と組織と習俗を失ひ、適帰すべき精神的拠り所をも見失ひ、高度の機械文明、大量生産により機械化・平均化せられ

た「大衆」が、目まぐるしい急テムポの社会生活の渦中に捲き込まれるのであるが、而もかかる大衆が、普通平等選挙によつて参政権を認められるのである。

こうした文脈から、議会政と「大衆国家」との「軋轢」に言及し、「第四階級に参政権を認め、社会政策的立法によつて或程度の緩和が試みられても、根本的に事態を解決するには足らぬ。」とされ、「何か新しい政治原理と政治力に依つて、かかる事態に対処すべき「政治復興」の要請は、かくして必然となる。」と結論づけ、統制経済の根本問題（いいかえれば必然性）をここに求めている⁽⁶⁴⁾。矢部の言う「何か新しい政治原理と政治力」とは「執行権の強化」に他ならぬが、それは、「参政権の裾が拡大されればされる程、政治機構の頂点は尖った姿を取らざるを得ぬ」ためとされる⁽⁶⁵⁾。こうした段階における政治と経済の関係は次のように規定される⁽⁶⁶⁾。

要するに現代国家の一般的要請を約言すれば、経済の自由放任や、営利万能や、経済による政治の歪曲を排除して、経済に対する政治の優位を確立することである。権力の分割・分散ではなく、その集中強化である。牽制と均立、対立と鬭争ではなく、統合と協同である。「国家権力からの自由」ではなく、国家共同生活への内的・自発的参与の自由である。機械的な自由平等ではなく、有機的・生命的な指導と協同の原理である。抽象的な「市民」の個人主義ではなく、国民共同体の一員としての奉公である。而してその形態は、自由主義的な議会政、分立的な政党政ではなく、国民的基礎に立つ執行権の集中強化なのである。

矢部はこうした「現代國家」を「国防國家」と規定するのだが、それは「生産、技術の最高度の發揮を促しつつ、而もそれが資本主義的な自由競争の営利主義に立つのではなく、常に国家目的の遂行のための国家総力乃至戦闘総力の発揚といふことに、結集することを要するといふ所にこそ、正に現代の経済統制の根本問題があるものである」とされる。矢部がナチズムやファシズムをそれが日本の政治体制として適當であるとは考えていらないまでも、かかる「歴史的課題」を実行できる政治体制であるとの観点から一定の評価を与え（あるいは歴史的必然）ているのはまさにこの観点からである。⁽⁸⁸⁾

矢部がかかる「国防國家」を構想した際、特に注目されるのが「かかる強力な政治力の担当者は、国民的基礎から游離した専制的官僚勢力ではなく、民族的・国家的 ideals を高揚する拳国的、動的、躍動的な国民運動と結合した執行府でなければならぬ」としている点であろう。それが直接的に翼賛体制を意味しているかどうかはここからだけでは判断できないが、彼が強力な執行権と国民的共同体の結合を主張していることは明かであり、その意味において、結果的に翼賛体制を最もよく弁証し得た政治学であつたことは明かであつた。そしてこの意味において、その主觀的意図の如何にかわらず矢部政治学が、最も「ファシズム」という言葉の意味する内容に整合的な学説であつたとも言つてよいであろう。何故ならば、ファシズムは政治参加というレベルにおいてデモクラティックな政治体制であり、それは「『大衆社会』的状況」における政治的選択肢として、「大衆の支持」の上に成立したからである。

矢部政治学は歴史的性格としては「危機におけるデモクラシー」の政治学であるとともに、内容的には「総力戦の政治学」であった。

5 矢部貞治における「戦中と戦後の間」

この「総力戦における国民共同体の再建」という問題意識が矢部政治学の中心命題であったことは、敗戦を前にした段階における「終戦問題」においてさらに明確に提示される。一九四五（昭和二〇）年五月から六月にかけて、南原繁の和平工作⁽¹⁸⁹⁾と関係して、矢部は南原と海軍の橋渡しをした。その経過については伊藤『昭和十年代史断章』第一〇章に詳しいが、沖縄戦の帰趨がはつきりした段階で、「愈々沖縄が終了した機会に僕の心境を誌しておきたい』（『矢部貞治日記』一九四五年六月二七日）と、次のように記している。

南原先生その他のそれから察せられる重臣層の考へ方は、所詮この大戦は敗北との見透しで望みなき戦ひならば一日も早い中に和平を断ずべしといふにあり。そのきっかけは沖縄に全力投入した海軍が、海軍としては全力を尽した以上今後の見透しに確信なしと、白を白と、黒を黒とする態度で奏上するのが武人としての態度で、その上ではたゞ聖断に従ひ行動すべきだといふのがその論理らしい。一応これは筋が通らぬでもない。この考へ方の中には、国体を救ふ唯一の途は、今までの戦争指導は軍部が行ひ、皇室は超越の地位におられたといふ形式で、聖断により停戦を下命されるといふ方法以外にないといふことだ。

僕の考へは、こゝまで来れば、勝敗を度外において、真に理想の総力戦体制を確立することが、唯一の勝つ途であり、たとへ武力戦に敗る、とも将来の日本の再出発のための一大礎石を築くことになるといふにある。国内の分裂を現状のまゝにし、陸軍と海軍、政略と戦略、各省の割拠そして政治と国民との乖離をこのまゝにして敗れたら、これこそ惨めな敗北であり、日本の将来に望み薄しと言はざるを得ぬ。眞の国民共同体の礎石をおくことこそ、窮屈に於て勝つ途と考へる。国内の分裂を前提としてその分裂を利用

することにより皇室を救はんとする考へ方では、皇室を国民から分離し、日本将来の一一致團結のため致命的誤謬と言はねばならぬ。米英が亡命政権を保持して戦後經營を行はんとするに対し、蘇聯が国民大衆を捉へて政権を決定せんとしてゐるやり方を参考としなければならぬ。現に亡命王室の運命はベルギーに於て皇室が排斥されている事実に鑑みてもその意味が判る。戦争集結の問題を単に沖縄、水際、上陸といふ風な段階で純軍事的に考へるのは未だ総力戦眼に立つ指導とは言へないのであって、集結の問題はこの国内体制の確立と日本民族の道義力を省いては考へられない。時既に遅しとするも、努力目標はこゝにある。このやうなのが今僕の心境だ。

(六月二七日、なお傍線引用者)

ここに端的にみられるように、敗戦を前にしてなお国民共同体の再建の必要性を訴え、それが前提にならなければ皇室の保持は図りがたい、というのが矢部の考え方である¹⁰⁰。「一君万民」空間を敗戦を前にしてこそ構築しなければならないとの考えは、矢部独特のものであろう。

日記によれば七月一五日から大東亜省から依頼された「日本の自己革新」を書き始めているが内容は不明である。そして七月一九日大学に山崎巖が訪ねてきて、「妥結の暁日本の将来は大問題に出会ふので、如何にして日本の前途を樹て直すかといふことにつき学者の研究に頼るより他はないといふことで、丁度日本の自己革新につき研究してゐるところだから及ばず乍ら努力する旨を返事。色々と情報を交換。山崎氏の話ぶりからすると情勢の展開近きにあるとの感じ。これから時々会はうといふことにした」というようなことがあつた。これから想像すると、和平工作あるいは終戦の近いことが政界上層部で取りざたされていたことが窺われる。日記にはこの後、八月三日に山崎と「戦争終結に関する色々の問題につき懇談した」という記述が出て来る。

ちなみに矢部はポツダム宣言が出されたことを七月二八日旅行先の名古屋で会った古井善美から知らされている。しかし、特別の感想は記していない。

そして、八月一〇日外交懇談会の後、伏下、天川、矢部の三人で箱根に行つて「対敵ネゴシエーションを予想して和平条件として我方の主張すべき問題を深刻に研究」していた時にソ連参戦を知らされて、「愈々最悪の事態で、もう選択の余地も、ネゴシエーションの余地もない。今まで研究していたことが一切意義を失つてしまつた。三人とも言なく、そのまゝ、作業を投げ出して寝てしまつた」という事態の中で八月一五日を迎える。

口惜しい極みではあるが、ポツダム宣言を受諾し、ここに無条件降伏となる。我々の忍苦はこの日から始まる。どのやうな運命が待つてゐるかは判らぬが、興国の先駆者として志士仁人として生きたい。

矢部の戦後の活動と理論作業について詳しくふれる事は別稿を要する大テーマであるが、敗戦直後の活動を跡づける事により、矢部における「戦中と戦後」の問題を考察し、まとめてみたい。

矢部は終戦後の九月一七日に『大学新聞』のために「新日本政治の在り方」を書いている。これは一〇月一日号の「日本の政治の転換と課題」として掲載された。そこにおいて述べられている内容は、六月二七日の日記に書いたものと基本的姿勢は同じである。ただ戦前の論調と著しく異なるのは、

過去の日本に横行した如き、条理を超えた独善的神がかり的な観念論や、国民の現実生活と何らの拘りもないのみならず寧ろ明白な真実を蔽ふやうな、名目的な形式論も、凡そ条理や科学と相去ること遠いものである。条理と真実を以て人を納得せしめ得ないために、妄り諸種の権力を背景にして強制せられる

思想や言論は、実はそれも一つの暴力に過ぎない。而もかかる思想的暴力を以て、妄りに善良なる同胞を排擠し、浅薄極まる理屈を以て誹謗を事にするに至つては、暴力の中でも最も悪質の暴力である。

というように⁽¹⁹⁾、非合理的な国体論——日本主義に対する激しい批判である。もともと矢部は日本主義に対しでは否定的態度をとつてきたが、翼賛体制期にはやや調子が異なり、彼自身が「国体」や「瀟々必僅」などを言うようになる。それが再び日本主義批判が全面に出るのは、いわば「総力戦体制」の構築すなわち「日本政治の革新」は必然であつて、それを妨げたものとして上記の「条理を超えた独善的神がかり的な觀念論や、国民の現実生活と何らの拘りもないのみならず寧ろ明白な真実を蔽ふやうな、名目的な形式論」を批判するのである。言い換えれば、「合理主義的・科学的」な「総力戦体制」あるいは「国民共同体の再建」こそが必要であるとの立場は何等変わらないのである。

敗戦後も矢部は憲法改正作業に従事したり⁽²⁰⁾、「朝から無闇に色々の人人が来て、而も皆デモクラシーの原稿か講演の依頼だ。」(一〇月二六日)というように忙しい毎日であつたが、矢部にとって本当の「戦後の始まり」は十一月に入つて占領軍当局から「軍国主義者、極端な国家主義者、及び占領軍の目的に反対の者を、教育界から追放せよとかさねて言つて來てゐる。」(一一月一日)という問題が起り、結果的に自ら大学を去ることになつてからのことである。

その経緯については、『矢部貞治日記』の一月から二月にかけて記述されているので、詳しくはそれを参照されたいが、矢部が大学を辞めるについては主な理由は二つあつた。一は、法学部の横田喜三郎らによるマッカッサー司令部の方針を受けての「爾学」の動きに対する反発、第二に「戦争協力」に対する自分自身の身の処し方、である。

今迄外部の圧迫に対する大学の自治と責任を言つて来た人物が、今度の司令部の圧迫には迎合しようと
いふのは根本的に矛盾だらう。：（中略）：

僕は既に逸早く学部長に、戦争に協力したことが責任あると言ふのなら、いつでも進退を明らかにする旨申入れておいたので、問題になれば何時でもやめるつもりだが、問題にならなくてももういゝ加減に大学をやめて、自由に新日本社会の建設に従事したくなつた。

（一月一日）

第一点目に関しては、矢部が貫して主張してきた「アカデミック・フリーダム」＝大学の自治の立場から、戦前の右翼・国家主義勢力からの大学攻撃に対する断固とした立場をとつてきたことは前述の通りであるが、占領軍による大学と学問への「介入」に対しても同様に反対であつた。第二点目の「戦争協力」に関しては、辞表を書いたときの日記に次のように記している。

その理由は、一、自分は本来軍国主義乃至極端な国家主義には反対で、民主主義及び国際平和主義の信奉者ではあるが、世界情勢の趨向から見れば、大東亜戦争は或程度の必然性を有し、日本の立場にも少くとも半分は大義名分があつたと考へ、彼我戦争目的の合理化は傍観に依つてではなく寧ろ吾人の努力に依つて為さるべきものと考へ、その意味での協力的態度を採つた。敗戦の今日はそのやうな責任も免れないとといふこと、二、聯合軍司令部の指令に挙げられる「占領軍の目標及び政策に反対なること明かなもの」の点で自身がない。敗戦の結果として已むを得ぬとは思ふけれども、占領軍の現在及び将来の政策に批判

が許されないといふのでは学問と教育を担当する自信はない。自分は如何なる形でも武力権力に依つて強制せられる、批判の余地のない、思想、理論、教育に全面的に追随する態度は取れないといふことだ。

(一 一月三日)

戦前の国体論が「武力権力に依つて強制せられる、批判の余地のない、思想、理論、教育」ではなかつたか、と言う点については今ここでは問うまい。ただ矢部が戦後において一八〇度の転向をしたのではなく、「占領軍からの強制」に対する「抵抗」として大学を辞めることにより「発言の自由」を確保し、それによつてある程度の戦前的価値観を戦後にそのまま持ち越した点が重要なのである。

矢部の大学辞職問題は、占領軍の改革指令に戦前からの法学部内の人事・イデオロギー問題が絡んでいるが、ここではそれらに付いてはふれない⁽¹⁸³⁾。ただ、一般的には大政翼賛会関係、大東亜共栄圏、国防国家など何かに関係したことが学内で問題とされた事は確かである。矢部の場合は特に翼賛会関係がポイントであつた。

九月一日の東條英機らの逮捕に始まるGHQによる戦争犯罪人の逮捕は、一二月に入つてから翼賛会の関係者にも及び始めた。そして一二月六日には、「辞表はこの際早く出しておきたく、出来れば冬休に入る前に教授会に出して貰ひたいと考へ、今朝南原学部長に手紙を書く。」ということになり、一一月三日に書いた辞表に、次のような理由書を添えて出している。

一つは前と同じく大東亜戦争は或程度の必然性を有し、日本の立場にも半分の理由はあると考へ、彼我戦争目的の合理化は傍観や逃避に依つてではなく吾人の努力に俟つものと信じ協力的态度を取つた。敗戦の今日責任は当然といふこと、もう一は最近の戦争犯人容疑者の中に大政翼賛会関係の人が含まれてゐる

るが、近衛新体制の声明を書いたのは自分であり、当時政党の解消運動があり、そのあとに親軍の一国一党を作らんする陸軍側の策動あり、新体制はそれをこそ打破せんがために構想されたのだが、聯合軍の方ではこれをファッショと誤解してゐるらしい。いづれそれが問題になるときは自分は少くとも証人としてこの真相を明かにする道義的義務を感じる。然るにこの際現職の東大教授では大学に迷惑を及ぼす恐れがあるので自由な立場に立ちたいといふこと。

矢部の辞表は結局一二月一〇日教授会で承認されたことが南原から知らされている。矢部の戦後認識の出発は「大東亜戦争は或程度の必然性を有し、日本の立場にも半分の理由はある」との考え方である。これが戦後矢部を左に転向させず体制内反対派的立場に立たせた基本的原因であると考えられる。そしてさらに、「当時政党の解消運動があり、そのあとに親軍の一国一党を作らんする陸軍側の策動あり、新体制はそれをこそ打破せんがために構想された」との立場は、彼が戦前と変わらず「自由主義派」ではなく「民主主義派」に属していた事を示している。何故なら、総じて「自由主義派」は翼賛体制を否定する事で戦後の出発をするからである。戦後において「自由主義派」は一般にファシズム体制以前への「回帰」を指向するが、「民主主義派」はこうした「自由主義体制」の「修正」を指向する。戦後保守の政治的・イデオロギー的図式は、「自由主義派」¹¹保守本流、「民主主義派」¹²修正資本主義派（社会民主主義との思想的親近性）¹³となる。ただ、それは基本的指向性を指しているだけで、個々人が翼賛体制期にそれに積極的であつたか否かを直接的に問題とはしない。たとえば翼賛選挙で推薦候補であつたか否かということは、一考に値するメルクマールだが、それだけで戦後の政治的グルーピングをするわけには行かないであろうと考えている。

矢部は戦後早くも「協同民主主義」的潮流との接触を持つてゐる。特に三木武夫との関係は深く彼の国会で

の演説原稿を書いたり、政治路線についての相談を受けたり、まるで戦前の近衛との関係を彷彿とさせるものがある⁽⁵⁵⁾。しかし、戦後の矢部の足跡をたどる事は、戦前のそれと同様に膨大な作業を必要とするであろう。したがつてここでは、戦後の矢部が保守勢力の中の「左派」＝「体制内改革派」に基本的に属し、保守本流＝吉田派には一貫して批判的であつた事だけを指摘しておきたい。それは独占段階の資本主義とそれに照応する政治体制の在り方の問題に關係していた。

矢部は辞表が受理されたことを知らされた一二月一二日に同期で助手となつた岡義武にたいして次のように自分の政治学について述べている。

僕も暖かい心持で、過去の友情に感謝し、僕の行動について心持を話し、学内のことには怠慢で外で活動し過ぎたことを詫び、しかしこれは謂はば「政治学の運命」で、特に僕の様に政治学を政策学と見る立場では、大きな国家や世界の問題について態度を明かにするの必要に迫られるので、所詮吉野先生や蟻山さんの過去の結末を考へても、政治学といふものの運命を考へざるを得る旨を述べて、握手して別れた。

まさに矢部政治学こそは「戦争とファシズムの時代」において、「政策学としての政治学」の立場から歴史の流れに竿さした学問であった。それは矢部の政治学の戦前の課題であつたが、戦後も引き継いだ問題意識の連続でもあつた。戦前はそれを「執行権の優位」と「国民共同体」の結合によつて「解決」しようとしたのだが、戦後はそれをどう解こうとしたのであろうか。その問題については他日を期したい。

【註】

(1) 高木惣吉『太平洋戦争と陸海軍の抗争』、またこの間の事情を直接知る資料として『高木惣吉 日記と情報』上・下巻がある。

(13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) 以上前掲『昭和社会経済資料集成』(『海軍省資料』)第十一巻、五〇六頁参照
以上七三頁

海軍部内にも「艦隊派」・「条約派」といわれる考え方の相違が存在した。

この話とどういう関係になつてゐるかはつきりしないが、五月三日に矢部が政治力結集の話をしており、おそらくその報告書と思われる五月六日の日付を持つ資料が『海軍省資料』の中に含まれている。「海調研究資料(特) A第七号 政治力の結集強化に関する方策」である。(前掲『海軍省史料』第十三巻所収、1501)、なお前掲『高木惣吉 日記と情報』下巻に、昭和一六年一月二十五日付けで「新政治力の結集並ニ之ガ育成ニ關スル意見」が収録されている。

(5) 憲政記念館が所蔵していた矢部貞治関係資料は現在政策研究大学院大学に移され、目録化されている。しかし、筆者は憲政記念館所蔵時代に参考したので以下、憲政記念館旧蔵と記す。

矢部貞治『世界的動乱と帝国国防国家体制』、三〇四頁、なお傍線原文

ク五頁

ク五頁

以上ク五〇六頁参照

ク七〇八頁

筆者が参照した物は「阻害物」の所を線で消して「障礙」と余白に書き直している。

矢部貞治における「共同体的衆民政」論の展開(二)～総力戦の政治学

(32) (31) (30) (29) (28) (27) (26) (25) (24) (23) (22) (21) (20) (19) (18) (17) (16) (15) (14)

以上々八～九頁参照

〃九～一〇頁、なお傍線原文

〃一〇頁

以上々一一頁参照

〃一二頁、傍線原文、また傍線の左横に提携という書き込みがある。

〃一三頁、傍線原文、なお矢部はこの他にも、ソヴィエトの極東政策にも言及しているが割愛する。

〃一六～一七頁

〃一二三頁、なお職能団体の団が国となつていたが、自分で書き直している。

〃一一〇頁

二三～二四頁、傍線原文

〃二四頁

以上々二四～二五頁

〃二五～二六頁参照

〃三三頁、傍線原文

以上々三四頁参照

以上々三四～三五頁参照

〃三六頁

以上々四〇～四一頁参照

(33) ク四一頁、また矢部がナチス理論を否定する一因となつてゐるが、ナチスにおいては王家と民族と国家とが厳別され、民族の名において王家を排斥する点である。

ク四一～四二頁

ク四二～二頁

ク四二～四三頁

ク四四頁

ク四五頁

以上ク四五～四六頁

以上四七頁

ク四七頁

四八頁

以上四九頁

『海軍省史料』十二卷所収、1429

ク一三九～一四〇頁参照

なおこの論稿は三月二九日に海軍省に渡されているが、内容は不明である。

(47) (46) (45) (44) (43) (42) (41) (40) (39) (38) (37) (36) (35) (34)
前掲『海軍省史料』第十二卷所収、1266、なおこれには「別紙」国土計画設定要綱（第二次改訂案）が附されている。
企画院における「国土計画」の検討策定に関してはさしあたり、波多野澄雄「『東亜新秩序』と地政学」（三輪公忠『日本
の一九三〇年代』所収）を参照されたい。

(48) 前掲矢部『近衛文麿』四六六頁、なお荻窪会談については四六五～四六七頁参照、またここで矢部は「極秘文書として残つ

矢部貞治における「共同体的衆民政」論の展開(二)～総力戦の政治学

てはいるのによると」として会談の内容を示しているのだが、資料的根拠は示されていない。

前掲伊藤『昭和十年代史断章』、一一一頁

前掲『海軍省史料』第十卷所収、タ1187

タ1193、七月二十四日の日付

以上タ二三三頁

以上タ二五四～二五五頁参照

タ二五五頁

タ二五七～二五八頁

『昭和史の政治と軍部』第三卷所収、二四～二六頁参照

タ二五頁参照

タ二九～三〇頁参照

義井博「日独伊三国同盟と軍部」(三宅正樹編『昭和期の軍部と政治』第三卷所収、三〇頁)

以上前掲『海軍省史料』第十卷、二三四～二三五頁

前掲『海軍省史料』第九卷所収

タ二八三頁

タ二八四頁

前掲『海軍省史料』第十一卷所収、調査課の嘱託で地政学に関係していたのは前述のように天川勇であったが、これが天川の手になるものかは不明。この報告は昭和一五年一〇月二十五日水交社で行なわれているが、この日の『矢部貞治日記』には記載はない。

(81) (80) (79) (78) (77) (76) (75) (74) (73) (72) (71) (70) (69) (68) (67) (66) (65)

「四五八頁、なお五以下は原資料が一葉欠けていいるため本文からとった。そのため摘要はない。また一は一部欠落している。

以上ク四六〇頁参照

ク四六一頁

「四、日本と南洋の民族的親近性」 参照

ク四六一～四六三頁参照

ク四六七～四六九頁参照

『海軍省史料』では六月二七日の土曜日となつていて、二七日は金曜日であり、矢部の日記に記述が二八日の土曜日となつていてことから、原史料の誤りと思われる。

『海軍省史料』第十三巻、四七五頁

ク四七五～四七六頁参照

ク四七七頁

以上ク四七七～四七八頁参照

ク四七九頁

ク五一九～五二〇頁

ク五二〇頁参照

ク五三三～五三四頁

ク五三四頁

ク五六六頁

〃五五七頁

〃六二二～六二三頁参照

〃六二四～六二五頁参照、これ等の点については、『矢部貞治日記』一九四一年七月二九日の扇中佐との話を参考されたい。

〃六二六頁参照、なお傍線引用者

以上〃六二五頁

(87) (86) (85) (84) (83) (82)
この綜合研究会で蘭印問題の討議が進んでいた同じ時期に、海軍省調査課が六月二十四日付で「海調研究資料（特）A第八号 米国参戦の形式と我が対策」（〃所収、1548）を作成している。これは、六月一二日の外交懇談会の摘要である。参加者は討論要旨から、高木調査課長の他、田村幸作、三枝茂智、松下正寿、神川彦松、高木八尺、稻原（原資料にはこうあるが、稻畠勝治のことか）である。内容は、一、アメリカは参戦するか？ 二、アメリカは参戦しない 三、アメリカは如何なる進路を辿るか？ 四、我国の対策 討論要旨、となつていて。報告者は不明。内容はアメリカは参戦しないとの前提で議論を立てている。

この点に関してはさしあたり防衛庁戦史室『大本営陸軍部』（2）四五七～四六〇頁参照

前掲『近衛文麿』五四七頁、下線引用者

『改造』昭和一五年六月、二八〇頁、参加者は矢部の他、細川嘉六、三木清、益田豊彦、板倉進

〃二八〇頁

なおこの研究会には天川も参加している。大河内は病氣で欠席。

前掲『昭和社会経済資料集成』第一四卷四九～五一頁参照

『矢部貞治日記』一九四一年八月一七日、九月三日の項参照

一〇月二一日の日記には、陸軍が政権を握った以上、責任上なにか仕事をしたように見せなければならないという点から、

北進する可能性を示唆している。また、眞の国内刷新ではなく憲兵と警察を握ったテロに墮する可能性もあわせて指摘している。この点は東條政権の性格の一端を最も早く指摘していたという点で評価してよいであろう。

一二日にも同氏の非戦論と議論している。

(97) (96)
なお筆者が利用したものには「極秘」の印が押され、前の二編には「昭和十六年十一月廿六日」のスタンプが押されている。

(98)
衆議院憲政記念館旧蔵『矢部貞治文書』所収、「決戦政治態勢の重点」一頁、また以下引用に当たっては各々の頁数を示すにとどめる。

〃一頁

〃四頁

以上〃四～五頁参照

以上一～二頁参照

(103) (102) (101) (100) (99)
世上、高松宮の反東條の動きは「反東條運動」として伝えられているが、「運動」というほど具体的なものではなく、特權的サークル内における「東條批判」あるいは「宫廷クーデタ」という評価が妥当などころであろうと考えている。

(104) (105) (106) (107) (108) (109)
この点についての伊藤氏『昭和十年代史断章』の一九四頁以下の記述は正確さを欠いていると言わざるを得ない。

同日の『細川日記』参照

『矢部貞治日記』一九四四年三月三一日参照

〃四月一五日参照

石田雄「日本の『代表』の展開過程」（日本政治学会編『国民代表の神話と現実——その歴史的展開——』所収）参照
それは議会レベルだけを意味しない。

矢部貞治における「共同体的衆民政」論の展開(二)～総力戦の政治学

- (126) (125) (124) (123) (122) (121) (120) (119) (118) (117) (116) (115) (114) (113) (112) (111) (110)
以上升味「マスおよびマス・デモクラシー」(岩波講座『現代思想』VII所収)一二七～一二八頁、なお、傍線引用者、また原文の傍点は省略。
- 日本政治学会編『国民代表の神話と現実——その歴史的展開——』(1958年度『年報政治学』所収)八六～八七頁、なお文中の第二段階・第三段階とは石田が依拠しているデ・グラツィアの段階区分
- 〃一〇一頁
- 以上〃一〇一頁以下参照
- 『寃教授還暦祝賀論文集』(一九三四年四月、有斐閣)四二三～四二七頁参照
- 美濃部達吉先生還暦記念論文集第二卷『実定法の諸問題』所収、昭和九年
- 石田前掲論文、八七頁参照
- 前掲『寃教授還暦祝賀論文集』、四三〇～四三一頁
- 石田前掲論文、九二頁参照
- 〃四四九頁、傍線引用者
- 〃四五九頁の註41参照
- 〃四五六頁
- 〃四六五頁
- 〃四六七頁
- 〃四六七頁
- 〃四六八頁

前掲『実定法の諸問題』二七三頁

ク二一八頁参照

ク二一九頁

ク二三三一〇二三三二頁

ク二三六頁

ク二三六〇二三七頁

ク二三九頁

以上ク二四二頁

ク二四五頁

ク二四五頁參照

ク二四六頁

ク二四七頁

ク二五一頁

ク二五三頁

ク二四五頁

ク二五五頁參照

以上ク二五六〇二五七頁參照

ク二五八頁

ク二六四頁

矢部貞治における「共同体的衆民政」論の展開(二)～総力戦の政治学

〃二六五頁

〃二六五頁、および宮沢「独裁政理論の民主的扮装」(『中央公論』昭和九年二月号所収) 参照

〃二六五～二六六頁

〃二六七～二七〇頁参照

〃二七三頁

ここではさきに述べたように、デモクラシーの意味としてこの言葉をそのまま使う。したがつて、逆に「衆民政」という言葉は何の説明もなく「民主主義」・「デモクラシー」という言葉と置き換えて用いられることがある。

「独裁政と衆民政」(『吉野作造先生追悼記念 政治及政治史研究』所収) 五一八頁

『中央公論』昭和九年三月号、九六頁

『現代史資料44』三七八～三七九頁

以上、「七十五議会の審判」、「改造」昭和一五年三月号、一二〇～一二三頁参照、なお出席者は矢部の他、芦田均、小汀利得、谷川徹三、東畑精一、水谷長三郎、久米正雄

『世界的動乱と帝国国防国家体制』四七頁

前掲『筧教授還暦祝賀論文集』四七三～四七四頁

〃四七頁

前掲『世界的動乱と帝国国防国家体制』四七頁

翼賛会に行き着くまでの、政治的諸潮流の「国民運動観」についてはさしあたり、石田雄「『ファシズム期』日本における『国民運動』の組織とイデオロギー」(『近代日本の政治文化と言語象徴』所収) 参照

(162) 『現代史資料44』の75

以上々三八〇頁

(163) 前掲『世界的動乱と帝国国防国家体制』四一頁

々四一頁

(164) (165) (166) 矢部「国民政治の正道」によれば、「××（軍部か）の独裁は確かに困る。官僚の小細工も唾棄すべきだ。併しそれでは政党かといふ段になれば、正直のところ之も亦鼻つまみだ。過去の酬いなのだ。」と述べている。『經濟往来』第九卷第一二号、五頁

農村にまで全面的に流動化が及ぶという点において高度成長期をとるのが妥当であろう。

松下『現代政治の条件』三一一頁

(167) (168) (169) 石上良平は「自由主義の変容と大衆社会」において「私は『大衆デモクラシー』とは、ワイメールのドイツに典型的に見られるような現象と解している」と述べている。（『年報政治学』）このことは、ワイメール期のドイツにのみ特徴的な現象なのか、同時期の他の諸国にも当てはまるのか、これだけでははつきりしないが。

『中央公論』一九五七年八月（前掲『現代政治の条件』所収）二四四～二四五頁

以上については尾形典男「マス・デモクラシーと議会政治」（前掲『現代思想』VI所収）参照

『中央公論』昭和九年三月号所収

々九四頁

々九四頁

『中央公論』昭和六年一月号、三七九頁

矢部貞治における「共同体的衆民政」論の展開(二)～総力戦の政治学

(177) この点について、松下は前掲論文において「しかし人口のプロレタリア化とテクノロジーの高度化という大衆社会的条件は、むしろ独占段階にとって基本的な全体戦争の遺産である。したがって太平洋戦争を帝国主義戦争という『本質』規定のみ四は、この戦争の戦後日本に対する意味を充分に把握することができない。」(二五頁)と述べている。この指摘には賛成である。

〃二四六頁

(178) 「総力戦の重点遂行 日本総力戦研究座談会4」、『改造』昭和一八年五月号、二頁、参加者は矢部の他、武村忠雄（慶大教授）、川上健三（興南鍊成院）、室賀信夫（京大講師）、寺田彌吉（総力戦学会専務理事）

前掲「総力戦の重点遂行」八九頁

矢部「経済統制と政治力の問題」、『國家学会雑誌』Vol. 56 No. 3, 三～五頁参照

〃七頁参照

〃八頁

以上〃九頁

〃一一頁

〃一一～一一二頁

〃一九頁

〃一九～二二二頁参照

南原の終戦工作についてはさしあたり、向山寛夫「南原繁先生の終戦工作」（丸山真男・福田勧一編『回想の南原繁』所

収）参照

六月二九日には「三時に学部長（南原—引用者）から呼ばれ、戦争集結の問題を話した。先生も大いにフランクで、字

垣、若槻、三土、近衛等と会つた話をされた。先生の所論、少し僕も誤解してゐたところがあつて、これも今日詳しく聞いた。」という記述がある。

『大学新聞』一九四五年一〇月一日号

(195) (194) (193) (192) (191)
拙稿「矢部貞治の新憲法・戦後天皇制構想——日本国憲法成立期の国民主権論の一断面——」(『行動科学研究』第四九号
所収)

詳しくは『矢部貞治日記』一九四五年一一月四日参照

ここで「保守傍流」と規定しなかつたのは、その中には保守本流よりも復古的な潮流が含まれているからである。

日記にはじめて「協同民主主義」のことが出てくるのは一一月一四日である。「講義が了つたら田畠巖穂君が電話で来るといふので待つ。協同民主主義に基く協同組合運動に協力してくれとの事で大いに賛意を表しておく。」と記している。しかし、この時はこれ以上進展はない。